

第25回高知市総合教育会議

配付資料

- 次第
- 名簿
- 高知市総合教育会議運営要綱
- 資料等
 - 議題 1 : これからの学校の在り方について
 - 高知市人口の現状等について
 - 公共施設マネジメントに係る現状と課題
 - これからの学校の在り方について

報告事項：業務量管理・健康確保措置実施計画について

- 高知市立学校教職員の働き方改革プラン【第3期】
～高知市立学校教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画～

第25回高知市総合教育会議 次 第

令和8年8月3日（月） 15：00～17：00

たかじょう庁舎6階 大会議室

1 開 会

2 市長挨拶

3 議 題

これからの学校の在り方について

4 報告事項

業務量管理・健康確保措置実施計画について

5 その他

6 閉 会

第25回 高知市総合教育会議名簿

令和8年8月3日

職名等		氏名
市 長		桑名 龍吾
教育委員会	教育長	永野 隆史
	教育委員	谷 智子
	教育委員	森田 美佐
	教育委員	関 博之
	教育委員	大澤 梨佐

高知市総合教育会議運営要綱

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 1 条の 4 第 9 項の規定により、高知市総合教育会議運営要綱を次のように定める。

（総則）

第 1 条 高知市総合教育会議（以下「会議」という。）の運営は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「法」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

（招集）

第 2 条 市長は、法第 1 条の 4 第 3 項の規定により会議を招集しようとするときは、あらかじめ会議の場所及び日時並びに会議において協議又は調整すべき事項を教育委員会へ通知するものとする。

2 市長は、前項の通知を行ったときは、遅滞なく、当該通知に係る事項を、高知市ホームページに掲載して公表するものとする。

3 前項の規定は、第 1 項の通知に係る事項を変更した場合（会議を中止した場合を含む。）について準用する。

（会議の非公開）

第 3 条 市長は、法第 1 条の 4 第 6 項ただし書の規定により会議を公開しないこととした場合は、あらかじめ、その旨を公表することとする。この場合においては、第 2 条第 2 項の規定を準用する。

2 前項の規定は、会議の中途において生じた事態により、緊急に会議を公開しないこととする場合は、適用しない。

（議事録）

第 4 条 市長は、法第 1 条の 4 第 7 項の議事録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 開会及び閉会に関する事項
- (2) 出席者（傍聴人除く。）の氏名
- (3) 協議又は調整に係る事項及びこれに関する出席者の発言
- (4) その他市長が必要と認めた事項

2 市長は、議事録を作成したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。この場合においては第 2 条第 2 項の規定を準用する。ただし、前条の規定の場合にあっては、公表しないことができる。

（議事進行及び庶務）

第 5 条 会議の議事進行及び庶務は、政策企画部が行う。

（補足）

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に際し必要な事項は、市長が会議に諮って定める。

附則

この要綱は、平成 27 年 4 月 27 日から施行する。

附則

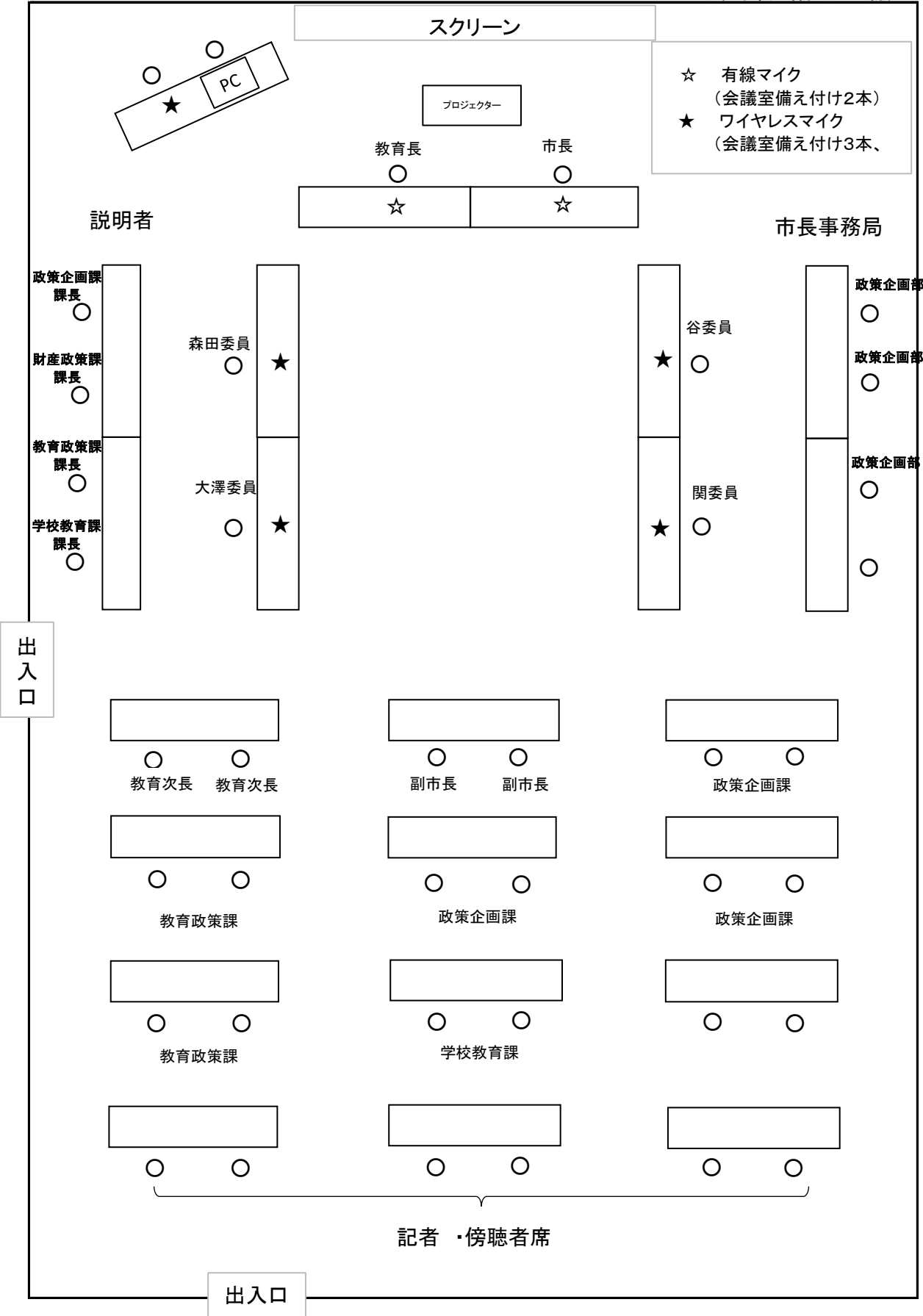
この要綱は、平成 29 年 10 月 24 日から施行し、この要綱による改正後の高知市総合教育会議運営要綱の規定は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この要綱は、令和 7 年 4 月 30 日から施行し、この要綱による改正後の高知市総合教育会議運営要綱の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

第25回高知市総合教育会議 配席図

令和8年8月3日(月) 15:00～
たかじょう庁舎6階 大会議室



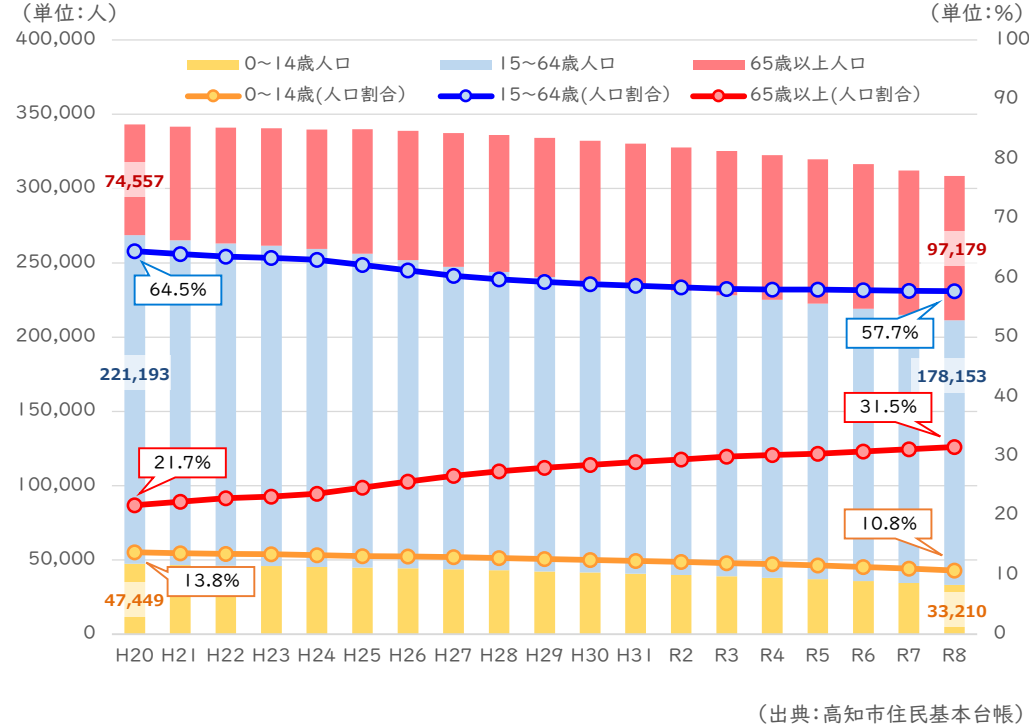
高知市人口の現状等について

政策企画部政策企画課

高知市の人口推移

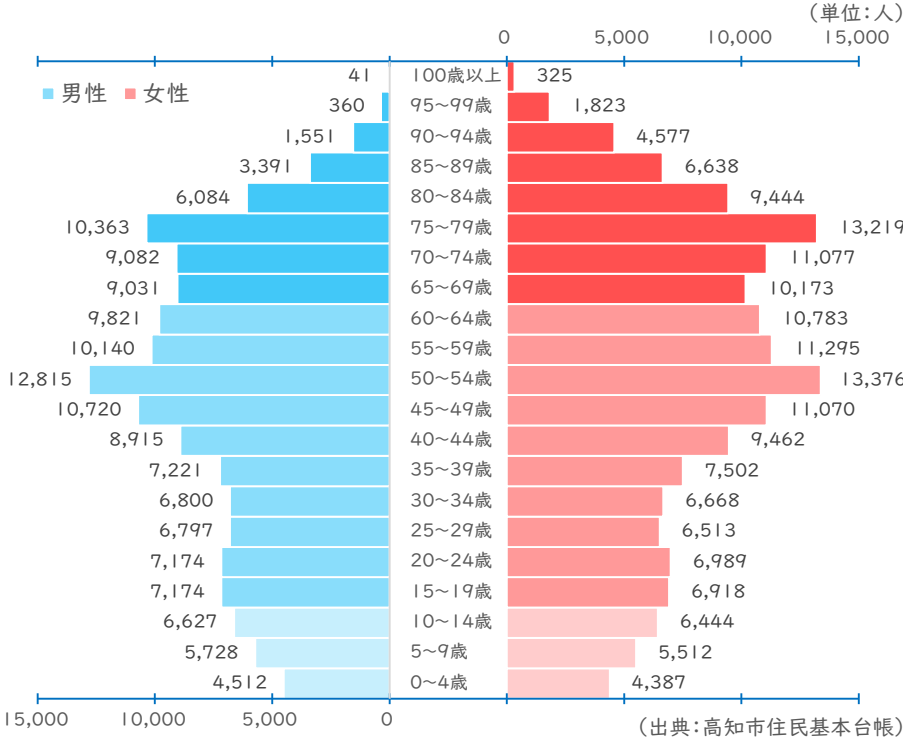
年齢3区分別人口の推移(各年1月1日現在)

年少人口(0～14歳)及び生産年齢人口(15～64歳)の人口割合は低下する一方で、老年人口(65歳以上)の人口割合は増加しており、少子高齢化が進行している。



人口ピラミッド(令和8年1月1日現在)

年少人口(0～14歳)の人口割合が低く、老年人口(65歳以上)の人口割合が高いつば型の人口ピラミッドとなっており、今後も人口減少が進んでいくことが予想される。



推計人口(各年10月1日現在)

※ 令和8年のみ7月1日現在

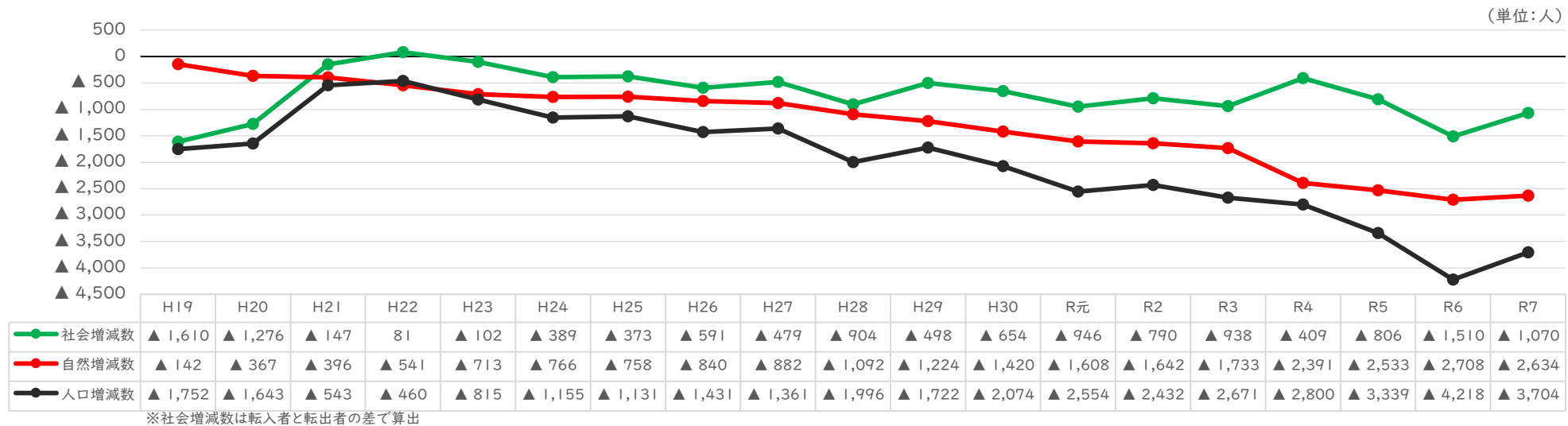
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
総人口	337,190人 (▲0.60%)	335,231人 (▲0.58%)	333,284人 (▲0.58%)	331,368人 (▲0.57%)	328,937人 (▲0.73%)	326,545人 (▲0.73%)	324,099人 (▲0.75%)	321,215人 (▲0.89%)	317,865人 (▲1.04%)	313,889人 (▲1.25%)	310,002人 (▲1.24%)	307,068人 [※] (▲0.95%)
男性	157,002人 (▲0.44%)	156,113人 (▲0.57%)	155,289人 (▲0.53%)	154,417人 (▲0.56%)	153,259人 (▲0.75%)	152,455人 (▲0.53%)	151,402人 (▲0.69%)	150,045人 (▲0.90%)	148,637人 (▲0.94%)	146,851人 (▲1.20%)	144,967人 (▲1.28%)	143,671人 (▲0.89%)
女性	180,188人 (▲0.73%)	179,118人 (▲0.59%)	177,998人 (▲0.63%)	176,951人 (▲0.59%)	175,678人 (▲0.71%)	174,090人 (▲0.90%)	172,697人 (▲0.80%)	171,170人 (▲0.88%)	169,228人 (▲1.14%)	167,038人 (▲1.29%)	165,035人 (▲1.20%)	163,397人 (▲0.99%)
総世帯数	153,594世帯	153,824世帯	154,098世帯	154,490世帯	154,703世帯	154,171世帯	154,519世帯	154,589世帯	154,456世帯	154,154世帯	153,718世帯	153,695世帯

※ カッコ内の数値は対前年比

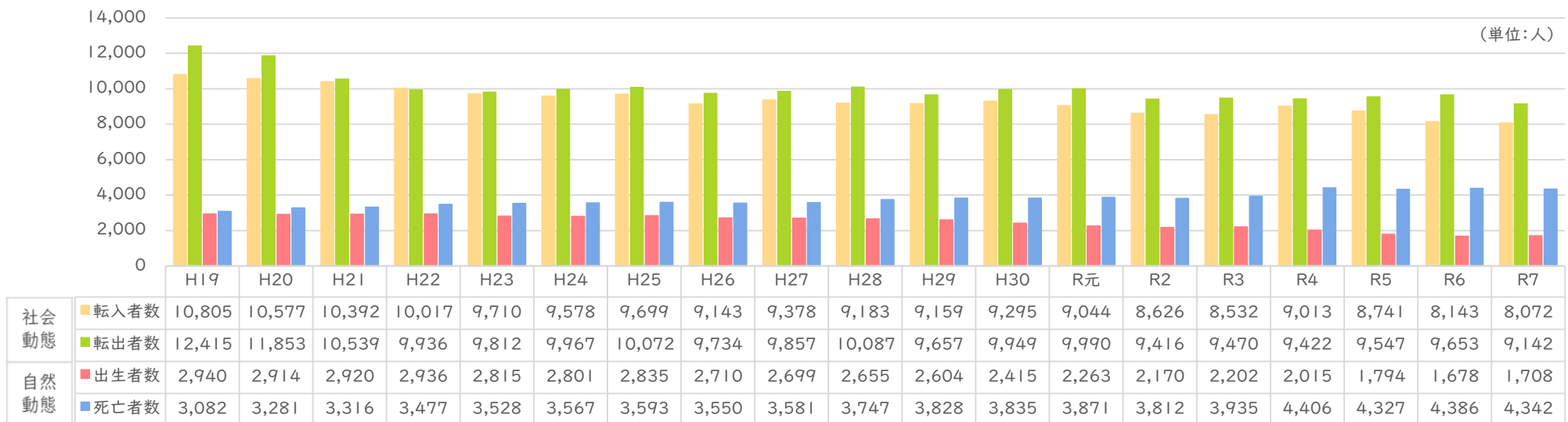
(出典:高知市推計人口)

人口動態の推移

令和7年の人口動態は、前年（令和6年）と比較すると一部に改善の兆しが見られるものの、全体としては依然として厳しい状況が続いている。
社会増減数は、前年から2倍近い転出超過となった令和6年（1,510人）から大幅に改善したものの、過去の推移と比較すると依然として大きな転出超過となっている。
一方で、出生者数は前年をわずかに上回ったものの、引き続き2,000人を下回る低水準にとどまっており、死亡者数も4,342人と高止まりしていることから、結果として自然減少幅も引き続き大きい状態が続いている。



（出典：高知市住民基本台帳）

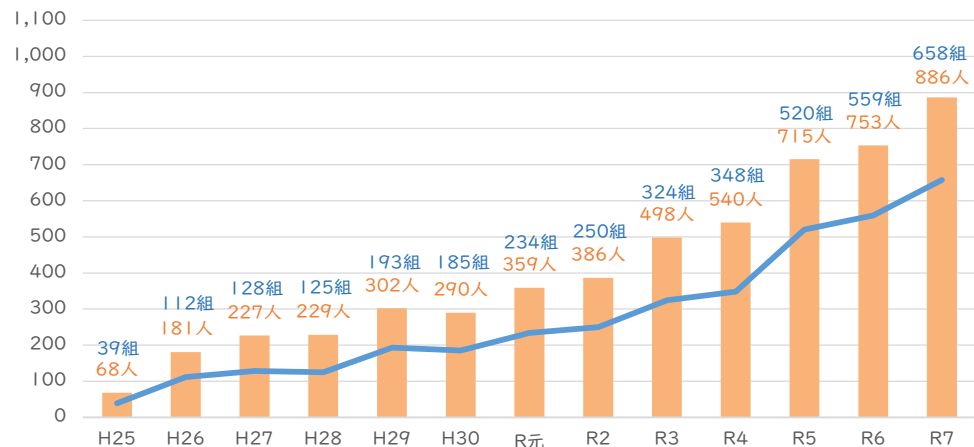


（出典：高知市住民基本台帳）

■県外からの移住者数

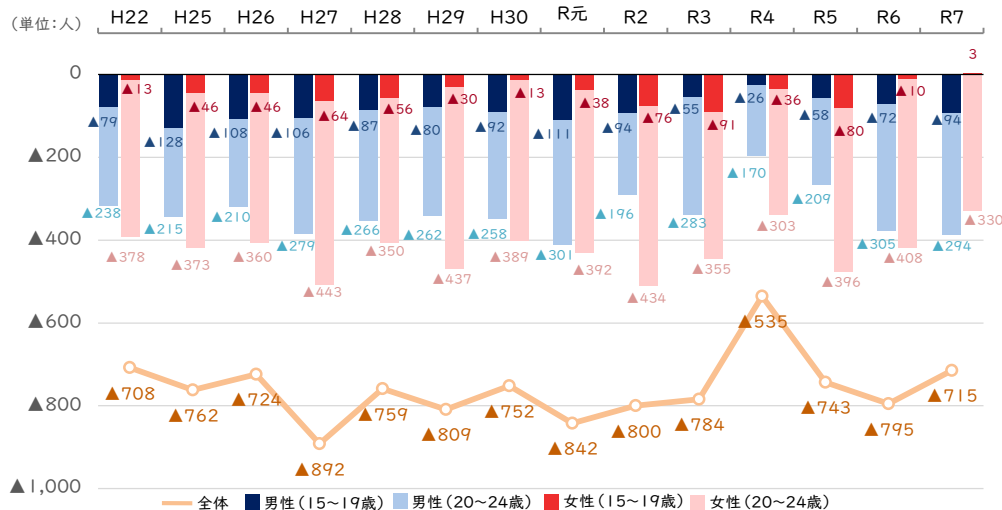
(単位:人・組)

■ 県外からの移住者数 ■ 県外からの移住組数



■15~24歳の県外への転出超過数

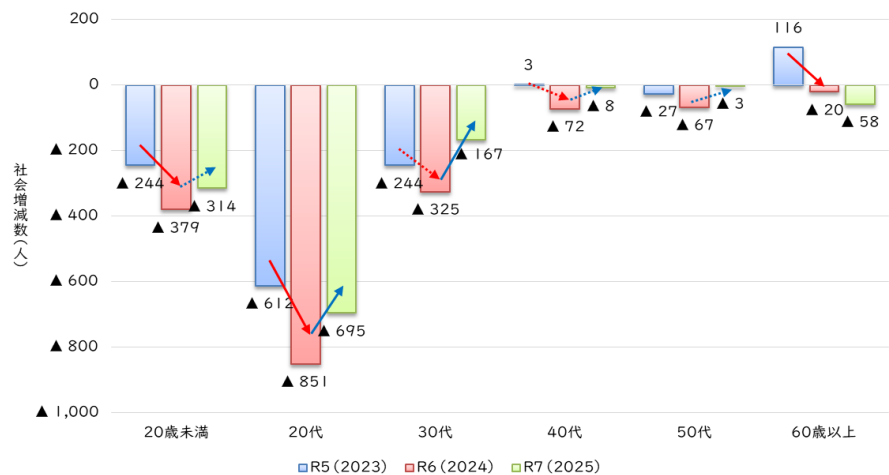
(単位:人)



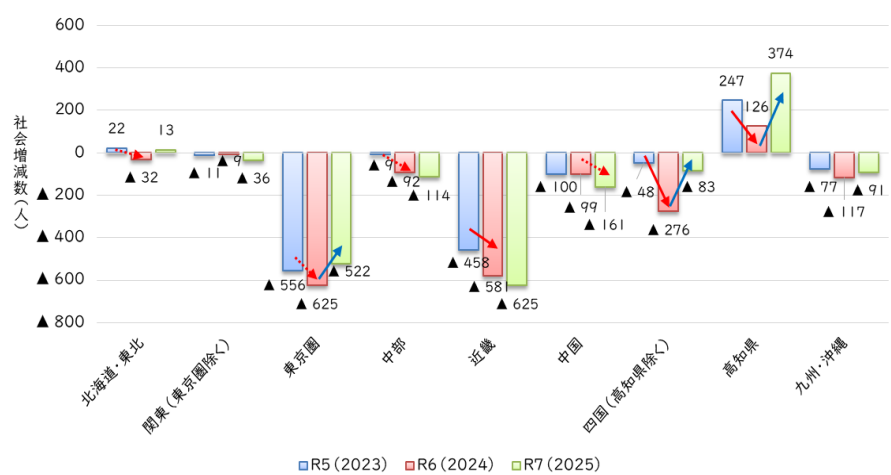
(出典:高知市住民基本台帳)

(参考)社会増減数のR5~R7対比(年代別・地域別)

社会増減数のR5-R6-R7対比(年代別)



社会増減数のR5-R6-R7対比(地域別)



(出典:総務省 住民基本台帳人口移動報告、高知市住民基本台帳)

令和7年国勢調査速報値について

【人口】

- 都道府県の人口は、東京都と沖縄県の2都県で人口増加、その他45道府県で減少。
- 市町村の人口は、161市町村(9.4%)で人口増加、1,558市町村(90.6%)で減少。

【世帯数】

- 都道府県の世帯数は、32都府県で増加、15道府県で減少。1世帯当たり人員は2.15人であり、全ての都道府県で減少。

高知県・高知市の状況

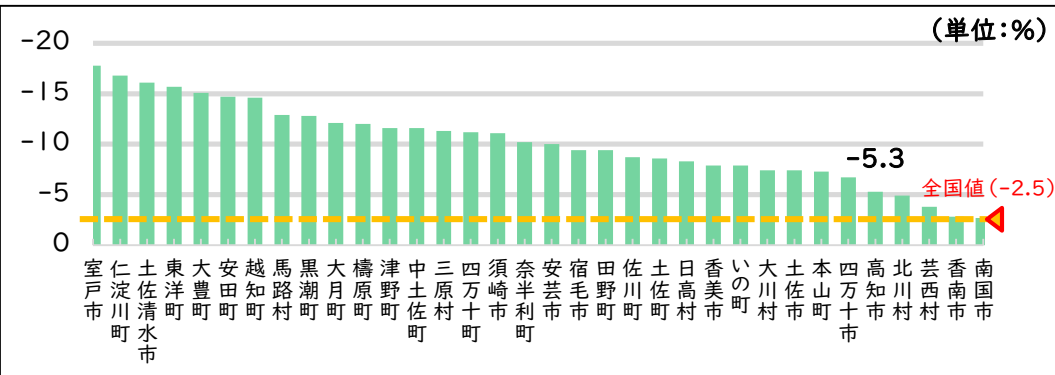
	人口(人)			人口増減			
	2015年	2020年	2025年	2015年~2020年		2020年~2025年	
				(人)	(率)	(人)	(率)
高知県	728,276	691,527	643,437	▲36,749	▲5.0%	▲48,090	▲7.0%
高知市	337,190	326,545	309,383	▲10,645	▲3.2%	▲17,162	▲5.3%

	世帯数(世帯)			世帯増減				1世帯当たり人員(人)※		
	2015年	2020年	2025年	2015年~2020年		2020年~2025年		2015年	2020年	2025年
				(世帯)	(率)	(世帯)	(率)			
高知県	319,011	315,272	306,794	▲3,739	▲1.2%	▲8,478	▲2.7%	2.28	2.19	2.10
高知市	153,594	154,171	152,654	577	0.4%	▲1,517	▲1.0%	2.19	2.12	2.03

人口減数ランキング

順位	市町村	人口(人)	減少数(人)
1	北九州市(福岡県)	904,289	▲34,740
2	静岡市(静岡県)	659,620	▲33,769
3	京都市(京都府)	1,431,713	▲32,010
⋮	⋮	⋮	⋮
19	高知市(高知県)	309,383	▲17,162

県内市町村別人口増減率



(出典:総務省「令和7年国勢調査 人口速報集計 結果の要約」、「令和7年国勢調査人口速報集計結果 全国・都道府県・市町村別人口及び世帯数 結果の概要」、e-Stat(政府統計の総合窓口))

「令和7年国勢調査人口速報集計結果 全国・都道府県・市町村別人口及び世帯数 結果の概要」(抜粋)

表Ⅱ-1 都道府県別人口、人口増減及び人口密度(2015年～2025年)

都道府県	人 口 (人)				人口増減				面積 (km ²)	人口密度 ³⁾ (人/km ²)		
	2015年	2020年	順位	2025年	2015年～2020年 ¹⁾		2020年～2025年 ²⁾				増減率の 差 (ポイント)	
					実数 (人)	率 (%)	実数 (人)	率 (%)				
全 国	127,094,745	126,146,099	—	123,049,524	—	-948,646	-0.7	-3,096,575	-2.5	-1.7	377,979.67	329.9
北海道	5,381,733	5,224,614	8	4,985,419	9	-157,119	-2.9	-239,195	-4.6	-1.7	83,422.27	63.6
青森県	1,308,265	1,237,984	31	1,140,395	31	-70,281	-5.4	-97,589	-7.9	-2.5	9,645.11	118.2
岩手県	1,279,594	1,210,534	32	1,125,502	32	-69,060	-5.4	-85,032	-7.0	-1.6	15,275.05	73.7
宮城県	2,333,899	2,301,996	14	2,227,240	14	-31,903	-1.4	-74,756	-3.2	-1.9	7,282.34	305.8
秋田県	1,023,119	959,502	38	882,100	39	-63,617	-6.2	-77,402	-8.1	-1.8	11,633.69	75.8
山形県	1,123,891	1,068,027	36	993,127	36	-55,864	-5.0	-74,900	-7.0	-2.0	9,323.15	106.5
福島県	1,914,039	1,833,152	21	1,711,937	21	-80,887	-4.2	-121,215	-6.6	-2.4	13,784.41	124.2
茨城県	2,916,976	2,867,009	11	2,791,207	11	-49,967	-1.7	-75,082	-2.6	-0.9	6,098.32	457.7
栃木県	1,974,255	1,933,146	19	1,864,833	19	-41,109	-2.1	-68,313	-3.5	-1.5	6,408.09	291.0
群馬県	1,973,115	1,939,110	18	1,867,582	18	-34,005	-1.7	-71,528	-3.7	-2.0	6,362.28	293.5
埼玉県	7,266,534	7,344,765	5	7,287,169	5	78,231	1.1	-57,596	-0.8	-1.9	3,797.75	1,918.8
千葉県	6,222,666	6,284,480	6	6,258,512	6	61,814	1.0	-25,968	-0.4	-1.4	5,156.48	1,213.7
東京都	13,515,271	14,047,594	1	14,246,219	1	532,322	3.9	198,621	1.4	-2.5	2,199.94	6,475.7
神奈川県	9,126,214	9,237,337	2	9,193,657	2	111,124	1.2	-43,676	-0.5	-1.7	2,416.55	3,804.5
新潟県	2,304,264	2,201,272	15	2,068,476	15	-102,992	-4.5	-132,796	-6.0	-1.6	12,583.80	164.4
富山県	1,066,328	1,034,814	37	985,675	37	-31,514	-3.0	-49,139	-4.7	-1.8	4,247.55	232.1
石川県	1,154,008	1,132,526	33	1,088,221	33	-21,482	-1.9	-44,305	-3.9	-2.1	4,190.94	259.7
福井県	786,740	766,863	43	729,386	43	-19,877	-2.5	-37,477	-4.9	-2.4	4,190.56	174.1
山梨県	834,930	809,974	42	779,912	42	-24,956	-3.0	-30,062	-3.7	-0.7	4,465.27	174.7
長野県	2,098,804	2,048,011	16	1,954,950	16	-50,793	-2.4	-93,061	-4.5	-2.1	13,561.57	144.2
岐阜県	2,031,903	1,978,742	17	1,891,489	17	-53,161	-2.6	-87,253	-4.4	-1.8	10,621.29	178.1
静岡県	3,700,305	3,633,202	10	3,468,845	10	-67,103	-1.8	-164,357	-4.5	-2.7	7,777.00	446.0
愛知県	7,483,128	7,542,415	4	7,449,403	4	59,287	0.8	-93,012	-1.2	-2.0	5,173.26	1,440.0
三重県	1,815,865	1,770,254	22	1,694,896	22	-45,611	-2.5	-75,358	-4.3	-1.7	5,774.48	293.5
滋賀県	1,412,916	1,413,610	26	1,392,439	26	694	0.0	-21,171	-1.5	-1.5	4,017.38	346.6
京都府	2,610,353	2,578,087	13	2,502,747	13	-32,266	-1.2	-75,340	-2.9	-1.7	4,612.09	542.6
大阪府	8,839,469	8,837,685	3	8,764,578	3	-1,784	-0.0	-73,107	-0.8	-0.8	1,905.26	4,600.2
兵庫県	5,534,800	5,465,002	7	5,323,825	7	-69,798	-1.3	-141,177	-2.6	-1.3	8,400.82	633.7
奈良県	1,364,316	1,324,473	29	1,269,180	27	-39,843	-2.9	-55,293	-4.2	-1.3	3,690.94	343.9
和歌山県	963,579	922,584	40	864,262	40	-40,995	-4.3	-58,322	-6.3	-2.1	4,724.65	182.9
鳥取県	573,441	553,407	47	523,732	47	-20,034	-3.5	-29,675	-5.4	-1.9	3,507.05	149.3
島根県	694,352	671,126	46	629,460	46	-23,226	-3.3	-41,666	-6.2	-2.9	6,707.79	93.8
岡山県	1,921,525	1,888,432	20	1,808,664	20	-33,093	-1.7	-79,768	-4.2	-2.5	7,114.44	254.2
広島県	2,843,990	2,799,702	12	2,683,399	12	-44,288	-1.6	-116,303	-4.2	-2.6	8,478.16	316.5
山口県	1,404,729	1,342,059	27	1,264,006	28	-62,670	-4.5	-78,053	-5.8	-1.4	6,112.90	206.8
徳島県	755,733	719,559	44	675,489	44	-36,174	-4.8	-44,070	-6.1	-1.3	4,146.96	162.9
香川県	976,263	950,244	39	907,725	38	-26,019	-2.7	-42,519	-4.5	-1.8	1,876.83	483.6
愛媛県	1,385,262	1,334,841	28	1,260,088	29	-50,421	-3.6	-74,753	-5.6	-2.0	5,675.82	222.0
高知県	728,276	691,527	45	643,437	45	-36,749	-5.0	-48,090	-7.0	-1.9	7,102.28	90.6
福岡県	5,101,556	5,135,214	9	5,081,879	8	33,658	0.7	-53,335	-1.0	-1.7	4,987.24	1,019.0
佐賀県	832,832	811,442	41	781,214	41	-21,390	-2.6	-30,228	-3.7	-1.2	2,440.64	320.1
長崎県	1,377,187	1,312,317	30	1,232,190	30	-64,870	-4.7	-80,127	-6.1	-1.4	4,131.21	298.3
熊本県	1,786,170	1,738,301	23	1,678,090	23	-47,869	-2.7	-60,211	-3.5	-0.8	7,409.13	226.5
大分県	1,166,338	1,123,852	34	1,076,875	34	-42,486	-3.6	-46,977	-4.2	-0.5	6,340.62	169.8
宮崎県	1,104,069	1,069,576	35	1,018,904	35	-34,493	-3.1	-50,672	-4.7	-1.6	7,734.16	131.7
鹿児島県	1,648,177	1,588,256	24	1,512,969	24	-59,921	-3.6	-75,287	-4.7	-1.1	9,186.04	164.7
沖縄県	1,433,566	1,467,480	25	1,468,220	25	33,914	2.4	740	0.1	-2.3	2,282.11	643.4

表Ⅲ-4 人口増減数の大きい市町村の人口及び人口増減数(2020年～2025年)

順位	人口増加数の大きい市町村	人口(人) 2025年	増加数(人) 2020年～2025年	人口減少数の大きい市町村	人口(人) 2025年	減少数(人) 2020年～2025年
1	特別区部(東京都)	9,953,160	219,884	北九州市(福岡県)	904,289	-34,740
2	大阪市(大阪府)	2,808,624	56,212	静岡市(静岡県)	659,620	-33,769
3	福岡市(福岡県)	1,663,892	51,500	京都市(京都府)	1,431,713	-32,010
4	つくば市(茨城県)	268,991	27,335	新潟市(新潟県)	759,618	-29,657
5	川崎市(神奈川県)	1,561,132	22,870	広島市(広島県)	1,172,423	-28,331
6	さいたま市(埼玉県)	1,345,016	20,991	神戸市(兵庫県)	1,497,630	-27,522
7	千葉市(千葉県)	994,970	20,019	長崎市(長崎県)	381,738	-27,380
8	流山市(千葉県)	215,130	15,281	いわき市(福島県)	306,495	-26,436
9	名古屋市(愛知県)	2,345,892	13,716	浜松市(静岡県)	765,750	-24,968
10	吹田市(大阪府)	394,503	8,936	旭川市(北海道)	305,701	-23,605
11	柏市(千葉県)	435,373	8,905	横須賀市(神奈川県)	364,978	-23,100
12	印西市(千葉県)	110,400	7,791	呉市(広島県)	191,653	-22,939
13	船橋市(千葉県)	650,635	7,728	堺市(大阪府)	803,333	-22,828
14	大和市(神奈川県)	246,263	7,094	横濱市(神奈川県)	3,754,840	-22,651
15	藤沢市(神奈川県)	443,894	6,989	福山市(広島県)	439,994	-20,936
16	新藤市(埼玉県)	147,109	6,026	函館市(北海道)	230,498	-20,586
17	立川市(東京都)	189,141	5,560	青森市(青森県)	256,180	-19,012
18	八千代市(千葉県)	205,052	5,554	八戸市(青森県)	205,136	-18,279
19	海老名市(神奈川県)	141,660	5,144	高知市(高知県)	309,383	-17,162
20	津田市(滋賀県)	148,731	4,818	下関市(山口県)	237,892	-17,159

表Ⅲ-5 人口増減率の高い市町村の人口及び人口増減率(2020年～2025年)

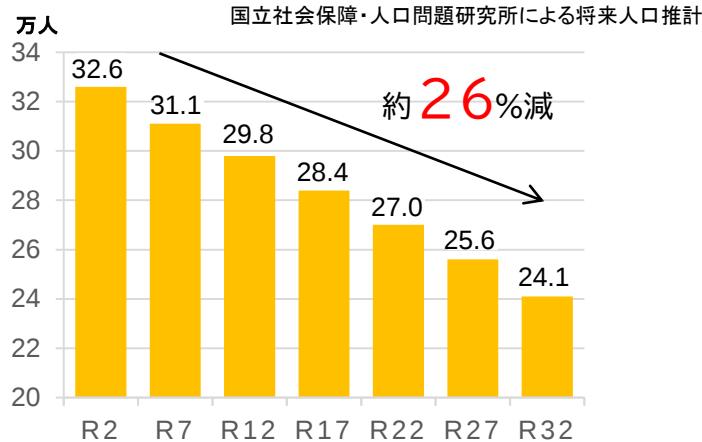
順位	人口増加率の高い市町村 ¹⁾	人口(人) 2025年	増加率(%) 2020年～2025年	人口減少率の高い市町村	人口(人) 2025年	減少率(%) 2020年～2025年
1	大熊町(福島県)	1,534	81.1	珠洲市(石川県)	8,528	-34.0
2	富岡町(福島県)	2,890	35.8	波島町(沖縄県)	234	-32.4
3	淡江町(福島県)	2,573	33.8	輪島市(石川県)	18,072	-26.6
4	鶴岡市(福島県)	4,543	22.5	夕張市(北海道)	5,618	-23.4
5	占冠村(北海道)	1,487	13.9	神流町(群馬県)	1,298	-21.1
6	つくば市(茨城県)	268,991	11.3	南牧村(群馬県)	1,273	-21.0
7	宮野座村(沖縄県)	6,319	8.3	中川町(北海道)	1,230	-19.5
8	南幌町(北海道)	7,890	7.8	上川町(北海道)	1,893	-19.2
9	流山市(千葉県)	215,130	7.6	今別町(青森県)	1,890	-19.0
10	印西市(千葉県)	110,400	7.6	月形町(北海道)	2,993	-18.9
11	西原村(熊本県)	6,852	6.6	能登町(石川県)	12,727	-18.9
12	野代田町(長野県)	16,555	6.4	野迫川村(奈良県)	290	-18.8
13	嘉島町(熊本県)	10,104	5.8	下市町(奈良県)	4,108	-18.4
14	ニセコ町(北海道)	5,370	5.8	若桜町(鳥取県)	2,337	-18.4
15	八重瀬町(沖縄県)	32,688	5.6	北相木村(長野県)	615	-18.2
16	長久手市(愛知県)	63,385	5.4	積丹町(北海道)	1,498	-18.2
17	吉岡町(群馬県)	22,900	5.1	上杉川町(北海道)	2,327	-18.1
18	大津町(熊本県)	36,941	5.0	天塩村(長野県)	965	-18.1
19	東川町(北海道)	8,726	5.0	佐井村(青森県)	1,465	-18.1
20	舟橋村(富山県)	3,277	4.6	玉滝村(長野県)	586	-18.0

1) 2020年に人口が0人であった福島県双葉町は含まない。

公共施設マネジメントに係る現状と課題

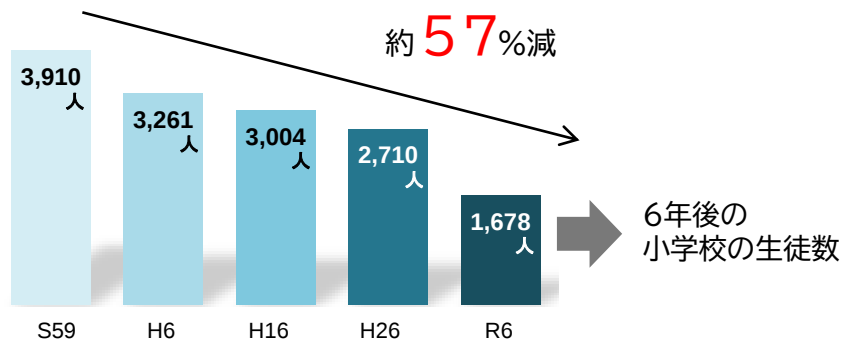
総合教育会議資料
令和8年8月3日（月）
高知市財務部財産政策課

1 高知市の将来推計人口



人口減少等という社会変化を踏まえ、
施設の適正規模・適正配置のアップデートが急務

2 高知市の出生数



著しい出生数の減少により、1クラスあたりの生徒数が減少

- ・ クラス替えができず、人間関係が固定化されるリスク
- ・ 多様な価値観に触れる機会の損失(社会性の育成不足)
- ・ 部活動、クラブ活動の種類が限定される など

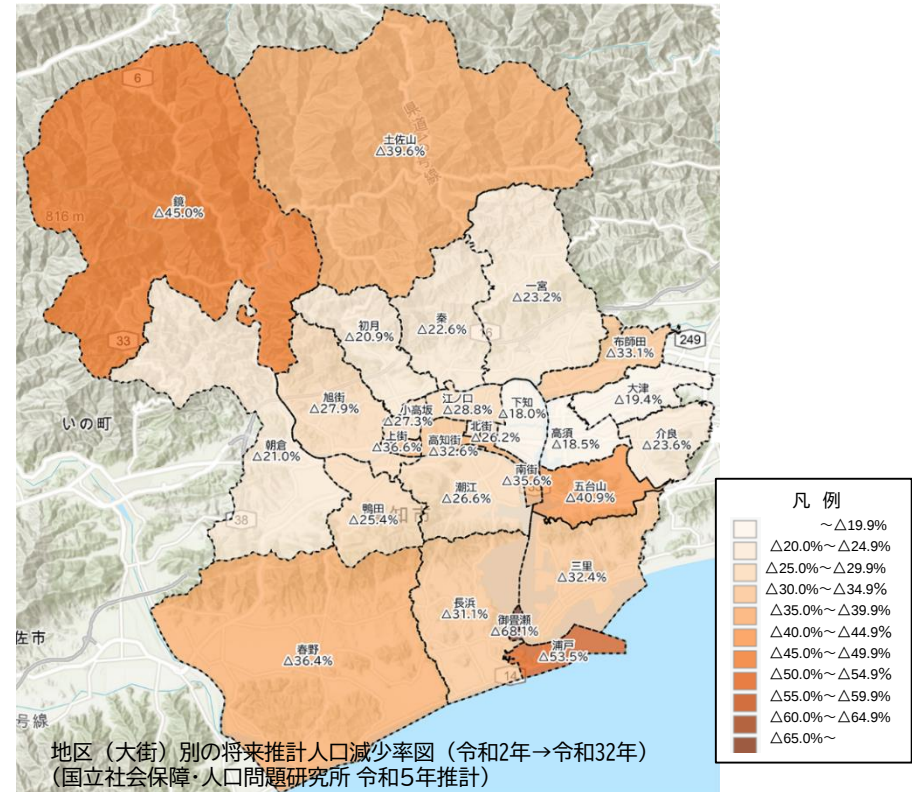
少子化に伴う学校の小規模化・過小規模化のリスクが発生

児童・生徒数に応じた学校規模の適正化が必要

3 地区(大街)別の将来推計人口

地区(大街)別の将来推計人口の減少率（令和2年と令和32年を比較）は、市内全ての地域で削減率が高くなっており、特に

御畳瀬と浦戸の人口減少率は50%以上と非常に高い。



4 公共施設に係る維持管理費（人件費、光熱費、修繕費等）

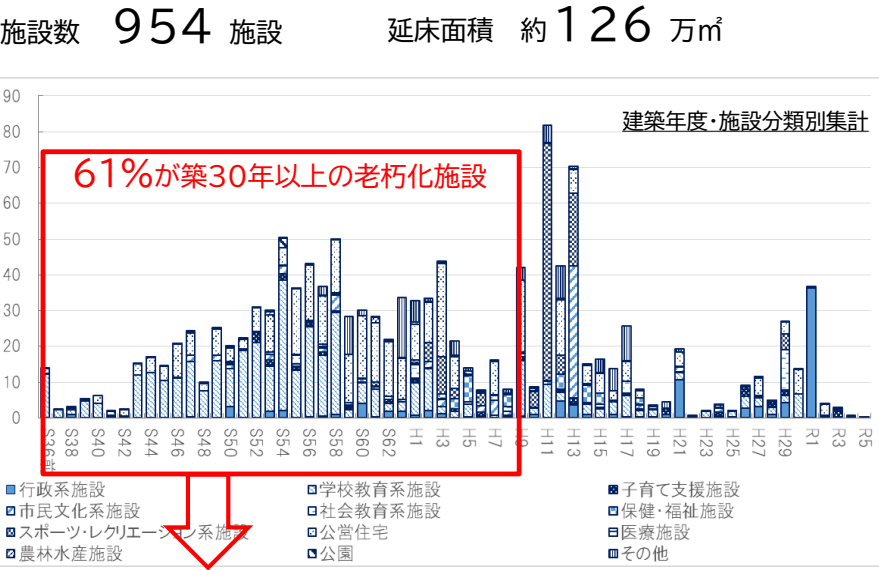


公共施設の維持管理費 年間約 **165億円**
（R元～R5年の平均値）

厳しい財政状況の中、
全ての施設を安全・安心に、
適正管理し続けることは困難

公共施設マネジメントに係る現状と課題

5 公共施設の現状と建設の経緯



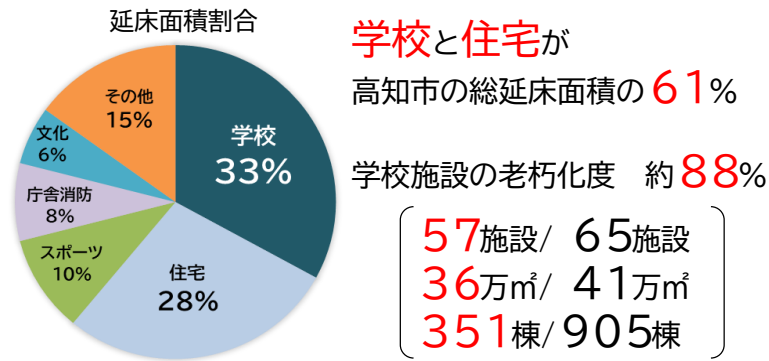
人口増加を背景に行政サービスの充実を図るため、多くの施設を建設

6 全国で報道された老朽化による学校事故

発生時期	自治体	発生事案の内容	発生原因
令和6年11月	豊中市 (大阪府)	小学校校舎2階の廊下の天井からコンクリート片が落下	天井の老朽化
令和6年9月	多度津町 (香川県)	県立高校の教室の天井からコンクリートが剥離落下	天井の老朽化
令和6年7月	熊本市 (熊本県)	市立専門学校校舎の天井から40kgの石膏ボードが落下	雨漏りによる天井材の不具合
令和6年2月	西条市 (愛媛県)	中学校校舎の屋上から幅1.5mにわたり壁の一部が落下	学校の外壁の老朽化
令和5年10月	久喜市 (埼玉県)	小学校の3階(高さ9m)からモルタル片が落下	学校の外壁の老朽化

安全・安心であるはずの学校が老朽化によって事故を招くリスクに

7 高知市の学校の現状と老朽化度（築30年以上）



8 既に耐用年数を超過している学校

学校名	舎屋	棟	延床面積	築年数
第六小学校	東舎		2,034.69	★ 92
	給食室		350.00	72
潮江東小学校	北西舎	管理・特別教室棟	1,685.94	71
	南舎	特別教室棟②-1	757.00	70
	南舎	特別教室棟②-2	251.88	67
	南舎	特別教室棟②-3	1,231.42	67
五台山小学校	西舎	教室棟	758.66	67
	体育館	屋内運動場棟	1,067.00	66
第四小学校	西舎		758.66	66
朝倉小学校	北舎	西棟	1,679.00	65
	北舎	東棟	280.00	64
江ノ口小学校	北舎		1,017.02	64
	体育館	屋内運動場棟	1,676.02	64
潮江小学校	北舎	普通教室棟	253.34	63
	体育館	屋内運動場棟	1,013.34	63
	体育館	渡り廊下棟	836.36	62
	中舎	東棟	256.62	62
秦小学校	下西舎	特別教室棟・教室棟	2,533.44	61
	北舎	普通・特別教室棟	2,064.63	61
	南舎	特別教室棟	1,276.58	60
	体育館	屋内運動場棟	332.00	60
	給食室	給食室棟	2,687.15	60
				2

高知市公共施設マネジメント基本計画

1 計画改訂におけるテーマ

将来負担を過剰にしない
公共施設に係るマネジメントのアップデート

2 本計画のポイント

- 実施サービスのアップデートに基づく施設の将来のあり方を検討
- 過剰な将来負担としないための施設保有量、再整備方針のアップデート
- 目指す将来の理想像と、取組方針、取組内容の明確化
- 「公共施設等総合管理計画」との統合によるアップデート

3 計画期間

令和8年度(2026年度)から令和17年度(2035年度) 10年間

4 対象施設

本市が保有する全ての公共施設(公共建築物及びインフラ施設)

5 計画の位置付け

2011高知市総合計画 後期基本計画 「持続可能な公共施設の提供」

高知市公共施設マネジメント基本方針 (H26.3策定)

高知市公共施設白書 (H27.3策定、R2.5改訂、R7.6改訂)

令和7年度の取組

高知市公共施設マネジメント基本計画
(H28.2策定、R3.8改訂、R8.3改訂)

高知市公共施設等総合管理計画
(H27.9策定、R4.3改訂)

高知市公共施設長期保全計画
(H31.3策定)

高知市個別施設保全計画
(R2.5策定)

高知市公共施設再配置計画
(H29.11策定、R6.3修正)

高知市公共施設マネジメント
アクションプラン

6 公共施設のあり方・理想像(令和36年度末時点)

- 市民が全ての公共施設を安全・安心に利用できている
- 市民の利用状況や社会的要求に合わせた機能を備えた公共施設となっている
- 維持管理による財政負担が適正である
- サービスが重複する公共施設は、市民の理解を得て複合化し世代を超えて親しまれるものとなっている
- 複合化が難しい公共施設は、適正な配置、規模となっている
- 公共施設を活用した歳入確保策が確立している

7 具体的な取組内容

	取組項目	取組概要
① 管理の最適化	(1) 適切な施設点検の実施による安全確保	法定点検の実施 「公共施設自主点検マニュアル」に基づく自主点検の実施促進
	(2) 適切な修繕の実施	「修繕一括査定」による財源の有効活用 緊急修繕必要時に備えた「公共施設マネジメント基金」の運用
	(3) 民間活力の活用	民間活力を活用したPPP/PFI、包括管理委託等、新たな維持管理方法の導入
	(4) ライフサイクルコストの抑制	デザイン性が高いなど、将来の維持管理コスト増に繋がる建設・整備の抑制 建物の老朽度等に応じた適切な再整備手法(長寿命化)の検討 延床面積100㎡未満の建物の建替え時に、リース・レンタル等の比較検討を行う
② 機能の最適化	(5) サービスの現状確認とサービス内容のアップデートの検討	施設における実施サービスの状況や社会的要求を定期的に確認するとともに、必要に応じて条例の見直し等を検討
	(6) 環境に配慮した施設の運用	「市有施設包括的エネルギー管理標準」に基づく省エネルギーの推進 本市施設における清掃工場の余剰電力の有効活用
	(7) 災害への備え	南海トラフ地震等の大規模災害時における行政機能や防災拠点の機能を確保
	(8) バリアフリー化、ユニバーサルデザイン化、環境への配慮	建物の新設、改修は、バリアフリー、ユニバーサルデザイン、環境に配慮した整備
③ 総量の最適化	(9) 実施サービス分析に基づく複合化の実施	取組(5)によって把握したサービスの現状を踏まえ、重複サービスを行う施設の複合化を検討し実施
	(10) 同分類施設の統廃合の実施	地域別分析、人口動態分析等に基づく配置、規模の適正化検討による統廃合を検討し実施
	(11) 施設ごとのサービス分析による保有量見直し	将来の利用者数、稼働率等の想定に基づき、必要なサービスを想定し、機能や保有量の見直しを行う
	(12) 効果的な広報	複合化、統廃合を進める上で、利用者、周辺住民へ説明を行うための広報
④ 施設の利活用	(13) ネーミングライツの導入、運用	アピールポイントを的確に伝え、ネーミングライツパートナーの確保に努める
	(14) 遊休資産の利活用	行政目的での使用を終えた土地や建物について、「遊休資産利活用の手引き」に基づき積極的な利活用を行う

8 将来負担の軽減に向けた目標削減量等(建替え時の共通ルール)

▼ 長寿命化した場合、将来的には莫大な施設の建て替え費用が生じるため、**原則長寿命化は検討しない**ものとし、複合化や統廃合を早期に検討

▼ 令和36年度末までに耐用年数を迎える建築物について

① 建替え時における既存建築物と同構造と比較した

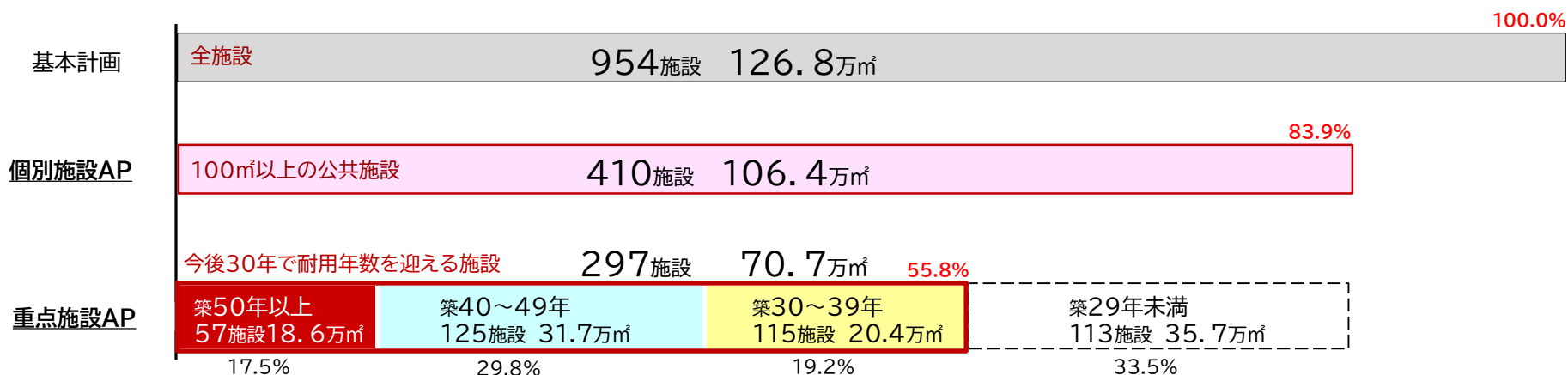
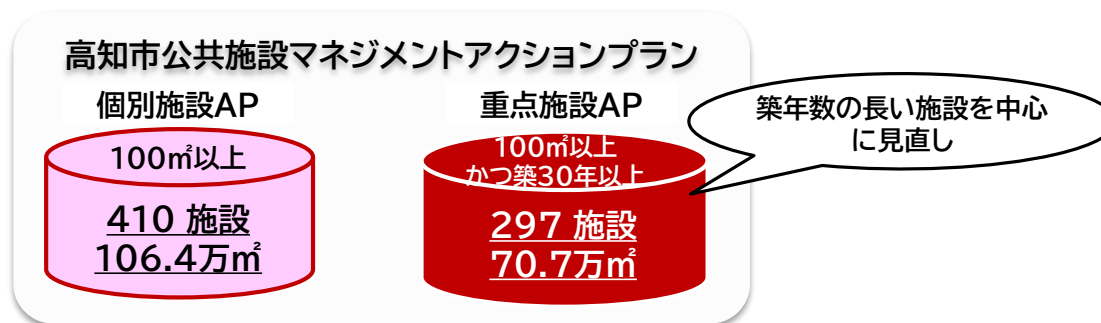
ライフサイクルコスト削減率50%以上

② 建替え時における既存建築物からの**延床面積削減率50%以上**

高知市公共施設マネジメントアクションプラン

- ▼策定趣旨 : 高知市公共施設マネジメント基本計画に基づき、市が保有する膨大な公共施設を過剰な将来負担としないため、施設の統廃合や集約化・複合化などサービスや施設の将来像を具体的に示す実施計画。
- ▼計画期間 : 令和9年度から令和16年度まで
- ▼対象施設 : 個別施設アクションプラン／100㎡以上の公共施設に係る実施計画（410施設）
重点施設アクションプラン／100㎡以上かつ今後30年で耐用年数を迎える公共施設に係る実施計画（297施設）
- ▼目標削減量 : 今後30年で耐用年数を迎える公共施設について、
 - ① 建替え時における既存建築物と同構造と比較したライフサイクルコスト削減率50%以上 又は
 - ② 建替え時における既存建築物からの延床面積削減率50%以上

▼イメージ図





横田 慎一
公認会計士
事務所

行政サービスのアップデートと 持続可能な公共施設マネジメントについて

令和8年5月19日

総務省「経営・財務マネジメント強化事業」アドバイザー
公認会計士・認定ファシリティマネジャー・博士(商学)
横田 慎一

本講演の内容

- 1 公共施設マネジメントの必要性
- 2 行政サービスをアップデートするという考え
- 3 行政サービスを起点に公共施設をアップデートする

行政サービスをアップデートする

行政サービスへのニーズは時代に応じて変わるため、その変化に応じて行政サービスをアップデートする必要がある

≫ 公共施設の統廃合は進めるが、行政サービスはアップデートするという「充実」に向けた議論

行政サービスとして何が求められているか、また、それがどのように変化してきているかを考え続け、行政サービスをアップデートすることが重要

公共施設のアップデートの検討方法

現状

- ・ 障害者と高齢者の居場所を提供している施設が老朽化
- ・ 施設全体の利用率は高く、近くの施設では全てを受け入れられない

条例上の設置目的

障害者の自立支援及び高齢者の健康増進を図ることによって、すべての市民が互いの人権を尊重し、共に生き、支え合うまちづくりの実現をめざす

近隣の公共施設

貸室の利用状況

- ・ 平日は高いが、休日は低い
- ・ 利用者が限定的
- ・ 利用率は低下の傾向

提供している行政サービス:「居場所づくり」

利用者ごとに 細分化	障害者	高齢者
設置当初の目的	家庭以外に安心・安全・快適に 過ごせる居場所を提供する	
公の責任で提供 し続ける必要性	民間でも果たせる	
現在のニーズ	当初のニーズは いまだ残る	ニーズは 多様化している (身体介助、フレイル予防、 社会活動・・・)
利用状況	ほとんど休日	ほとんど 平日の日中
周辺施設	依然として 民間は少ない	民間施設も 増えてきた

行政サービスのアップデート

近隣公共施設へ
移転を検討

移転先の
利用率も
向上する

民間施設の
利用補助を検討

多様な
サービスが
選択できる

- **人口減少に応じて施設を減らせない理由**

- 人口がまばらに減る(人口密度が低下)
- 徒歩圏内(概ね2km以内)、自動車の日常生活圏内(概ね5km以内)などアクセスが容易な範囲での公共施設に対するニーズがある
- 稼働率が低くても、少なからず公共施設を必要としている人(利用者)は存在し続ける

近隣施設と**複合化**して住民ニーズに**エリア**で**対応**する必要がある

複合化(多機能化)は**施設(ハード)**を再整備する必要はない

施設の**設置管理条例**を見直すだけで**複合化(多機能化)**はできる

高知市の特徴: 同じ行政サービスを様々な施設、様々な部署で実施している

公共施設のうち多くの面積を占める学校施設の複合化(多機能化)

- 学校が「地域の核となる施設」として、空き教室やグラウンド、体育館等を地域開放するなど複合化(多機能化)する考えが一般に推奨されている
- 例えば、「**町田市立学校の新たな学校施設整備の基本的な考え方(案)報告書**」(2021年3月)では、以下の考え方が示されている

◆ 教育環境・生活環境づくりの基本理念

- 児童・生徒が、夢や志をもち、自ら学び、自ら考え、目標に向かってたくましく生きることができる力を育むために必要な、**多様な学習形態に対応することができる環境や、主体的に体を動かしたくなる環境を整備します**

◆ 放課後活動の拠点づくりの基本理念

- **放課後における児童・生徒の居場所**の一つとして、安心して様々な活動を行うことができる環境を整備します

◆ 市民生活の拠点づくりの基本理念

- 多様な人々が学校につどい、教育活動・放課後活動などを通じた連携・協働や、**スポーツ・生涯学習、地域活動その他の市民活動を通じて、市民が交流し活動する愛着ある地域拠点**となるような環境を整備します
- 地域の**防災拠点**として災害時の対応を円滑に行うことができる環境を整備します

上記のほか、将来の環境変化に柔軟に対応できる施設整備や、ライフサイクルコストが少なくなるような施設整備について示されており、**限られた財源のもとでも質の高い教育が持続可能であるようにする取組**が検討されている。

施設はなくしても住民の居場所はなくさないという考え

- 公共施設の統廃合は「総論賛成各論反対」とよく言われる
- 各論反対にあってきた過去の事例を振り返ると、住民や議会に対して「施設をなくす」と急に言うことが反対の原因になっていた様子が伺える

急に居場所がなくなることには反対

住民の**居場所**をなくさないことに配慮

今までと概ね**同じ条件**（料金、優先枠）
で使える**代替場所**を用意

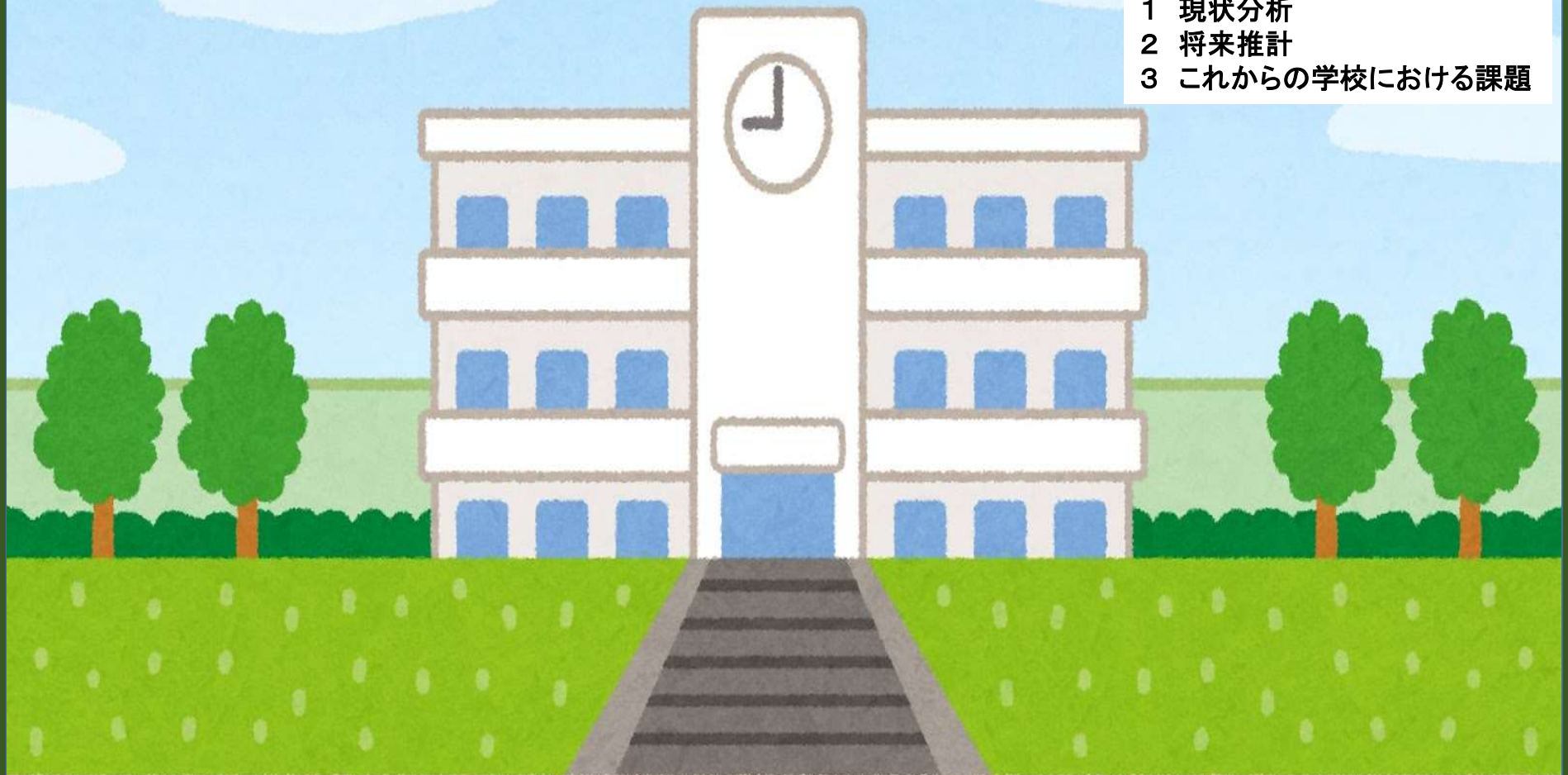
早くに住民、施設利用者の**理解**を得る

**築30年以上の施設を「重点施設」として
設定し、10年後を考え今を行動**

留意点：施設の住民ニーズは各施設所管部署が最も把握している。行政サービスがどうあるべきか施設所管課がしっかりと検討しながら、住民、施設利用者の思いを尊重する必要がある。

これからの学校の在り方について

- 1 現状分析
- 2 将来推計
- 3 これからの学校における課題



第25回高知市総合教育会議資料
令和8年8月3日(月)
高知市教育委員会事務局

1 現状分析

①全国の児童生徒数と学校数

全国の状況

児童生徒数の減とともに学校数も減



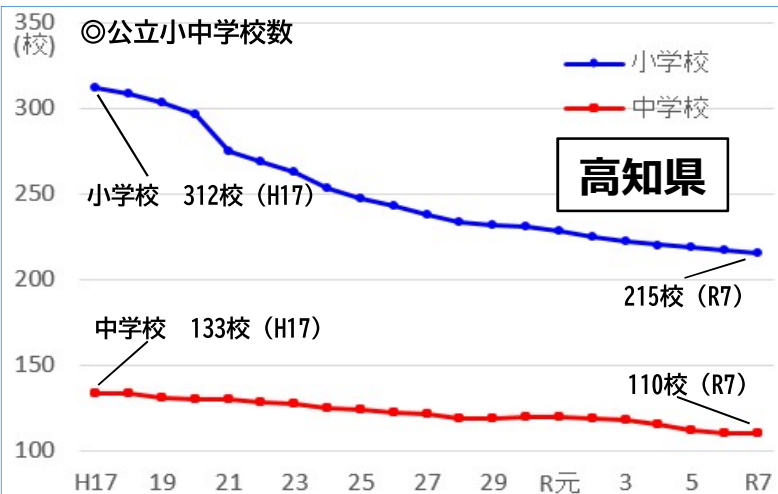
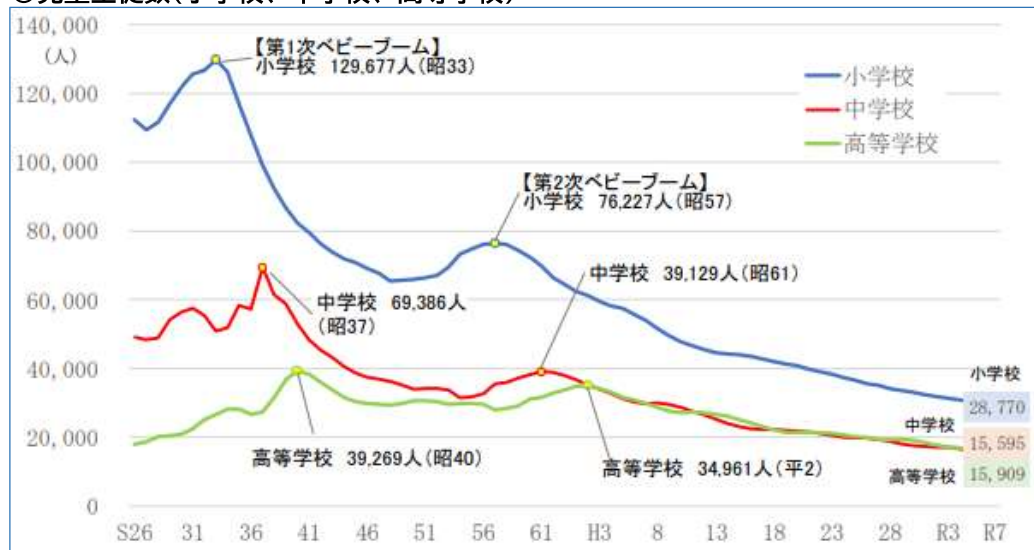
出典：令和7年度学校魅力化フォーラム行政説明資料＜文部科学省＞

1 現状分析

②高知県の児童生徒数と学校数

高知県の状況

◎児童生徒数(小学校、中学校、高等学校)



◎平成26年度以降の県内小中学校の統廃合校

H26年度内 (6校)	香美市立佐岡小学校 越知町立黒石小学校 越知町立片岡小学校 越知町立明治中学校 土佐清水市立宗呂小学校 大豊町立大田口小学校	
H27年度内 (6校)	室戸市立三高小学校 越知町立横畠小学校 高知市立行川小学校 高知市立行川中学校 高知市立土佐山小学校 高知市立土佐山中学校	⇒高知市立義務教育学校行川学園 ⇒高知市立義務教育学校土佐山学園
H28年度内 (2校)	大豊町立大豊小学校 いの町立勝賀瀬小学校	
H29年度内 (1校)	黒潮町立馬荷小学校	
H30年度内 (3校)	室戸市立室戸岬小学校 中土佐町立笹場小学校 香南市立岸本小学校	
令和元年度内 (4校)	中土佐町立矢井賀小学校 いの町立三瀬中学校 黒潮町立伊田小学校 奈半利町立加領郷小学校	
令和2年度内 (4校)	四万十町立家地川小学校 室戸市立中川内小学校 室戸市立中川内中学校 宿毛市立松田川小学校	
令和3年度内 (5校)	大豊町立おとよ小学校 大豊町立大豊町中学校 大川村立大川小学校 大川村立大川中学校 四万十市立八束中学校	⇒大豊町立大豊学園 ⇒大川村立大川小中学校
令和4年度内 (4校)	土佐清水市立貝ノ川小学校 中土佐町立上ノ加江中学校 四万十市立後川中学校 高知県立高知国際中学校	⇒高知県立高知国際中学校(H30新設)
令和5年度内 (5校)	安芸市立清水ヶ丘中学校 安芸市立安芸中学校 津野町立精華小学校 宿毛市立橋上小学校 宿毛市立橋上中学校	⇒安芸市立安芸中学校
令和6年度内 (2校)	室戸市立元小 土佐清水市立幡陽小	
令和7年度内 (3校)	須崎市立浦ノ内中 須崎市立南中 須崎市立上分中	

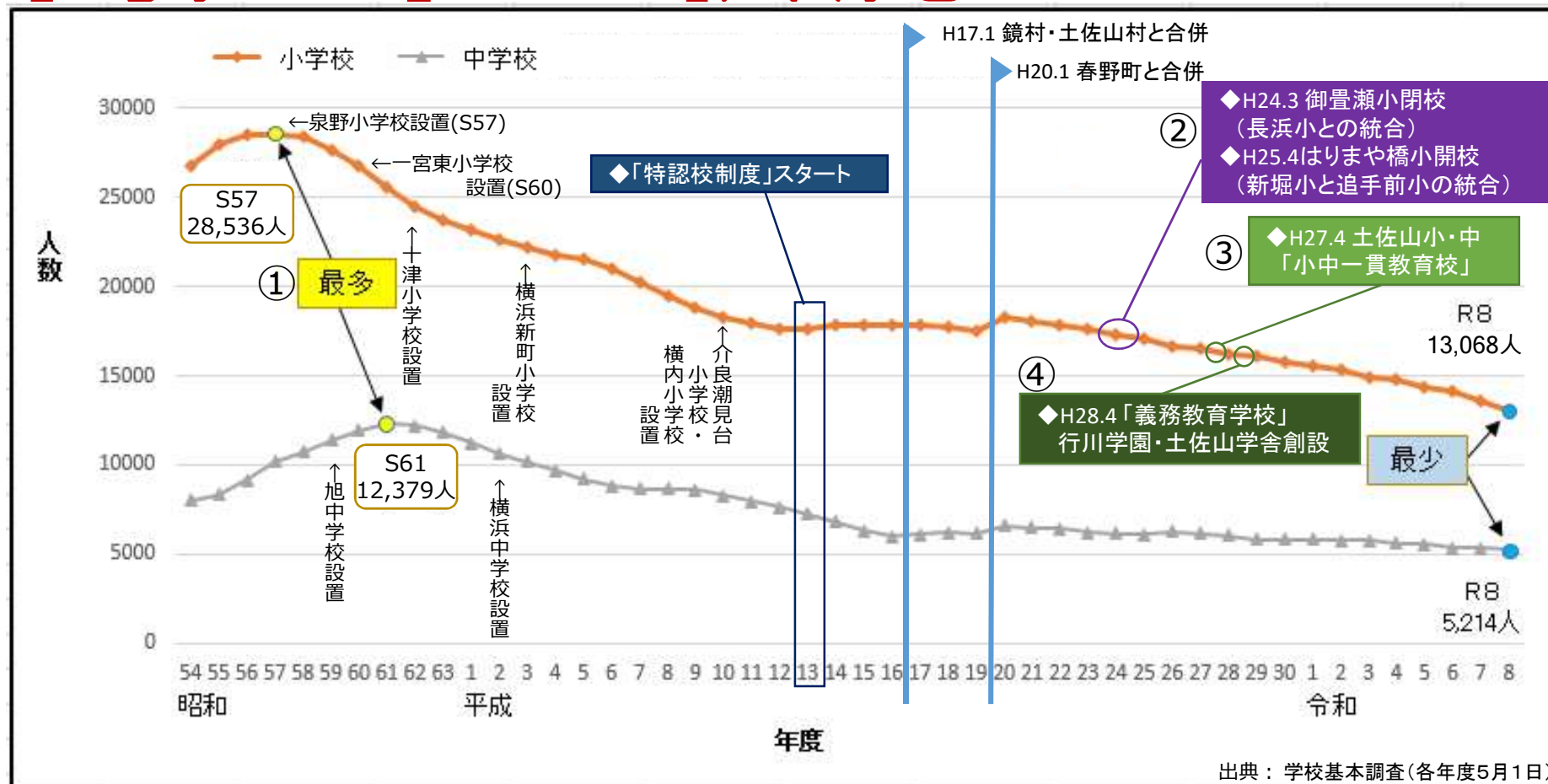
出典：学校基本調査<高知県>

1 現状分析

③高知市の児童生徒数

高知市の状況

※市立学校の状況



- ①小学校では昭和57年、中学校は昭和61年をピークとして全体的に減少傾向にある。
- ②児童数の減少が加速した御畳瀬小は、平成24年3月末をもって閉校となり、4月に長浜小と統合。
- ③土佐山小・中は「土佐山百年構想」の一環として、小学校位置に校舎を新築、平成27年に「小中一貫教育校」として開校。
- ④平成28年度から小中一貫教育を実施することを目的とする「義務教育学校」を創設。(行川学園、土佐山学舎)

1 現状分析

④高知市立小学校の状況

小学校

大幅な減少

三里小：82%の減少
五台山：74%の減少

100人未満(R8)

浦戸小：36人
布師田小：47人
鏡小：27人
五台山：60人
久重小：47人

	学 校 名	H3	H8	H13	H18	H23	H28	R3	R8
1	新 堀 小	364	295	246	313	273			
2	追 手 前 小	246	178	141	229	174			
3	第 四 小	305	267	236	417	401	376	314	279
4	第 六 小	175	152	116	155	157	191	186	186
5	江 ノ 口 小	518	367	274	281	230	214	204	179
6	江 陽 小	649	581	512	492	475	455	425	416
7	旭 小	1,069	949	559	463	474	355	336	335
8	旭 東 小	1,101	904	530	394	362	380	334	394
9	潮 江 小	701	568	500	445	455	410	294	221
10	潮 江 東 小	481	472	408	484	545	390	274	206
11	小 高 坂 小	576	471	395	384	316	322	380	319
12	昭 和 小	748	584	526	543	572	615	564	479
13	秦 小	977	727	586	623	737	767	717	616
14	初 月 小	809	850	916	973	857	762	704	686
15	横 浜 小	644	479	451	480	464	466	364	358
16	長 浜 小	739	688	660	593	565	463	340	221
17	御 畳 瀬 小	76	46	37	22	9			
18	浦 戸 小	109	67	56	68	49	28	42	36
19	三 里 小	624	473	359	350	305	244	164	113
20	五 台 山 小	232	196	150	146	116	104	77	60
21	高 須 小	1,047	909	918	903	825	663	541	464
22	布 師 田 小	174	119	92	116	99	94	70	47
23	一 宮 小	556	536	510	496	464	508	433	379

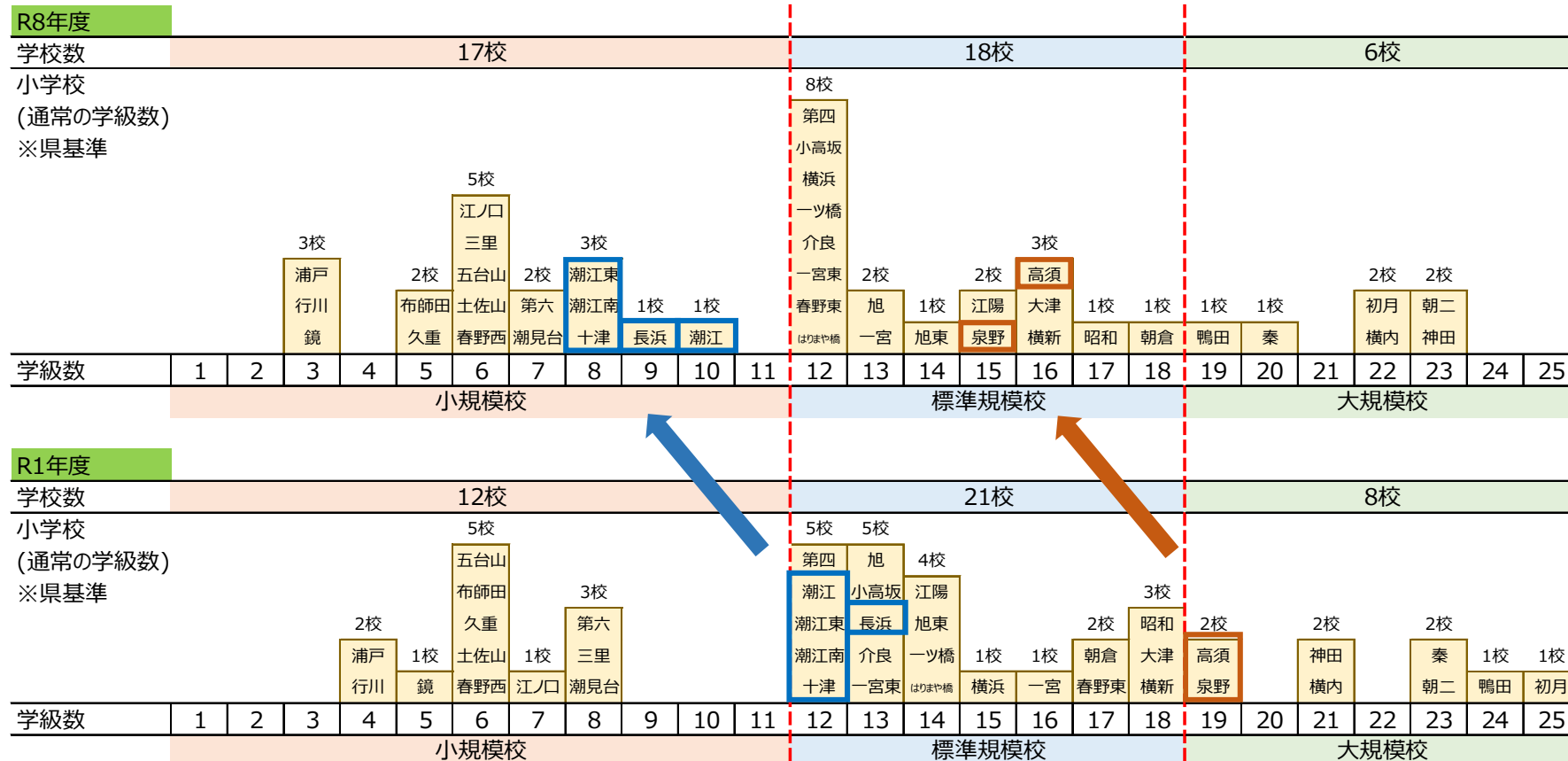
	学 校 名	H3	H8	H13	H18	H23	H28	R3	R8
24	久 重 小	94	92	77	49	68	50	60	47
25	行 川 小	25	20	22	26	25	行川学園へ統合		
26	朝 倉 小	763	565	498	512	485	528	532	561
27	鴨 田 小	1,240	1,115	1,067	1,003	918	771	704	588
28	一 ツ 橋 小	544	447	336	305	329	329	363	291
29	介 良 小	714	962	437	515	482	461	383	340
30	大 津 小	727	751	738	620	596	587	547	478
31	朝倉第二小	967	867	829	917	956	811	771	714
32	潮 江 南 小	640	491	451	474	464	349	267	222
33	神 田 小	979	871	749	680	597	620	677	671
34	泉 野 小	917	718	559	611	557	549	595	435
35	一 宮 東 小	500	459	348	321	414	362	337	297
36	十 津 小	602	507	374	384	386	350	297	201
37	横浜新町小	523	761	666	584	529	506	533	442
38	介良潮見台小			630	621	354	272	220	192
39	横 内 小			619	610	503	546	694	633
40	鏡 小				82	55	54	43	27
41	土 佐 山 小				45	42	土佐山学舎へ統合		
42	春 野 東 小				646	586	412	269	
43	春 野 西 小				277	223	193	181	
44	はりまや橋小					403	432	373	
	小 学 校 計	22,155	19,504	17,578	17,729	17,607	16,164	14,823	12,956

35年で 約9,200人(約40%)の減少

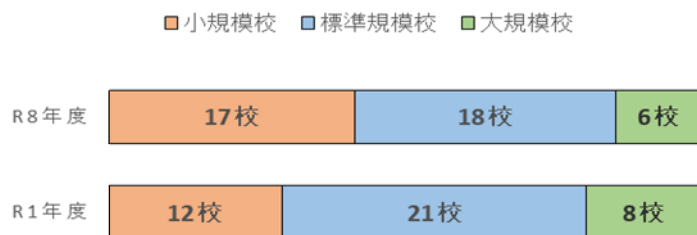
1 現状分析

⑤高知市立小学校等の通常の学級数

※義務教育学校（前期課程）を含む



学級規模別学校数（小学校）



※令和3年度からは1・2年生30人、3～6年生35人学級編成（令和元年度は5・6年生40人学級）

・R8年度は、R元年度と比較して、標準規模校・大規模校が減少し、小規模校が増加している。

◆ 標準規模校⇒小規模校 5校

（潮江小・潮江東小・潮江南小・十津小・長浜小）

◆ 大規模校⇒標準規模校 2校

（高須小・泉野小）

1 現状分析

⑥高知市立中学校等の状況

中学校・義務教育学校

【中学校】

	学 校 名	H3	H8	H13	H18	H23	H28	R3	R8
51	城 北 中	776	724	667	606	516	426	370	399
52	城 西 中	634	505	377	298	342	335	324	266
53	愛 宕 中	945	770	598	486	458	483	494	522
54	城 東 中	733	640	453	352	342	327	411	435
55	潮 江 中	865	635	520	415	388	431	344	273
56	一 宮 中	1,022	733	628	506	500	506	545	464
57	青 柳 中	516	452	393	369	299	283	254	225
58	朝 倉 中	771	673	503	480	501	545	479	437
59	行 川 中	20	12	22	20	29	行川学園へ統合		
60	三 里 中	613	491	396	269	294	255	252	191
61	南 海 中	423	371	331	258	224	211	172	151
62	西 部 中	1,106	938	761	615	563	543	521	518
63	介 良 中	338	364	418	404	425	323	276	214
64	大 津 中	338	313	299	281	259	251	258	196
65	旭 中	639	546	476	406	352	380	318	334
66	横 浜 中	473	472	416	366	335	316	357	295
67	鏡 中				45	34	26	32	22
68	土 佐 山 中				28	17	土佐山学舎へ統合		
69	春 野 中					328	329	292	203
	中 学 校 計	10,212	8,639	7,258	6,131	6,206	5,970	5,699	5,145

【義務教育学校】

	学 校 名	H3	H8	H13	H18	H23	H28	R3	R8
	行 川 学 園						35	50	51
	土 佐 山 学 舎						129	143	128
	義務教育学校計	0	0	0	0	0	164	193	179

全ての中学校で生徒数が減少

35年で
約5,000人(約50%)の減少
(義務教育学校を除く)

大幅な減少

潮江中：68%の減少
三里中：68%の減少

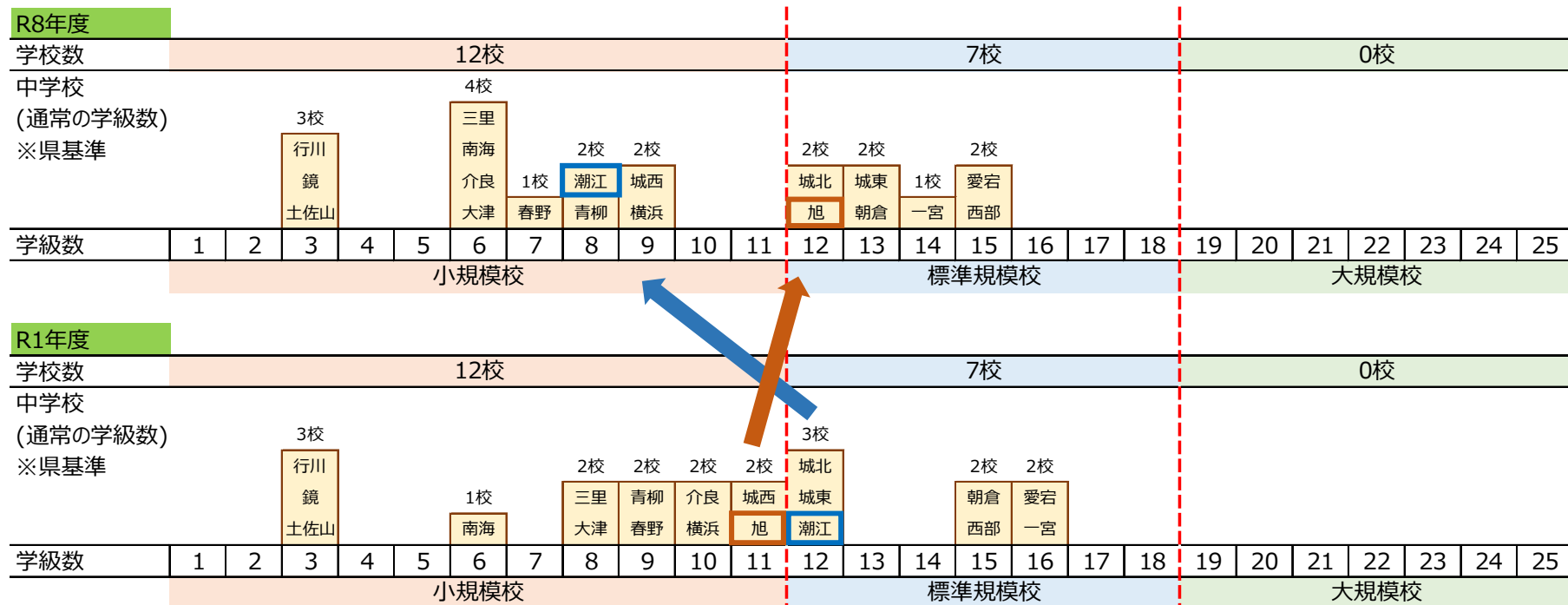
100人未満(R8)

鏡中：22人
行川学園：51人

1 現状分析

⑦高知市立中学校等の通常の学級数

※義務教育学校（後期課程）を含む



学級規模別学校数（中学校）



※令和4年度からは全学年で35人学級編成
(令和元年度は1年生は30人、2・3年生は40人学級)

・R4年度から1学級の人数が35人に変更されており、R8年度は、R元年度と標準規模校・小規模校は同数である。

◆標準規模校⇒小規模校 1校 (潮江中)

◆小規模校⇒標準規模校 1校 (旭中)

・全体的に学級数は減少傾向である。

1 現状分析

⑧校区外通学・特認校制度

校区外通学・特認校制度

特認校

(令和8年5月現在)

学校名	校区外通学者数 (A)	うち 特認校制 度利用者数	全児童生徒数 (B)	校区外割合 (A)/(B)
第四小学校	146人	56人	279人	52.3%
第六小学校	60人	27人	186人	32.3%
浦戸小学校	29人	16人	36人	80.6%
布師田小学校	5人	4人	47人	10.6%
久重小学校	13人	7人	47人	27.7%
行川学園	30人	22人	51人	58.8%
土佐山学舎	62人	29人	128人	48.4%
合計	345人	161人	774人	44.6%

第四小・浦戸小・行川学園では、全児童生徒数の**半数以上が制度利用者**となっている。

校区外通学とは・・・

児童生徒が通学する学校については、教育委員会が定めた通学区域により指定していますが、**特別な事情があり**許可を受けた場合に、**指定学校以外に就学**する制度です。

(小学校合計：1,161人 中学校合計：344人)

【校区外通学の例】

①特認校制度

各学校固有の環境（自然環境・社会環境・文化・特色ある教育活動など）のもと、心身の健やかな成長を促し、豊かな人間性を培い、明るく伸び伸びとした教育を希望する児童生徒・保護者に対し、**高知市教育委員会が指定した学校（7校）**において、校区外からの入学（転校）を認める制度です。

②留守家庭児童対策

放課後の児童のあずけ先が、親族・勤務先・保護者の知り合い等の場合

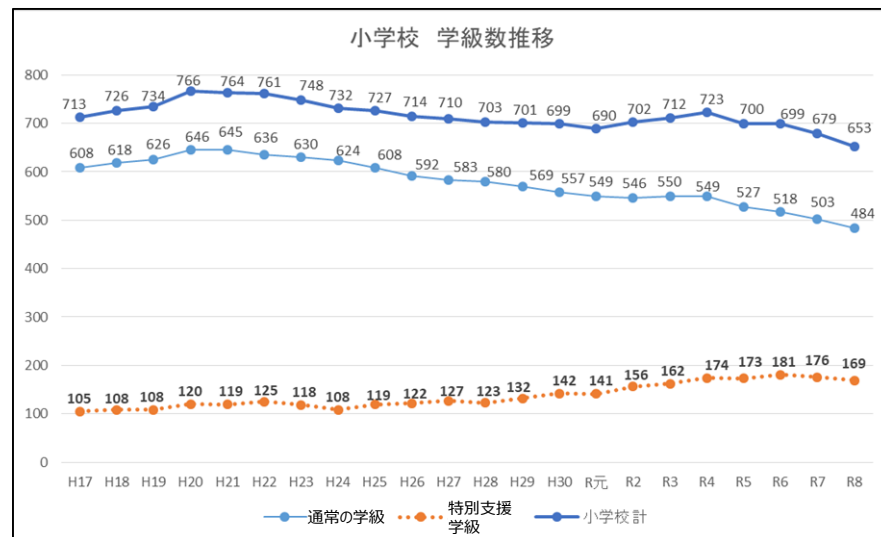
1 現状分析

⑨高知市立学校の学級数の推移

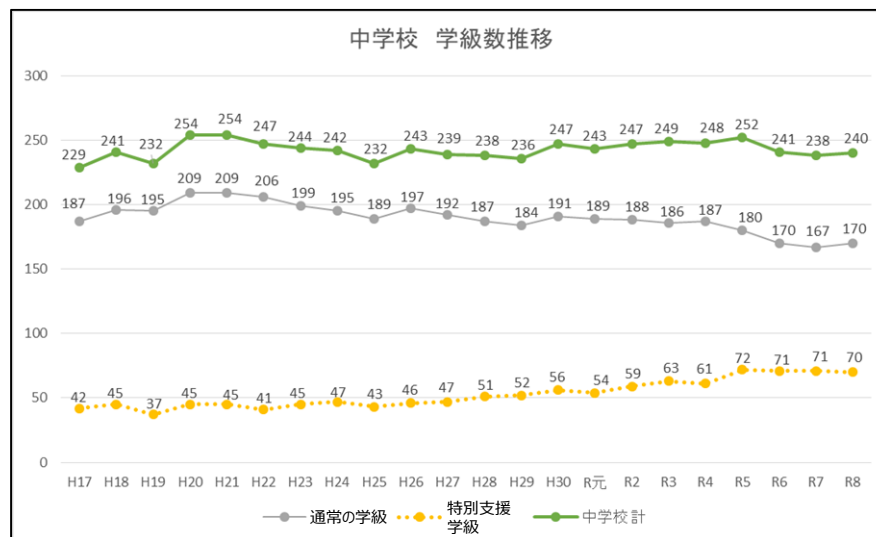
学級数は...

通常の学級は**減少**
特別支援学級は**増加**

小学校60学級**減** 通常の学級は124学級減



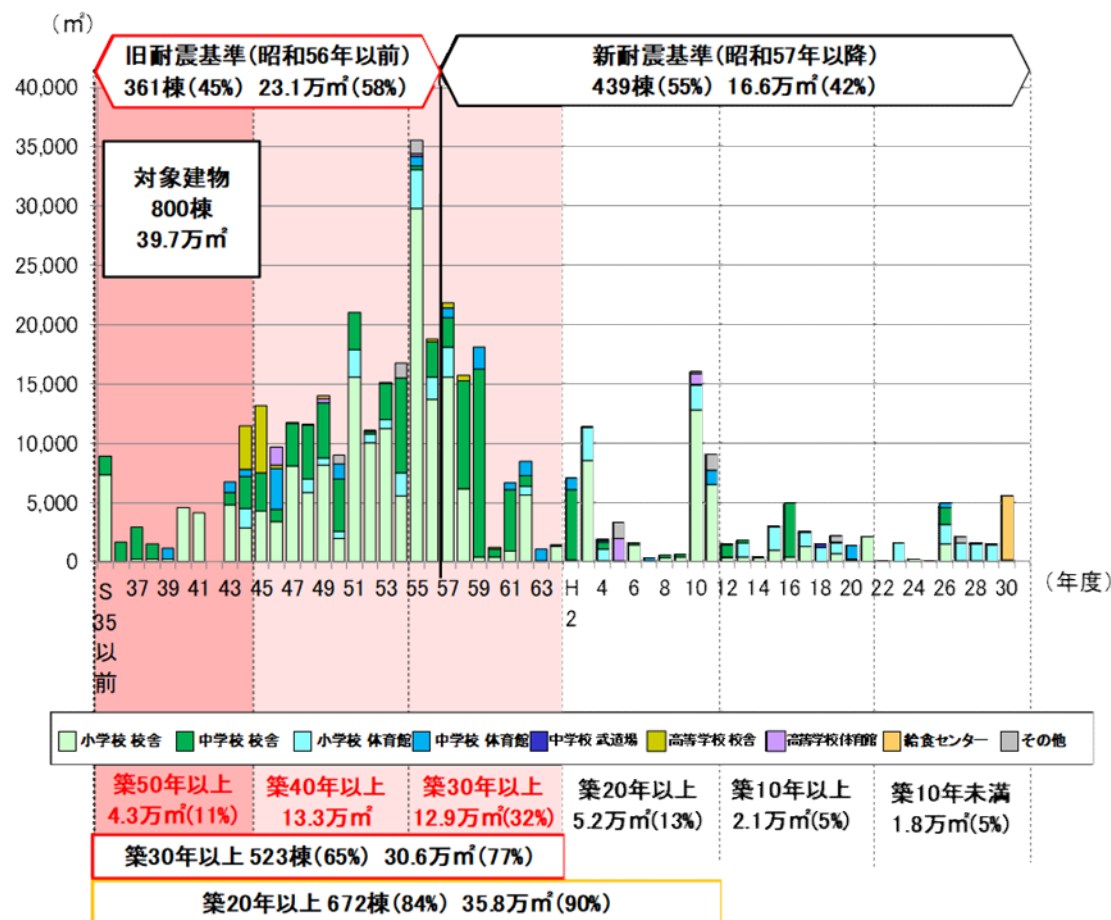
中学校11学級**増** 通常の学級は17学級減



1 現状分析

⑩高知市立学校の施設老朽化

築30年以上の建物が65%



子どもたちの安全安心の確保

多額の予算が必要

+

現代とのアンマッチも大きな課題

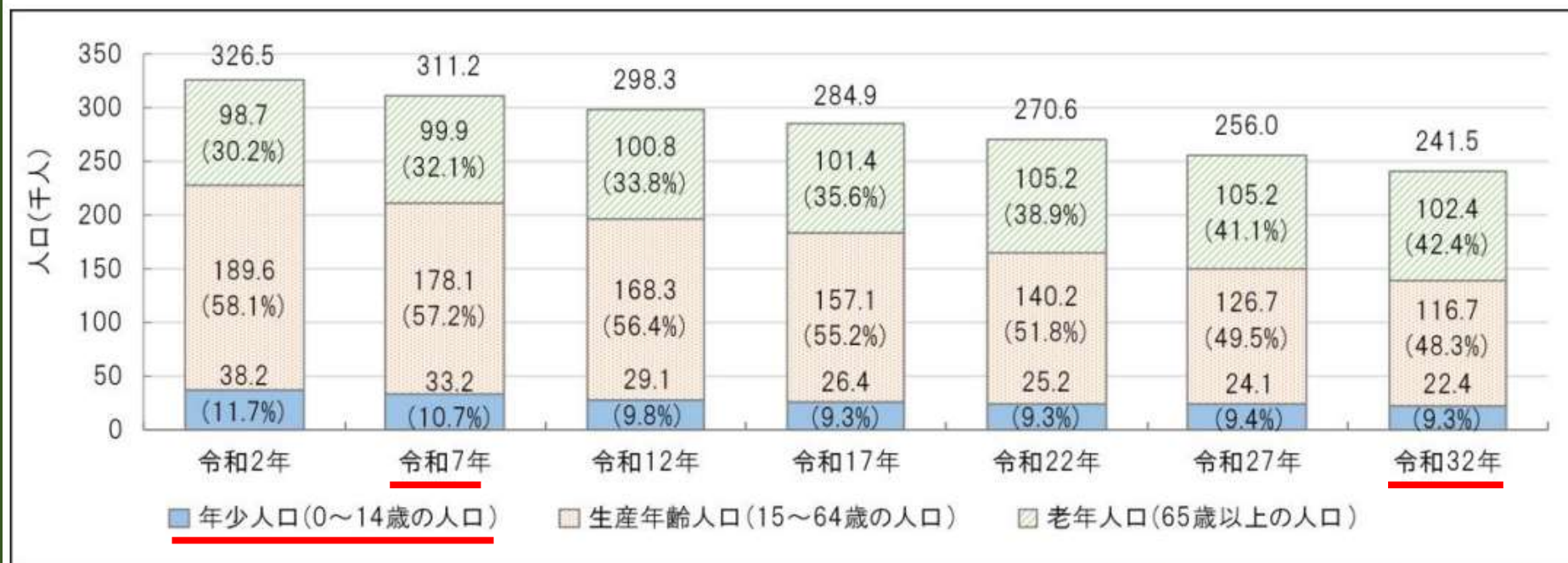
- ・和式トイレ
- ・壁掛け扇風機
など

出典：高知市立学校施設長寿命化計画（令和2年度）

2 将来推計

①高知市の将来推計人口

高知市の将来推計人口



出典: 国立社会保障・人口問題研究所

令和5年推計

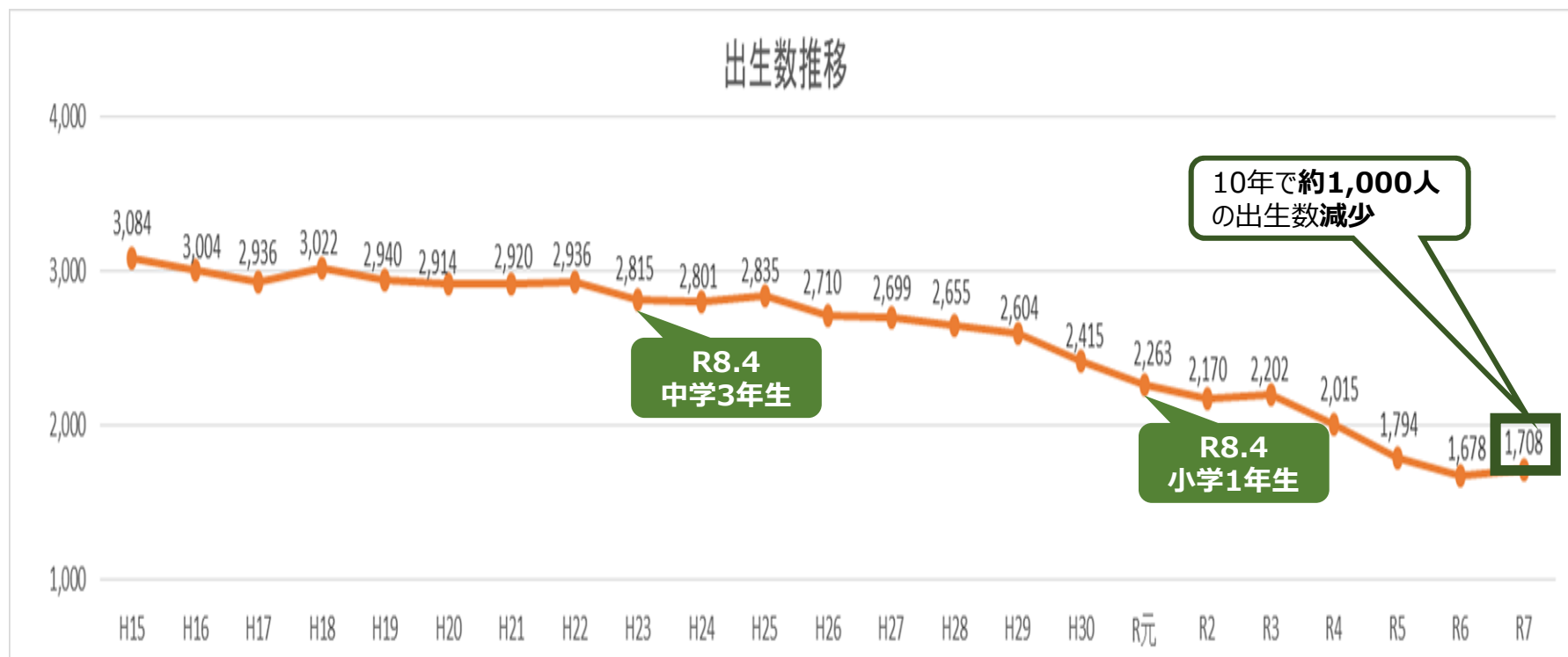
<高知市公共施設マネジメント基本計画>

14歳以下人口

25年で約33%の減少見込

【令和7年】 33,200人 → 【令和32年】 22,400人

高知市の出生数



出典：高知市住民基本台帳

親世代人口（出産を考える世代）も減少しており、
 早期に、かつ大きく出生数が増加に転じることは考えにくく、
 将来の学校づくりに向けては**“1学年1,700人程度”**で考える必要がある。

2 将来推計

③児童生徒数の将来推計

児童生徒数の将来推計

児童生徒数推移

年次	小学校	中学校	出生数からの本来		私学他へ転出		公立進学率		
	児童数	生徒数	児童数	生徒数	小学校	中学校	小学校	中学校	
H17	17, 829	6, 079	-	-	-	-	-	-	
H18	17, 729	6, 205	-	-	-	-	-	-	
H19	17, 684	6, 206	-	-	-	-	-	-	
H20	18, 246	6, 572	-	-	-	-	-	-	
H21	18, 073	6, 472	-	-	-	-	-	-	
H22	17, 804	6, 437	-	-	-	-	-	-	
H23	17, 607	6, 206	-	-	-	-	-	-	
H24	17, 244	6, 175	-	-	-	-	-	-	
H25	17, 041	6, 125	-	-	-	-	-	-	
H26	16, 689	6, 251	-	-	-	-	-	-	
H27	16, 538	6, 146	17, 900	-	1, 362	-	92. 39%	-	
H28	16, 257	6, 041	17, 736	-	1, 479	-	91. 66%	-	
H29	16, 054	5, 851	17, 668	-	1, 614	-	90. 86%	-	
H30	15, 822	5, 829	17, 547	9, 024	1, 725	3, 195	90. 17%	64. 59%	
R元	15, 514	5, 831	17, 326	8, 962	1, 812	3, 131	89. 54%	65. 06%	
R2	15, 310	5, 797	17, 221	8, 898	1, 911	3, 101	88. 90%	65. 15%	
R3	14, 953	5, 762	17, 017	8, 876	2, 064	3, 114	87. 87%	64. 92%	
R4	14, 754	5, 594	16, 796	8, 774	2, 042	3, 180	87. 84%	63. 76%	
R5	14, 380	5, 531	16, 515	8, 770	2, 135	3, 239	87. 07%	63. 07%	
R6	14, 116	5, 362	16, 304	8, 671	2, 188	3, 309	86. 58%	61. 84%	
R7	13, 615	5, 336	15, 918	8, 552	2, 303	3, 216	85. 53%	62. 39%	
R8	13, 068	5, 214	15, 346	8, 451	2, 278	3, 237	85. 16%	61. 70%	
最小	R18	8, 149	3, 306	10, 186	6, 011	2, 037	2, 705	80%	55%
		9, 167	3, 907			1, 019	2, 104	90%	65%
最大	R22	8, 160	2, 809	10, 200	5, 108	2, 040	2, 299	80%	55%
		9, 180	3, 320			1, 020	1, 788	90%	65%

現状の率から上限値と下限値を仮定

【推計方法】

- ・令和8年以降の出生数を1,700人として仮定
- ・市立学校への進学率は現状を踏まえて推計（最大値・最小値を設定）

10年後(R18)の最小値

○ 小学生

今年度と比べると…

約5千人 (38%) 減

ピーク年度 (S57) と比べると…

約2万人 (71%) 減

○ 中学生

今年度と比べると…

約2千人 (37%) 減

ピーク年度 (S61) と比べると…

約9千人 (73%) 減

これからの**学校の姿**

**自ら学び、多様な他者と協働しながら、
未来を切り拓く子どもを育む**

学びの充実と「生きる力」の育成

- ・「個別最適な学び」と「協働的な学び」の充実
- ・情報活用能力の向上
- ・質の高い探究的な学び
- ・キャリア教育の推進

多様性を生かす教育の実現

- ・心理的安全性の確保
- ・生徒指導の充実
- ・不登校支援
- ・特別支援教育の推進
- ・家庭との連携及び家庭支援

人口減少は、学校の在り方を見直すための
「制約」であると同時に、「**転換の契機**」でもある。

教育資源の再編を、
今だからこそ進めることができるのではないか。

縮小ではなく アップデート

教育は未来そのもの

「学校の在り方検討」の**本質**

子どもたちにどのような教育環境を保証するのか
子どもたちが幸せな人生を送るために学校はどうあるべきなのか

学校の在り方の見直し例

通学区域の見直し	通学区域を見直す	
学校選択制	① 自由選択制	当該市町村内の全ての学校のうち、希望する学校に就学を認めるもの
	② ブロック選択制	当該市町村内をブロックに分け、そのブロック内の希望する学校に就学を認めるもの
	③ 隣接区域選択制	従来の通学区域は残したままで、隣接する区域内の希望する学校に就学を認めるもの
	④ 特認校制	従来の通学区域は残したままで、特定の学校について、通学区域に関係なく、当該市町村内のどこからでも就学を認めるもの
	⑤ 特定地域選択制	従来の通学区域は残したままで、特定の地域に居住する者について、学校選択を認めるもの
統 合	① 既存学校を活用	既存の学校が建設されている用地を活用して、複数校を統合し、新設校を設置する。
	② 新設統合	新たな用地を確保し、複数校を統合し、新設校を整備する。
	③ 分離統合	3校以上の統合予定校のうち1校を分割して、他の学校に統合する。
地域の状況を踏まえた工夫	① 分校	例えば小学校低学年までは地元の分校に通い、高学年になったら本校に通うこととする 他の公共施設の一部を活用して、分校（分教室）を設置する
	② 組合立学校	近隣の地方公共団体との組合立学校の設置
	③ 遠隔合同授業等	ICT を活用した遠隔合同授業 複数の学校が連携して専科指導の充実を図る
校舎の増改築等	既存校舎に増築または改築 施設転用	
新設	新設校の設置	

出典：令和5年度 学校の適正規模・適正配置及びより良い教育環境の実現に向けた部局横断的な検討体制による学校施設に係る計画策定事例に関する調査報告書〈文部科学省〉

最後に…

学校は、児童生徒や保護者をはじめ、地域住民、各校卒業生など、多くの方が大切に思っている場所です。

そのため、将来の学校の在り方を検討するに当たっては、丁寧かつ慎重に議論を進めていくことが重要だと考えています。

ただし、人口減少や少子高齢化、生活様式の多様化など、社会は大きく変わっています。

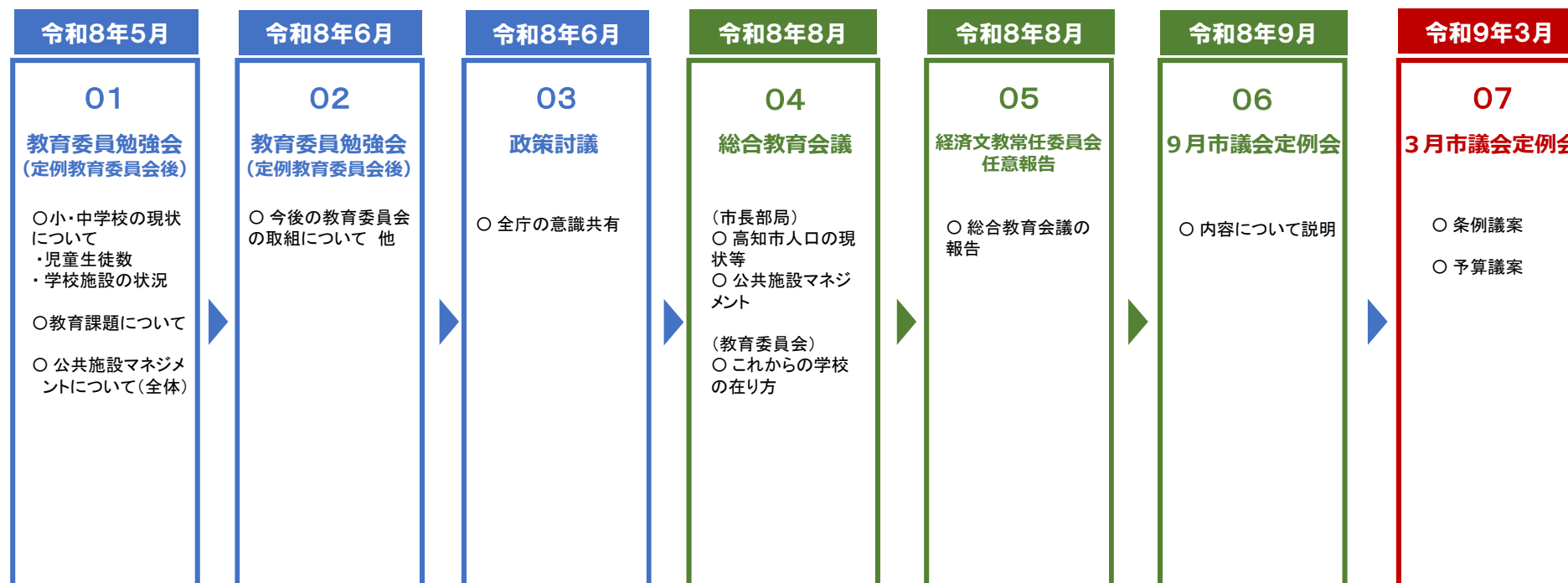
また、様々な教育課題がある中、未来を担う子どもたちへの教育の質の確保・向上を図っていくためには、「ずっとこのまま」ではなく、時代に沿った教育環境を整備することが不可欠です。

このため、高知市教育委員会として、これからの学校の在り方について検討を進めたいと考えています。

令和8年度のスケジュール

令和8年度の主な取組

- ・全庁での意識共有
- ・議会等への説明
- ・教育委員会内にプロジェクトチームを設置
- ・これからの学校の在り方についての基本方針(素案)を作成開始
- ・令和9年3月市議会定例会への予算案等の提出



情報整理・内部協議

外部への発信・説明

基本方針作成

基本方針(仮)

令和8年度:教育委員会事務局による素案を作成

令和9年度:市民アンケートを踏まえ、審議会で議論、策定

(1) 適正な学校規模は？

- ・クラス替えはできた方が...
- ・部活動の選択肢
- ・選択授業の多様性
- ・教員の担い手不足
- ・運動会や音楽会などの学校行事

(2) 適正な通学距離は？

- ・(国の考え方)小学校:4km以内、中学校:6km以内
- ・スクールバス
- ・通学費の補助

(3) 新しい教育環境の整備

- ・多様な学びの場の創造
- ・学力向上対策
- ・不登校支援
- ・ICT教育

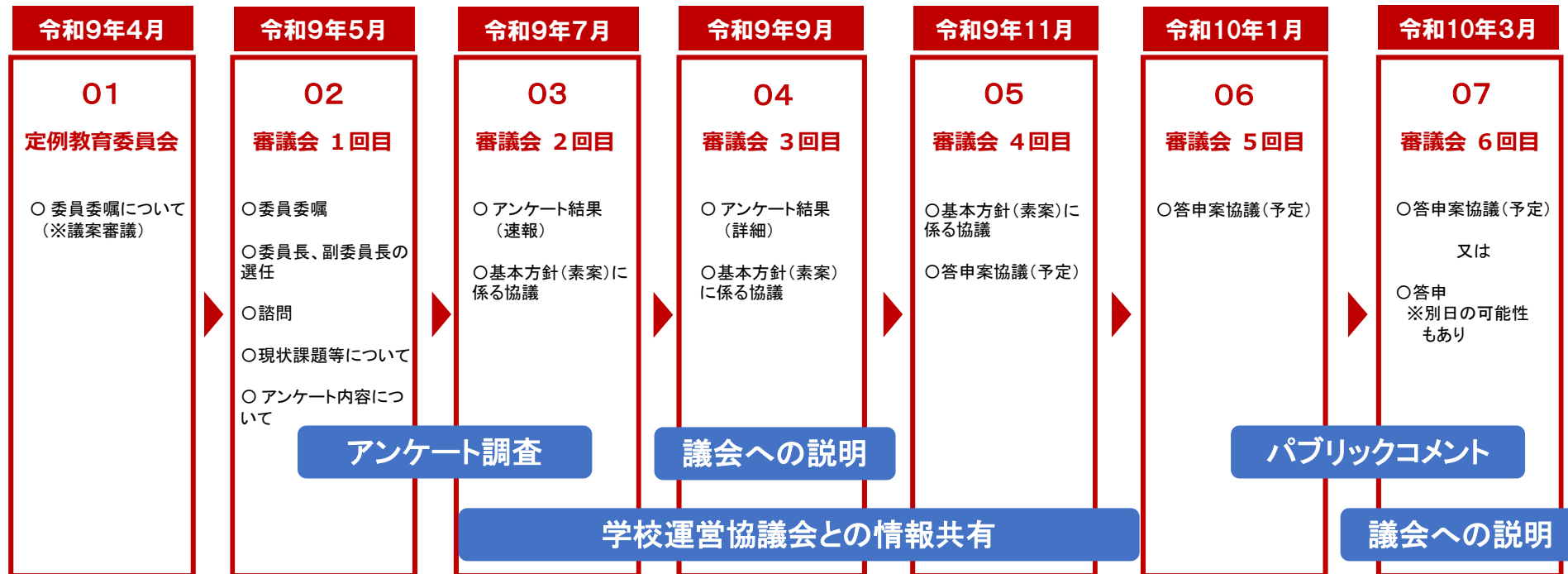
(4) 地域コミュニティ等について(課題の抽出のみ)

- ・地域の拠点としての学校
- ・防災機能

令和9年度のスケジュール(案)

令和9年度の主な取組

- ・審議会における議論
- ・市民アンケート(子育て世帯対象)、教職員アンケート
- ・これからの学校の在り方についての基本方針作成に向けた取組
- ・学校運営協議会との情報共有



基本方針作成

※令和7年8月8日 第5回調査研究協力者会議資料より



学校を中心とした他の公共施設との複合化・共用化について

令和7年8月8日

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部

学校は地域コミュニティの核

公立小中学校は、学齢期の児童生徒の学習・生活の場であるとともに、地域コミュニティの核としての機能も併せ持っている。

学校施設が目指す方向性

ICTの発展に応じた1人1台端末など、新しい時代の学びを実現する学校施設を目指し、地域や社会との連携・協働の実現を図りつつ、安全・安心な教育環境を確保する必要がある。

多くの学校施設が老朽化

全体の約半数の施設が築40年以上。そのうちの約7割に改修が必要。限られた財源の中で、

- ・ 教育環境の向上と老朽化対策の一体的な整備
- ・ トータルコストの縮減に向けた計画的・効率的な施設整備

が必要。

学校施設の複合化に関する現状

学習環境の向上に資する学校施設の複合化の在り方について（平成27年11月）

学校施設の複合化に係る基本的な考え方と計画・設計上及び管理・運営上の留意事項について取りまとめた報告書

※学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議（部会長：上野淳 首都大学東京学長）において検討

○ 学校施設の複合化に関する現状

公共施設全体の背景

- ・人口構成や社会構造の変化等により、公共施設の利用需要が変化している。
- ・増大する維持管理費について、計画的整備により財政負担を平準化する必要がある。

学校施設に関する背景

- ・老朽化対策の検討にあたり、より効果的・効率的な学校施設の整備・活用が求められる。

➡ 学校施設と他の公共施設との複合化の需要が高まっている。



学校を中心とした他の公共施設との複合化・共用化について

学校施設の複合化・共用化を行うことにより、施設機能の高機能化・多機能化に伴う児童生徒や地域住民の多様な学習環境の創出、公共施設の有効活用、財政負担の軽減等につながることが期待される。

公立小中学校等の複合化事例数

全国で**11,450校**（約39%）

複合化した公共施設等の種類別件数（延べ数）

文教施設		社会福祉施設		文教施設・社会福祉施設以外の施設	
体育館	843件	放課後児童クラブ	6,870件	地域防災備蓄倉庫	7,475件
公民館	608件	児童館等	170件	給食共同調理場	409件
図書館	75件	保育所	88件	行政機関	55件

（令和4年9月1日時点 文部科学省調べ）

■ 学校施設と公共施設との複合化のイメージ

他の公共施設（図書館等）との複合化・共用化を図り、多様な「知」を集積する共創空間としていく姿



「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について（最終報告）」
（令和4年3月）より

学校施設の複合化の効果的な取組事例

① 施設機能の共有化による 学習環境の高機能化・多機能化



小学校と公共図書館との複合化により、豊富な資料を授業等で利用することが可能。
(志木市立志木小学校)

② 児童生徒と施設利用者との交流



小学校の余裕教室を改修し老人福祉施設等を整備。授業の一環として、施設に通う高齢者との交流を実施。
(宇治市立小倉小学校)

③ 地域における生涯学習や コミュニティの拠点の形成



小・中学校と、地域住民が生涯学習を行える公民館とを複合化し、地域の学習拠点を形成。
(南砺市立利賀小学校・利賀中学校)

④ 専門性のある人材や地域住民との 連携による学校運営の支援



体育館を社会体育施設とし、そこを拠点とする総合型地域スポーツクラブが体育の授業や部活動の支援も行う。
(かほく市立宇ノ気中学校)

⑤ 効果的・効率的な施設整備 (1) 敷地の有効活用



中学校を、保育所や老人福祉施設、商業店舗等との複合施設としてPFI事業により整備。
(京都市立京都御池中学校)

(2) 既存の学校施設の活用



地域の待機児童の増加に伴い、中学校の余裕教室等を改修し保育所を整備。
(世田谷区立砧南中学校)

① 地方公共団体内の部局間の連携、教職員や地域との合意形成

地方公共団体内の複数の部局が連携し、域内の公共施設の整備計画や各施設の計画、管理運営方法等の検討が必要。

整備計画の早い段階から、地域住民と共に意見を出しあい合意形成を図るプロセスの構築が重要。

② 施設設計上の工夫

・ 安全性の確保

不特定多数の人が施設を利用することから、児童生徒が安心して学校生活を送り、地域住民も安心して利用できるように、ハード・ソフト両面の対応策の検討が必要

・ 互いの施設の活動への支障の緩和

児童生徒と施設利用者との動線交錯や互いの音などにより、学校活動や他の施設の活動が互いに支障を及ぼさないように配慮が必要

・ 施設の管理区分や会計区分の検討

各施設間の相互利用・共同利用に応じた専用部分や共同利用部分の管理区分や、光熱水費等の会計区分等の明確化や一元化の可否等について検討が必要。

解決

多様な学習機会の創出

地域コミュニティの強化

地域の振興・再生



- 学校規模／50学級1,140名
（特別支援学級／16学級（94名））※令和7年4月現在
- 複合施設／義務教育学校（20,895㎡）
豊中市庄内コラボセンター（9,195㎡）
- 整備時期／令和5年
- 構造／RC造一部S造 地上4階

施設整備の背景

- * 義務教育学校と、子育て支援センター・図書館・市役所出張所・介護予防センター・公民館等の機能が複合した施設である庄内コラボセンターを同一敷地内に併設
- * 義務教育学校は、学校施設の老朽化・少子化の状況を踏まえ、南部地域の3小学校と2中学校を統合
- * 庄内コラボセンターは、南部地域に散在する、学校以外の老朽化した公の施設等と、少子高齢化が進み、活気に陰が見えはじめているまちの状況も踏まえ地域の活性化と課題解決のために生活・学習等支援拠点機能などをもつ複合施設として整備



2階デッキ



あいさつロード

（左側が庄内コラボセンター、右側が庄内さくら学園）

○義務教育学校と地域拠点施設の一体的整備

- ・ 豊中市立の義務教育学校（庄内さくら学園）と地域拠点施設（庄内コラボセンター）を同敷地に一体で計画。学校と地域が一体となり、子供から大人まで多様な関係のなかで、子供たちの活動、学び、成長を育み、子育てや地域活動などを支援できる場としている。
- ・ 両施設の間には誰もが通行できる「あいさつロード」を通し、また2階には学校と地域拠点施設を相互に行き来できる連絡橋を設け、地域とともに関わる領域を創出(あいさつロードで地域のお祭りなどを開催)



あいさつロード沿いの昇降口
※登下校中は警備員を配置。
その他の時間は電子錠で施錠管理



学級間での交流を可能とする
多目的スペース



異なる学年が交わるスペース

○地域住民と児童生徒の交流

- ・ 庄内コラボセンター内介護予防センター利用者などから、児童生徒が囲碁将棋を教わる等の交流
- ・ 2階の小アリーナは、地域開放施設としても活用可能。朝7:00から登校時間まで、1～6年生の子どもの見守り場所として利用（警備員と見守り事業者で運営）。
- ・ コラボセンター内で、センターと学校、地域のNPOが連携し、センター内の会議室を活用し、放課後に児童がコラボセンターに立ち寄って、宿題をして帰ることができる仕組みを構築（QRで出退を通知・管理）
- ・ コラボセンター内の図書館と学校図書館での連携（学校図書館で図書館側の本の取り寄せが可能）

○地域とつながる さくらコミュニティスクール

- ・ 地域・保護者の方々が「庄内さくら学園応援団」を組織して地域学校協同活動等を実施。地域とともにある学校の取り組みを推進
- ・ 応援団で「部会」を組織し、学習支援や登下校の見守り活動、制服のリユース活動等を実施
- ・ 学校一階にあるランチルームでは、応援団の「朝ごはん部会」が2週間に一回、子供達への朝ごはんを提供する「朝ごはん食べよう会」を開催
- ・ 学校運営協議会へは、応援団のコーディネーター、地域諸団体の長が参加

学校と庄内コラボセンターを複合化することで、**地域住民と児童生徒の交流を創出**

子育て支援センター、図書館等の庄内コラボセンターの各機能について、**複合前よりも利用率が向上**

学校・地域開放施設



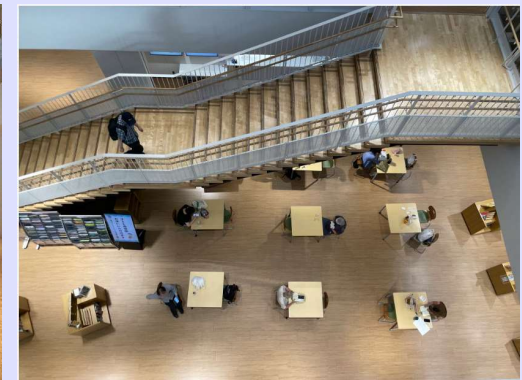
ランチルーム
※外部から直接出入りできるよう設計



小アリーナ（地域開放施設）
※外部から直接出入りできるよう設計



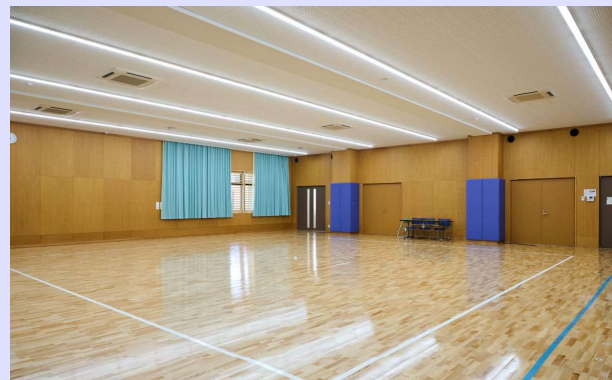
エントランススペース（1F：カフェ、2F：図書館）



庄内コラボセンター



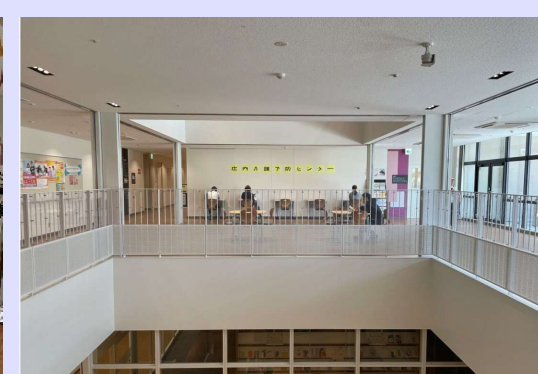
PTA室 地域連携スペース（地域開放施設）
※外部から直接出入りできるよう設計



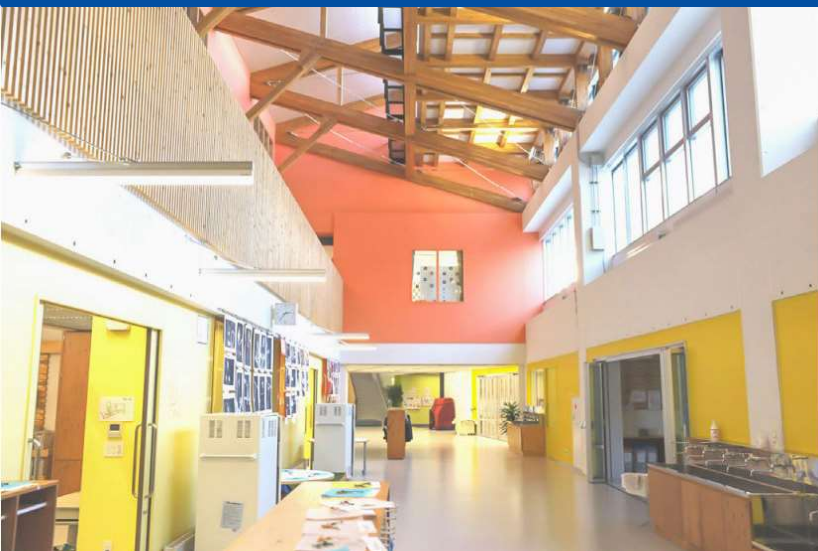
多目的室
※近隣の学校の職員研修や投票所等としても利用



子育て支援施設



介護予防センター



- 学校規模／19学級311名
（特別支援学級／8学級（29名））※令和7年5月現在
- 整備時期／令和4年
- 複合施設／義務教育学校（5,777㎡）
- 構造／RC造一部木造・S造 地上2階

施設整備の背景

* 平成30年北海道胆振東部地震で早来中学校（当時）の施設と地盤の使用が困難な状況となり、老朽化していた早来小学校と一体的に校舎を新築することを計画。当初より町内の他の2校についても将来的に統合することを見据えた計画としていたが、新しい学校施設の魅力が見えてくるなかで、地域の意向の変化を踏まえ、義務教育学校開校時点で4校すべてを統合することとなった

* 4校を統合して義務教育学校とするのに加えて、図書室を地域住民に開放した公民館図書室として整備するとともに、特別教室を地域住民と共用できるように計画。ICTを活用した空間設計で、「学校」と「まちのコミュニティセンター」の2つの機能の両立を実現した



○ICT活用のセキュリティで地域利用を促進

- 地域開放エリアは学校の中心に配置。
図書室は地域の人々が自由に利用できる「開放エリア」、校舎1階にある特別教室（家庭科室、美術室、音楽室、体育館等）は、学校が利用していないときには地域の人々が利用できる「共用エリア」として位置づけ、地域住民に積極的に開放
- 児童生徒と地域住民の入り口を分けICTを活用した予約システムやスマートロックを導入してセキュリティを確保



共用する教室の扉に設置された予約システムと連動したスマートロックシステム
学校が利用しているときは地域住民側の入り口が施錠される

ICT活用で、学校施設の開放を教員の労力に頼らず負担を軽減して教育に専念できる管理運営体制を整備

○管理・運営の体制

施設	所管	管理・運営
義務教育学校	教育委員会	教育委員会
地域開放エリア	教育委員会	民間委託

○学校と地域を混ぜることで共創空間を作る

- ・ 地域に開放される図書室や共用エリアは学校の中心に配置され、ガラスの仕切りや大きな窓から中の活動を見ることができる
- ・ 教室の扉の横にタブレットがあり、なんの活動が行われているかを児童・生徒・地域住民が知ることができるようにしている



ガラスの仕切りや窓で外から中の様子を見ることができる



学校の廊下から家庭科室を通して図書館まで見通せる

○地域に開放した図書室

- ・ 図書室は、地域住民に開放した公民館図書室として整備9時～21時までの利用が可能
- ・ 地域住民側の入り口すぐには「まちのリビング」と呼ばれる多目的スペースがありイベント等も開催
- ・ Wi-Fi機能や電源を完備し、オフィスワークとしても利用可能。保護者の待合スペースとして使われたり、子育て中の地域住民が赤ちゃんを連れて利用したりするなど、世代を超えて子ども達と地域住民が自由に交流できる場となっている



図書室住民側入り口すぐの「まちのリビング」



図書室

学校と地域の距離が近づき、**子どもたちの社会への興味や住民同士の交流のきっかけ**が生まれる

子どもが地域の一員として社会参画する仕組みを学校の中に構築し、地域と「分ける」のではなく「混ぜる」ことで共創を生む、学社融合の教育環境を実現



教室の扉横のタブレットで活動内容を表示



大アリーナ



学校の特別教室と公民館の間に設けられた学校と地域が共有する中庭

- 学校規模／46学級1,262名（特別支援学級／8学級）
※令和7年4月現在
- 複合施設／小学校（8,134㎡）公民館（299㎡）
高齢者ふれあい広場（182㎡）
子育て支援センター（105㎡）学童保育室（358㎡）
- 整備時期／平成24年
- 構造／RC造 地上3階

施設整備の背景

- * 美南小学校が立地する美南地区は、新興住宅地であり、人口が急増している。
- * 学校をはじめ既存の公共施設がないため、より広範囲の地域のニーズを踏まえ、学校とその他の公共施設との複合施設として整備した。

○管理・運営の体制

施設	所管	管理・運営
小学校	教育委員会	教育委員会
公民館	教育委員会	教育委員会
老人福祉施設	市長部局	社会福祉協議会
子育て支援センター	市長部局	NPO法人
学童保育	市長部局	市長部局



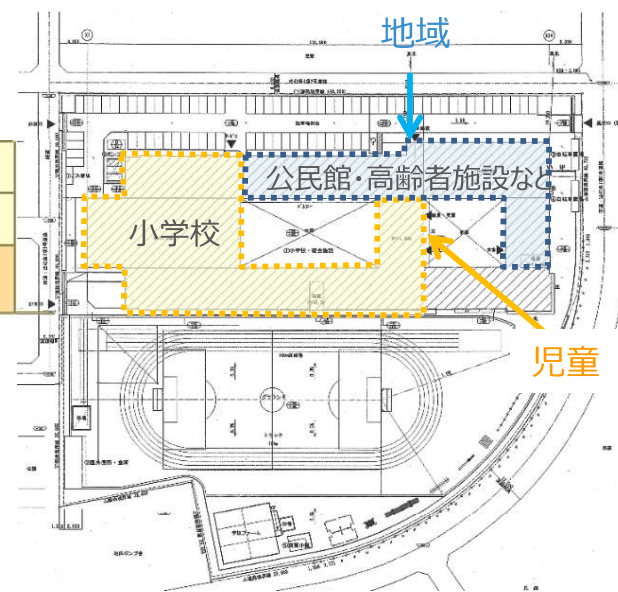
○施設の配置・動線

- ・地域の利用者が利用する各施設や学校開放にも使用する特別教室は1階に配置し、普通教室や職員室などの諸室は2階以上に配置することで管理をしやすいようにしている。
- ・1階の中庭は学校と地域の利用者が自然に交流できるスペースとして設置している。

○公共施設の整備

- ・新興住宅地における学校施設の整備を、その他の公共施設の整備と併せて実施
- ・地域のニーズを踏まえ、小学校を中心に、乳幼児から高齢者まで、様々な年代が利用する施設を複合化
- ・小学校の特別教室や体育館を地域開放することを前提として整備

- 新興住宅地における学校施設の整備を、その他の公共施設と併せて行い、**多世代が集う地域の交流施設**とした
- 各公共施設を単体で整備するよりも、**財政的な負担が軽減**

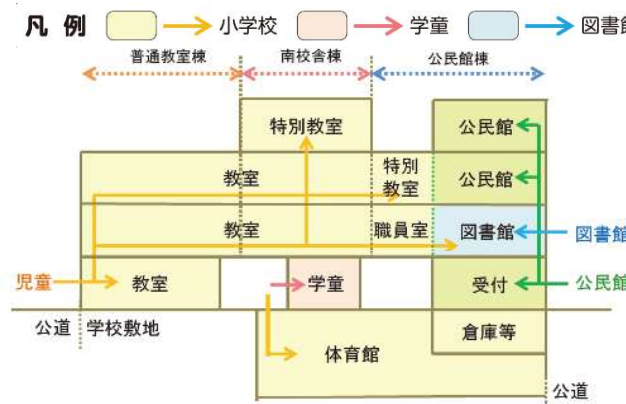


地域利用者の一般出入口には受付を設けている



子育て世代・共働き世代が増加する地域の実情に応じた施設を整備（左：子育て支援センター、右：学童保育室）





○相互活用・交流活動

学校と社会教育施設の学社融合施設として、設備も人も活用した独自のカリキュラムにより、学習内容や活動の幅を広げる

<図書館の活用>

- ・小学校は、資料の豊富な公共図書館も活用可能（本の貸出しだけでなく、1日約3クラスが授業でも利用。）
- ※校内の各階には、各学年の学習状況に応じた本を揃えたチャレンジコーナーを設置

<公民館や利用者の活用>

- ・音楽室やPCルーム、ホール等は共有で使用
- ・小学校のクラブ活動や課外活動を、公民館の利用団体が支援

○防犯対策

児童と公民館・図書館利用者との動線はあえて明確に分けず、大人の目で児童を守るという方針で運営

<背景>

- ・地域で学校の児童を守ろうという意識が強い地域である（防犯対策については、あらかじめ地域と話し合い、理解を得ている）
- ・ガラス張りの壁等、見通しのよい施設であり、目が届きやすい
- ・教職員だけでなく複数の施設の職員で一緒に児童を見ている



児童による貸出し業務体験もできるなど、複合した公共図書館を利用する児童が多い



校内のチャレンジコーナーには専門職員が厳選した図書が並び

●公共施設の有効活用により、児童と地域の人々の学習機会も向上

- 日常的に公共施設を利用したり、地域の人々と交流したりすることで、**自然と社会性が身に付く**



見通しのよいガラス張りの校舎



公民館の入口にある受付で利用者を確認

●ハードとソフトを組み合わせた柔軟な防犯対策をとることで、児童の活動範囲を広げることができている

施設整備の背景

- * 志木小学校と、近接する公民館・図書館の建物の老朽化・耐震化問題の解決策として、学社融合施設とする案が浮上。
- * 地域に開かれた学校として、児童と地域の人々が直接交流の機会をもつことで、学習の相乗効果が現れることを期待した。
- * 既存校舎のうち、北・西校舎は取り壊し、南校舎は耐震補強を残すこととした。

○管理・運営の体制

施設	所管	管理・運営
小学校	教育委員会	教育委員会
公民館	教育委員会	教育委員会
図書館	教育委員会	教育委員会
学童保育クラブ	市長部局	市長部局

高知市立学校教職員の働き方改革プラン

【 第 3 期 】

～高知市立学校教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画～



高知市教育委員会は、
「子供のため」と「頑張る教職員のため」、
「働きやすさ」と「働きがい」の両立を目指して、
取組を進めてまいります！

令和 8 年 2 月
高知市教育委員会

－ 目 次 －

1	プランの趣旨・目的	1 ～ 3
2	目標	4 ～ 7
3	高知市立学校及び教職員一人一人における取組	8 ～ 16
	取組1 週当たり1日以上の定時退校日の設定	9
	取組2 長期休業中に少なくとも6日以上为学校閉庁日の設定及び積極的な 休暇の取得	10・11
	取組3 週当たり2日以上 of 部活動休養日の設定	12
	取組4 「学校と教師の業務の3分類」を踏まえた業務の見直し・ 精選と組織的・計画的な取組	13
	取組5 家庭・地域と取組についての共通認識の形成と連携・協働の推進	14
	取組6 自身の勤務状況の客観的な把握と自己マネジメント	15
	取組7 GIGAスクール構想の下での校務DX推進	16
4	教育委員会における取組	17 ～ 23
	取組1 GIGAスクール構想の下での校務DX推進	18
	取組2 学校における業務を補助する人員配置の推進・拡充	19
	取組3 コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進	20
	取組4 給食費の公会計化	21
	取組5 学校における業務改善に係る取組を家庭・地域に周知	21
	取組6 教育委員会発出文書の全体量に係る縮減	22
	取組7 研修等の見直し	22
	取組8 学校閉庁日等における家庭・地域からの電話対応等	22
	取組9 放課後や夜間等における関係機関と連携した生徒指導対応	23
	取組10 メンタルヘルス対策の推進	23
5	業務改善ポリシー	24
6	年間行動計画	25
7	関連資料	26 ～ 36

1 プランの趣旨・目的

(1) プラン改訂の趣旨

本プランは、第2期高知市教育振興基本計画において「基本目標Ⅴ 学びと育ちを支える教育環境の向上」の「基本方針17 教職員の指導体制・指導環境整備の推進」として取組が位置付けられています。

併せて、本市における「教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」として位置付け取組を推進するものです。

(2) 高知市立学校教職員の働き方改革の目的

教職員がワーク・ライフ・バランスを保ちながら、やりがいをもって働くことができるよう業務を適正化することで、教師の学ぶ時間を確保し、自らの授業を磨くこと等を通じ、子供たちに効果的でよりよい教育活動を行うことができる持続可能な教育環境の整備を行うことを目的とします。

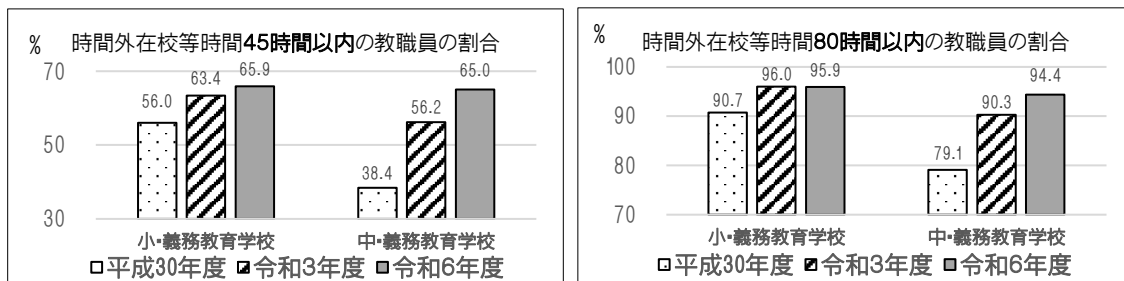
(3) プラン策定の経緯

- ・平成30年10月、高知市教育委員会「高知市立学校教職員の働き方改革推進委員会」設置
- ・平成31年1月、文部科学省「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（中央教育審議会答申）」、「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を発出
- ・平成31年3月、「高知市立学校教職員の働き方改革プラン」策定
- ・令和2年1月、文部科学省「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」告示
- ・令和4年3月、高知市教育委員会「高知市立学校教職員の働き方改革プラン（第2期）」策定
- ・令和5年9月、文部科学省「教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策（提言）」を踏まえた取組の徹底等について（通知）」
- ・令和6年9月、文部科学省「「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について（答申）」（令和6年8月27日中央教育審議会）を踏まえた取組の徹底等について（通知）」
- ・令和7年3月、高知市教育委員会「高知市立学校教職員の働き方改革プラン（第3期）」策定
- ・令和7年9月、文部科学省「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の制定等について（通知）」
- ・令和8年2月、「高知市立学校教職員の働き方改革プラン（第3期）～高知市立学校教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画～」改訂

(4) 本市の実態と課題

○ 平成30年度・令和3年度・令和6年度の時間外在校等時間の比較(7・9・10月の平均)

比較対象とした校数は異なりますが、プラン実施前の平成30年度以降、各学校や個々の教職員の取組によって時間外在校等時間が減少しています。しかし、依然として教職員の長時間勤務は続いており、更なる取組の推進が必要です。



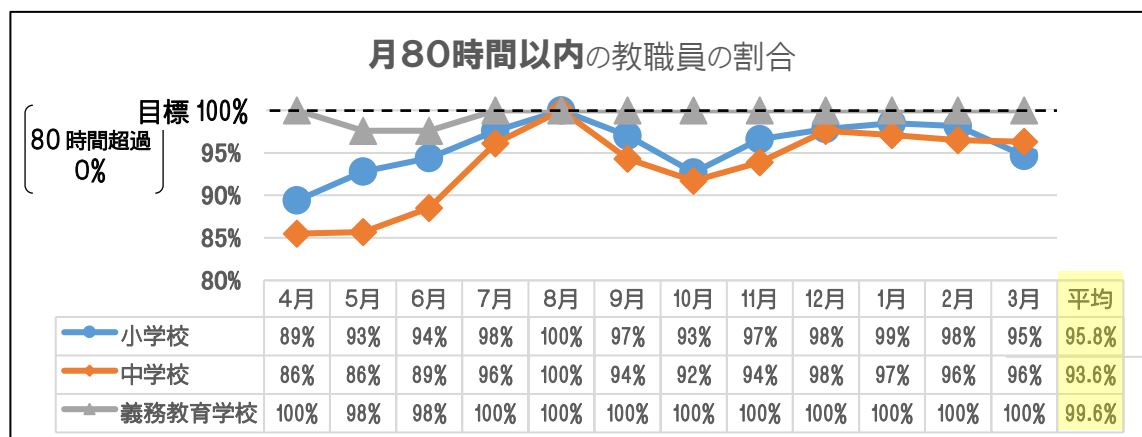
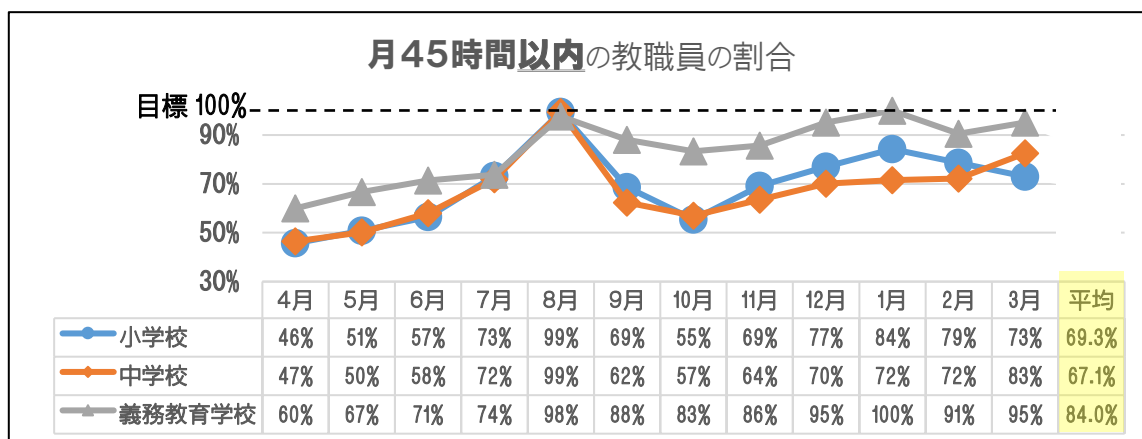
※ 平成30年度(プラン実施前)は、「学校現場における業務改善加速事業」研究モデル校 小7校、中3校の平均
 ※ 令和3年度(プラン第2期実施前)は、小・中・義務教育学校の全校(58校)の平均
 ※ 令和6年度(プラン第3期実施前)は、小・中・義務教育・特別支援学校の全校(59校)の平均

○ 高知市立小・中・義務教育学校の時間外在校等時間の状況(令和6年度)

下のグラフから見える傾向は、ここ数年の本市の傾向と同様です。本市立学校の教職員の繁忙となる月は、4月から6月、そして10月で、言うまでもなく、これらの月は、時間外在校等時間が80時間を超える教職員が増加する傾向があります。

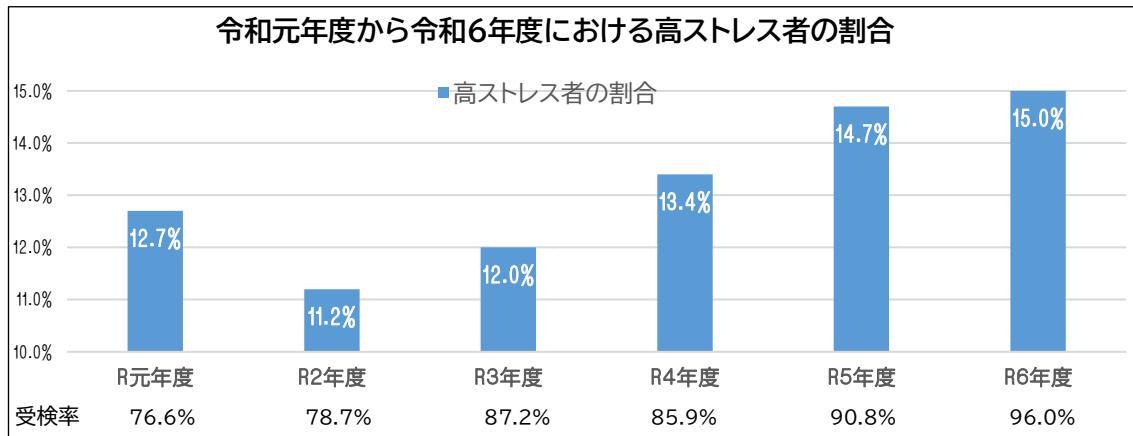
なお、その傾向は、中学校の教職員に顕著に見られています。

また、義務教育学校は、時間外在校等時間が80時間を超える月が、5月と6月のみで、小学校及び中学校に比べ、時間外在校等時間が抑制されています。



○ 高知市立学校におけるストレスチェック高ストレス者の割合

これまで、月80時間を超えて業務を行う教職員は、ワーク・ライフ・バランスが崩れ、ストレスチェックの結果において、高ストレスと判定される傾向が多く見られております。この高ストレスが改善されないことによる心身への影響が懸念されることから、各校において、「心理的・身体的な業務への負担感軽減に向けた取組」や「職場におけるより良い対人関係の構築」など、ストレスチェック結果等を基にした、職場環境の改善が必要となります。



(5) プランの対象期間

令和7年度から令和9年度までの3年間とします。ただし、国の情勢等によっては、期間中においても適宜見直しを行うものとします。

(6) プランを進めるにあたって

働き方改革を進めるにあたっては、業務を改善することが目的とならないよう、「子供たちに効果的でよりよい教育活動を行うことができる持続可能な教育環境の整備を行う」という働き方改革の目的のもと、各校の実態に応じた取組を推進してください。その際、教職員自らが時間管理の意識を高めつつ、より裁量性を持って業務を進めることができるようにするには、校長等の管理職が、リーダーシップを発揮して学校における働き方改革を進めることが重要です。また、時間外在校等時間が特に長時間となっている教職員に対しては、現状を丁寧に確認した上で、業務分担の見直しや適正化など、目に見える形で働き方を改善していくための具体的な手立てを最優先で講じる必要があります。

高知市教育委員会におきましても、時間外在校等時間が特に長時間となっている教職員が在籍する学校にヒアリングを実施する等、教職員のメンタルヘルス対策に取り組んでまいります。併せまして、教職員の働き方改革について、総合教育会議にて現状や課題、取組等を報告し、市長事務部局と教育委員会とが一層の連携を図り、地方公共団体全体として、教師を取り巻く教育環境整備に取り組むなど、学校の取組を支援する伴走者としての役割を担っていきます。

2 目標

目 標

教職員時間外在校等時間 月当たり 45時間以内100%

教職員時間外在校等時間 月当たり 80時間超過 0人

ストレスチェックにおける高ストレス者の割合 12%未満

業務改善ポリシーでは、年間における月時間外在校等時間45時間以内、及び80時間超過の教職員の割合を示しております。

※ 「在校等時間」とは・・・

学校に在校している時間（校外での業務や休日・週休日の業務を含む）から、休憩時間と業務外の時間及び自己研鑽の時間を除いた時間。

※ 「時間外在校等時間」とは・・・

在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間。

※ 「自己研鑽の時間」とは・・・

上司からの指示や児童生徒・保護者等からの直接的な要請等によるものではなく、日々の業務とは直接的に関連しない、業務外と整理すべきと考えられる時間。（例：教師が専門性や教養を高めるために学術書や専門書を読んだり、教科指導や生徒指導に係る自主的な研究会に参加したりする時間。）

○ 勤務時間・健康管理を意識した働き方の推進

子供たちの豊かな学びと成長のためには、教職員が心身ともに健康で、生き生きとした姿で子供たちと向き合うことが重要と考えます。

そのため業務従事時間に一定の枠組を設け、最優先の課題として、時間外在校等時間が月80時間を超えて業務を行う教職員をゼロにすることに取り組みます。

また、時間外在校等時間が月45時間を超えると健康障害のリスクが徐々に高まるとされており、全ての教職員が上の目標を達成できることを目指し、制度や取組の見直し・改善を行っていきます。

なお、上の目標は、本プラン実施における目標値であり、時間外在校等時間が45時間まで許されるという意味ではなく、可能な限り時間外在校等時間の縮減を目指していきます。

期待される効果

○ 子供たちに対してよりよい教育を実現

～教職員と子供たちのウェルビーイングの確保～

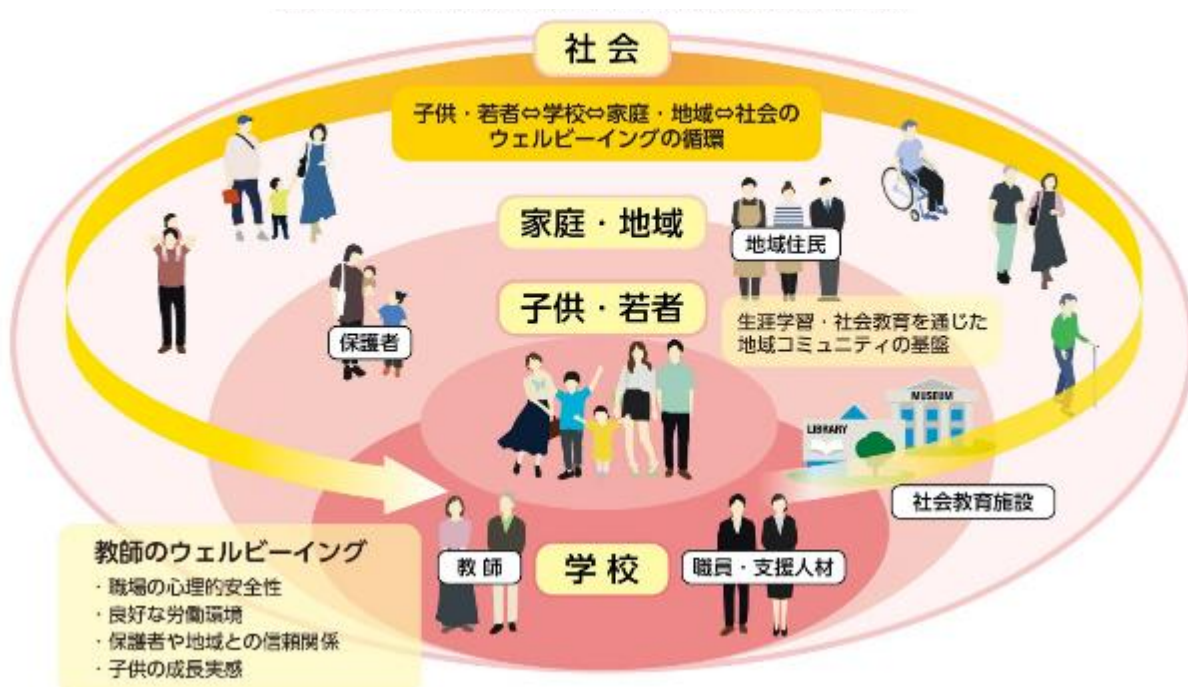
教師のこれまでの働き方を見直し、長時間労働の是正を図ることで教師の健康を守ることはもとより、教師のウェルビーイングを確保しつつ、高度専門職である教師が新しい知識・技能等を学び続け、子供たちに対してよりよい教育を行うことができるようにすることを期待します。

このようなことから、教職員が心身の健康を維持し、やりがいと責任をもって働くとともに、家庭や地域における生活との調和を図ることにより、仕事と生活が相乗効果・好循環を生む「ワーク・ライフ・バランス」に対する意識が涵養されると考えます。

※ ウェルビーイング（教育振興基本計画 令和5年6月16日閣議決定）

身体的・精神的・社会的に良い状態であることを表すもので、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むものである。また、個人のみならず、個人を取り巻く場や地域、社会が持続的に良い状態であることを含む包括的な概念である。

子供たちのウェルビーイングが家庭や地域、社会に広がっていき、その広がりが多様な個人を支え、将来にわたって世代を超えて循環していく姿の実現が求められる。



出典：文部科学省HP（藤江陽子 総合教育政策局長へのインタビュー）から

○「児童生徒に向き合うことができる時間」の創出

教職員が適切に休暇を取得して心身の健康を維持し、家族とゆっくりと過ごし、自己研鑽や自身の趣味にも打ち込めたりするような、プライベートの時間を確保することができる環境づくりを目指します。

また、肥大化した業務の見直し・精選を進めることにより、今までよりも心身ともに「ゆとり」をもって自身の業務に専念できる環境づくりを目指します。個に応じた授業方法や教材教具の研究、児童生徒理解など、これまで以上にじっくりと「児童生徒に向き合うことができる時間」の創出を目指します。

これらにより、これまで以上に活気あふれる学校現場となることを期待します。



令和6年6月5日に高知市不登校支援推進協議会から、「高知市の新たな不登校支援に向けた提言」が出されました。その5つの提言の1つ目に「教職員が子どもと向き合うことができる時間の確保」が挙げられており、具体的には、「教職員の働き方改革を推進したうえでの長期休暇後の緩やかなスタートやカリキュラムの工夫など、子どもと向き合う時間を創出する必要がある。」と書かれております。

また、「教職員に期待できる効果」として、「子どもと触れ合う時間や教材研究の時間など、教職員が主体的に取り組みたいことの時間を確保できることで、教職員の仕事へのやりがいや意欲が高まる。」が挙げられています。

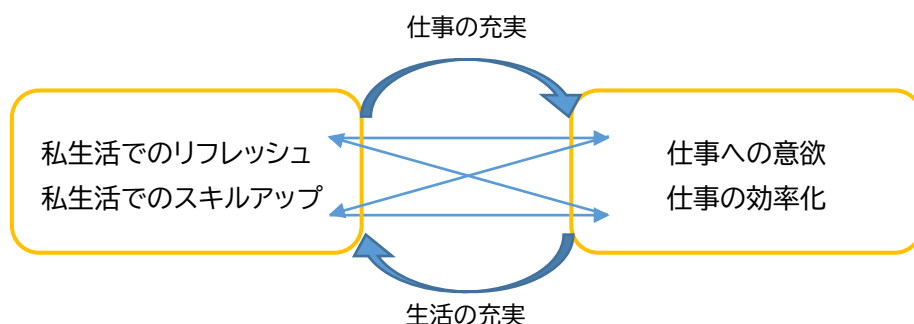
○ 教職員の「働きやすさ」と「働きがい」の両立

業務の適正化を進め、教職員が心身ともに充実して、活き活きと子供たちと接することができる持続可能な教育環境の整備を目指します。

これにより、日々の生活の質や教職人生を豊かにするなど、教職員のウェルビーイングを向上させることを期待します。

※ 仕事と生活の調和＝ワーク・ライフ・バランス

(仕事と生活がお互いを充実させる相乗効果を生み、好循環すること)



○ 高知市立学校教職員の働き方改革プラン【第3期】における具体的な取組について

令和7年9月、文部科学省から発出された「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の制定等について（通知）」に含まれている、改訂された「学校と教師の業務の3分類」と本プランの各取組と特に関係するものを、相互に確認できるようにしています。

学校と教師の業務の3分類

➤ 教師が教師でなければできない業務に専念できるよう、服務監督教育委員会は、これらを踏まえて、それぞれの地域における業務の見直しについて、優先的に対応するものから「業務量管理・健康確保措置実施計画」に反映。

➤ 学校は、学校運営協議会等での議論を経て、優先順位を定めながら、各校の実情に応じた運用を行う。これらの代表例のほか、地域・学校ごとの議論を踏まえて、業務を不断に見直すことが必要。

学校以外が担うべき業務

教師以外が積極的に参画すべき業務

教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

- 1 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
- 2 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
- 3 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）
- 4 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
- 5 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

※朝の時間帯や下校時間の後に、学校施設で預かり活動を行う必要がある場合は、学校以外の管理体制を構築

- 6 調査・統計等への回答 | 学校への依頼を減らし、デジタル技術を活用しつつ、事務職員を中心に実施
- 7 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理 | 学校が行う場合は事務職員等が積極的に参画
- 8 ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 | 教育委員会と連携を図りながら、事務職員等を中心に実施しつつ、地域の実情に応じて外部委託も積極的に検討
- 9 学校プールや体育館等の施設・設備の管理 | 教師は授業等に付随して行う日常点検を担い、外部委託等も積極的に検討
- 10 校舎の開錠・施錠 | 副校長・教頭に固定せず、機械警備、役割分担の見直し等を促進
- 11 児童生徒の休み時間における安全への配慮 | 地域住民等の支援や、輪番等を促進
- 12 校内清掃 | 児童生徒への清掃指導は、地域住民等の支援を得て、回数・範囲の合理化等を促進
- 13 部活動 | 部活動の地域展開・地域連携を推進

※ 専門スタッフとの協働、デジタル技術の活用や外部委託の促進については、地方公共団体の関係機関が積極的に参画

- 14 給食の時間における対応 | 食に関する指導については、栄養教諭等が対応
- 15 授業準備 | 教材の印刷など補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを実施、デジタル技術の活用を促進
- 16 学習評価や成績処理 | 採点作業等のうち補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを中心に実施、自動採点等のデジタル技術の活用を促進
- 17 学校行事の準備・運営 | 関係機関との日程調整や物品の準備等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進しつつ、必要に応じて外部委託等も検討
- 18 進路指導の準備 | 就職先に関する情報収集等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進
- 19 支援が必要な児童生徒・家庭への対応 | 専門スタッフとの協働等を促進



まず取り組むこと・取り組むべきことは何か、話し合うことが大切です。

「学校と教師の業務の3分類」と本プランの取組等との関連

学校以外が担うべき業務	教師以外が積極的に参画すべき業務	教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務
1 【P14】	6 【P22】【P35】	14 【P33】
2 【P23】	7 【P19】【P36】	15 【P16】【P18】
3 【P18】【P21】	8 【P35】	16 【P16】【P18】
4 【P14】【P20】【P36】	9 【P19】	17 【P19】
5 【P23】	10 【P13】	18 【P13】
	11 【P14】	19 【P19】
	12 【P14】	
	13 【P12】	

※ 【P33】【P35】【P36】については、標準的な職務の内容または積極的に参画する職務の内容に記載

3 高知市立学校及び教職員一人一人における取組

高知市立学校は、教職員が心身の健康を維持し、活き活きとした姿で子供たちに向き合うことができるよう、業務従事時間に一定の枠組を設けます。これにより、過剰な時間外在校等時間を抑制するとともに、休暇の取得を促進します。働き方改革の趣旨を家庭・地域にもご理解いただいた上で、高知市立学校で実施します。

また、業務従事時間の枠組を設定するだけでなく、業務の見直しを進めることが必要となります。各学校においては、児童生徒の実態に応じて注力すべき事項を明確にし、業務の精選に向けた協議を進めてください。

なお、学校における業務が肥大化している現状の中、学校教育活動は教職員の熱意によって支えられていますが、それによりワーク・ライフ・バランスが整いにくい現状もあります。今後は、本プランや各学校で話し合った取組をもとに、自身の心身の健康を維持するとともに、業務の適正化を図り、自身の業務に専念できる環境づくりに努めてください。教職員一人一人の取組によって、持続可能な教育環境が形成されます。

取組1 週当たり1日以上 of 定時退校日の設定

取組2 長期休業中に少なくとも6日以上の学校閉庁日の設定及び積極的な休暇の取得

取組3 週当たり2日以上 of 部活動休養日の設定……………【3分類13関係】

取組4 「学校と教師の業務の3分類」を踏まえた業務の見直し・精選と組織的・計画的な取組

……………【3分類1018関係】

取組5 家庭・地域と取組についての共通認識の形成と連携・協働の推進…【3分類141112関係】

取組6 自身の勤務状況の客観的な把握と自己マネジメント

取組7 GIGAスクール構想の下での校務DX推進……………【3分類1516関係】

取組 1 週当たり1日以上の定時退校日の設定

〈★具体的な取組★〉

- ・ 実施日は各学校で設定し、原則として、全教職員が一斉に退校することとします。
- ・ 全ての高知市立学校で、週当たり1日以上[※]の定時退校日における実施率（設定した日の定時〔各学校の設定時刻〕に退校できた教職員の割合）100%を目指します。

〈☆ポイント☆〉

- ※ 実施日や退校時刻は学校ごとに異なるため、教育委員会との連名で各学校から家庭・地域へ周知すること。
- ※ 定時退校日の目的や取組の方法等を各学校で事前に協議しながら計画的に取り組むこと。
- ※ 定時退校日に業務が入っている場合や急な業務等で退校できなかった場合、前後一週間の間で見通しをもって定時退校に取り組むこと。

各 学 校 の 取 組 事 例

- 定時退校日に急な業務等がある場合、管理職等は近日中の別日に定時退校をするように促す。
- 校時の工夫（帯タイム見直し、掃除回数削減等により下校時刻【16:00～16:15】等の繰り上げ）。
 - ⇒ 放課後における教材研究等の時間確保。
- 学期始めと学期終わりの校時（短縮または掃除なし）の工夫。
 - ⇒ 子供たちのゆとり時間の確保と繁忙期における 16:00 以降の教職員の時間確保。
- オリジナルボードに自身で設定した退勤時刻を示すなど、退勤時刻が見える化。
 - ⇒ 事前に宣言することで、正規の勤務時間の意識付け。
- 定時退校につながるスローガンを教員が作成し、定時退校日に職員室のモニターに掲示。
- 部活動休みを徹底する（試合前であっても活動は行わない、定時退校日に部活動休養日とする）。



定時退校日の取組を継続して進めることで、自分の業務を計画的に進める意識やメリハリをつけた働き方を行う意識が高まります。また、教職員同士が互いに助け合う職場風土の醸成にもつながります。

取組 2 長期休業中に少なくとも6日以上の学校閉庁日の設定 及び積極的な休暇の取得

※1 小・中・義務教育・特別支援学校は夏季休業中原則連続4日以上

※2 高等学校は4日以上

〈★具体的な取組★〉

○ 学校閉庁日の設定

- ・ 学校閉庁日においては、対外的な業務を行う必要がない勤務日とするため、日直等を置かず、電話の対応等も必要ありません。
- ・ 勤務日の扱いとなるため、閉庁日の勤務を禁ずるものではありませんが、振替休日の有効活用や、年次有給休暇・夏期特別休暇等の積極的な休暇取得を推奨します。
- ・ 原則、閉庁日は部活動も休養日とします。大会等の都合によりやむを得ず休養日を設けることができなかった場合は、別日に休養日を振り替えることとします。
- ・ 夏季休業中の閉庁日は、休日（土日祝）を含まない平日の原則連続4日以上とします。また、冬季休業中の閉庁日は、原則（高等学校を除く）1日以上とします。
- ・ 閉庁期間については、働き方改革の趣旨に沿った効果的な実施となるよう、年度ごとに休日（土日祝）との兼ね合いを考慮して、高知市教育委員会が高知市立学校一斉の閉庁日を決定します。閉庁日が決まり次第、速やかに学校へお知らせするとともに、高知市広報誌「あかるいまち」等を通じて家庭・地域へ周知します。
- ・ 原則、高知市立学校一斉の閉庁日としますが、地域行事等の都合がある場合は閉庁日を変更して構わないものとします。
- ・ 夏季休業中及び冬季休業中においては、各学校の状況に応じて、教育委員会に事前に連絡をしたうえで、市で設定した学校閉庁日以外にも学校閉庁日を増やすことができるものとします。
- ・ 閉庁期間中における家庭からの緊急連絡については、教育委員会が窓口となり、当該学校の管理職等へ連絡します。

令和6年度の実施状況

夏 季 休 業 中	
4日	11校 (18%)
5日	14校 (23%)
6日	16校 (27%)
7日	4校 (7%)
8日	15校 (25%)

冬 季 休 業 中	
1日	29校 (49%)
2日	30校 (51%)
※ 高等学校を除く	

長 期 休 業 中	
4日	1校※2 (2%)
5日	9校 (15%)
6日	12校 (20%)
7日	9校 (15%)
8日	11校 (18%)
9日	5校 (8%)
10日	13校 (22%)

※ 高知市立小学校、中学校、義務教育学校、高等学校※2、特別支援学校

○ 積極的な年休取得

- ・ 教師のこれまでの働き方を見直し、長時間勤務の是正を図ることで、教師の健康を守ることはもとより、日々の生活の質や教職人生を豊かにするなど教師のウェルビーイングを向上させることが重要です。
- ・ 自らの人間性や創造性を高め、その意欲と能力が最大限発揮できる勤務環境を整備し、教師がその高い専門性を大いに発揮できるようにすることにより、子供たちに対してよりよい教育を行うことができるようになります。
- ・ 計画年休や長期休業中の学校閉庁日等を活用し、休暇の積極的な取得を奨励します。土日や祝日、取得した休暇における余暇を心身のリフレッシュのために活用することができれば、仕事への意欲につながります。また、趣味や居住する地域に貢献するための時間などとして活用することができれば、自身の体験から得られた知見が授業等で児童生徒へ還元されていくものと考えます。
- ・ 余暇を利用した、積極的な自己研鑽も大切です。自身のスキルアップは児童生徒へ還元されるとともに、自身の業務を早く正確に完了させ、新たな余暇の創出につながります。また、業務にはチームとして当たることを常としますが、自身のスキルを発揮することができれば他者の負担を軽減することにもつながります。
- ・ 日頃から、自身の年休残日数を把握し、学校閉庁日等を踏まえて、計画的に年休を取得することが大切です。

各 学 校 の 取 組 事 例

- 全教職員が、学期に1日以上計画的に年休が取得できるように、学期ごとに次学期の年休取得日の希望調査を行い、各教職員の年休取得日に合わせて、事前に教務主任等が時間割の調整を行う。



取組3 週当たり2日以上の部活動休養日の設定

【中学校・義務教育学校後期課程・特別支援学校のみ】

〈★具体的な取組★〉

- ・ 週当たり2日（平日1日、土日1日）以上、休養日を設けることを基準とします。
働き方改革推進のためには、高知市立学校全体で基準を遵守することが重要です。
- ・ 大会等の都合によりやむを得ず休養日を設けることができなかった場合は、大会等の終了後に休養日を振り替えることとします。
- ・ 定時退校日と重ねて休養日を設ける、学校閉庁日と重ねてオフシーズンを設ける等の計画的な実施が、生徒・教職員にとって適切な休養につながります。

〈☆ポイント☆〉

- ※ 令和2年に文部科学省から発出された「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」では、「令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図るとともに、休日の部活動の指導を望まない教師が休日の部活動に従事しないこととする。」と示されています。この「部活動の地域移行」については、「教育委員会における取組2」を参照してください。
- ※ 高知市運動部活動ガイドライン（文化部活動もこれに準ずる）で示されている適切な休養日等は、成長期にある生徒が教育課程内の活動、部活動、食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスの取れた生活を送ることができるよう設定されているものですが、学校の働き方改革の観点からも、全ての中学校・義務教育学校後期課程・特別支援学校がこれを遵守してください。

各 学 校 の 取 組 事 例

- 部活動の完全下校時刻を、年間を通して18:00に設定している。
⇒ 教職員で部活動の教育的意義を確認、教員及び生徒への最終退校時刻の意識付け。
- 試合前であっても活動は行わないなど、部活動休養日を徹底する。
- 短時間で、効果的・効率的な練習方法を取り入れるように工夫している。
- 各部活動の目的を明確にし、その目的に合った活動となるように取り組んでいる。

取組 4 「学校と教師の業務の3分類」を踏まえた業務の 見直し・精選と組織的・計画的な取組

〈★具体的な取組★〉

- ・ スクラップアンドビルドを原則として、現在の教育活動に合わせた、業務の見直し・精選及び校務分掌の見直しを進めます。
- ・ 児童生徒の実態に応じて業務に優先順位を付け、学校として何に注力するべきかをしっかりと共有することが肝要です。注力するべきことに関連が薄い業務は縮小・廃止（スクラップ）し、必要な業務を拡大・新設（ビルド）するなど、効率よく目的を達成できるような学校マネジメントが求められます。全体として業務量を縮減しながら、効率的に教育の質の維持・向上を図ることで、ゆとりをもって業務に臨める環境づくりを目指します。
- ・ 管理職のリーダーシップのもと、業務改善検討委員会（企画・運営委員会等、各学校に既存の委員会を活用することで構いません）等で協議の上、業務の見直し・精選を組織的・計画的に進めることが重要です。
- ・ 標準授業時数を大幅に上回っている（各学年の標準授業時数にプラス 70 単位時間を超えて）教育課程を編成している場合は、見直すことを前提に点検を行い、指導体制や教育課程の編成の工夫・改善等により、指導体制に見合った計画を行います。
- ・ 学校行事の教育的価値を検討し、教育上必要とされるものに精選することや、より充実した学校行事にするため、行事間の関連や統合を図ることなど、学校行事の精選・重点化を図ります。
- ・ 特別活動、生徒指導、進路指導及び設備の管理等の業務が、管理職や特定の教職員に固定されることがないように役割の平準化を図ります。

〈☆ポイント☆〉

- ※ 学校教育の質の向上のために、教師が教師でなければできないことに集中できるようにすることが重要と言われていることから、「学校と教師の業務の3分類」に基づく19の取組について、学校や地域の実態を踏まえて取り組むこと。
- ※ 適切な役割分担により、個人の業務量に大きな偏りが無いよう校務分掌についても協議すること。また、個人で業務を抱え込むことなく、チームとして業務に当たり、個々の教職員の負担を減らすことができるよう、担当の複数化や関係機関との連携等、支援体制も考慮した組織マネジメントを心がけること。



取組5 家庭・地域と取組についての共通認識の形成と連携・協働の推進

- 業務改善を効果的に進めるためには、取組について家庭・地域に周知し、共通認識を得ることが重要となります。

〈★具体的な取組★〉

- ・ 定時退校日を学校だよりや行事予定表で周知したり、PTA総会や学校運営協議会、地域学校協働本部等で積極的に学校の働き方改革の意義や取組を情報発信したりすることで、家庭・地域と共通認識を形成していきます。
- ・ 効果的に働き方改革を進めるために、積極的に地域や外部の人材等を活用したり、各種関係機関と連携体制を構築したりしていきます。

〈☆ポイント☆〉

- ※ 学校閉庁日などの高知市立学校共通の取組については、全市一斉に教育委員会から「実施日」や「対応」等の周知がなされますが、学校ごとに異なる取組の詳細（定時退校日の実施日・時間、学校独自の取組等）については、各学校から家庭・地域へ周知すること。
- ※ 高知市教育委員会策定の「高知市運動部活動ガイドライン」（文化部活動もこれに準ずる）を踏まえ、適切な部活動運営の在り方等について保護者や地域の方々に周知徹底を図り、部活動顧問教員の負担軽減を図ること。
- ※ 保護者や地域住民等の理解・協力を得ながら取組を進めていくために、学校運営協議会と地域学校協働活動の一体的推進に更に取り組むこと。特に学校における働き方改革について、学校運営協議会等の場で積極的に議題として取り扱うこと。
- ※ 留守番電話の導入にあたっては、事前に「保護者等からの折り返し連絡を踏まえた最終連絡時刻設定」等を教職員で協議することはもちろんのこと、留守番電話を導入する目的や教職員で協議した内容を学校運営協議会やPTA執行部等と確認した上で、保護者や地域の方へ周知すること。

各 学 校 の 取 組 事 例

- 社会科見学の見守りや、授業の支援(家庭科のミシン縫いの学習、特別活動における職業に関わる講師等)について、地域の方の協力を得る。
⇒ 学校運営協議会で行事予定等について支援を要するものを共有しておく。
- 地域コーディネーターが中心となり、地域ボランティア等の関係機関との連絡調整を行う。
- 学校運営協議会において、働き方改革を議題に取り上げたり、保護者や地域に、働き方改革についての文書を発出したりする。(部活動の完全下校時刻、短縮校時、国の緊急提言等について)⇒ 保護者や地域の理解につなげる。

取組 6 自身の勤務状況の客観的な把握と自己マネジメント

- 勤務時間の正確な把握は、働き方改革を進めていく上での出発点となります。出退勤管理システム等で、自身の勤務状況を客観的に把握し、自己マネジメントをすることが重要です。

〈★具体的な取組★〉

- ・ 個人で業務を抱え込むことが無いように、専門性を有する教職員や関係機関と連携し、チームとして業務に当たることを常とします。
- ・ 出退勤管理システム等では、正確な記録をとり、自身の勤務状況を把握して、振り返りをします。
- ・ 管理職は、教職員一人一人の勤務状況を把握するために、出退勤管理システムの「時間外在校等時間一覧」等を活用し、在校等時間を確認するとともに、学校内の業務分担を見直します。そのうえで、教職員間の業務量の平準化、時間外在校等時間の短縮に向けた助言や健康維持に向けた注意喚起を行います。

〈☆ポイント☆〉

- ※ 校外において職務に従事している時間についても、できる限り客観的な方法による計測をすること。
- ※ 始業時刻や終業時刻、業務時間や休憩時間といったタイムマネジメントの意識や、仕事に優先順位をつけてスケジュールを立てるといったタスクマネジメントなど、定時退校を基本とする考え方に基づく自己マネジメントに努めること。
- ※ 業務や校務分掌を見直すとともに、教職員一人一人が自己マネジメントを心がけること。（例えば、1日当たり15分程度早く帰宅することで、月当たりの時間外在校等時間を5時間以上短縮することができる。）
- ※ 自宅等に持ち帰って業務を行うことは、ワーク・ライフ・バランスが崩れることや、個人情報取扱いの観点から（個人情報流出等の）課題が発生する恐れがあることから、各自がタイムマネジメント及びタスクマネジメントを意識した働き方に努めること。



教職員が十分な生活時間や睡眠時間を確保し、心身ともにゆとりを持ち教育活動を行うことができるよう、11時間を目安とする「勤務間インターバル」を意識した働き方を心掛けることが大切です。

取組7 GIGAスクール構想の下での校務DX推進

- ICTを「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実に必要不可欠なツールとして活用するとともに、校務のデジタル化を推進し、教職員の負担軽減や業務の効率化を図っていくことで、学習指導や学校経営の高度化と質的向上を目指すための意識改革が求められます。

〈★具体的な取組★〉

- ・ 統合型校務支援システムの活用や、クラウド環境の活用推進など、「校務DX」「学びのDX」の推進により、校務効率化の推進を図ります。

〈☆ポイント☆〉

- ※ AI型デジタルドリルの活用により、児童生徒の基礎・基本の習熟及び定着を図るとともに、教材の配付・回収・採点の省力化に取り組むことで、児童生徒と向き合う時間の創出につなげる。
- ※ 標準的なGIGAスクール環境（児童生徒1人1台端末、教師1人1台端末、クラウド環境）の下で「学びのDX」を図っていくとともに、クラウドツールの積極的な活用による教職員の負担軽減、コミュニケーションの活性化を推進していく。
- ※ 「統合型校務支援システムの活用による会議資料のペーパーレス化や校務処理の負担軽減」、「スケジュール管理のオンライン化」や「学校と保護者等の連絡手段を原則として『高知市立学校家庭連絡システム』を活用すること」、「クラウド環境を活用した教材、教具のデジタル化」など、各学校の実態に応じて校務の効率化を推進していく。
- ※ 教職員と保護者間、教職員と児童生徒間、教職員間での連絡・情報共有手段のデジタル化を図り、「校務DX」を推進していく。

各 学 校 の 取 組 事 例

- 高知市立学校家庭連絡システムの活用。
 - ⇒ 通信や事務文書の電子化を図り、紙の配付物の削減につなげる。
 - ⇒ 朝の欠席連絡を受けた後、担当がスプレッドシートにて共有し、担任は教室で確認することで、児童生徒支援の時間に充てる。
 - ⇒ アンケート機能や日程調整機能を活用し、学期末懇談の日程希望調査を実施する（保護者へ事前に周知）。
- Chatを活用し、教職員間とのやり取りを即時的に行う。
 - ※ 配信する内容は軽重をつけた上で、配信方法（掲示板、Chat、高知市立学校家庭連絡システム等）を使い分ける。
- 学校独自の共有フォルダを作成し、教材や学習指導案等を共有する。
- 長期休業中の教職員の動静表を電子データで管理する。
- 進路説明会や修学旅行説明会等は、オンライン形式で配信する（期間限定で配信）。



4 教育委員会における取組

学校が効果的に業務改善を進めることができるよう、事務業務の電子化や人員の配置、緊急時の対応等、支援体制を構築します。

また、定期的に本プランの見直し・修正を行うとともに、必要な人員や物品を配置するための予算確保にも努めます。

- | | | | | | | | |
|------|-------------------------------|------|---|-----|----|-----|-----|
| 取組1 | GIGAスクール構想の下での校務DX推進…………… | 【3分類 | 3 | 15 | 16 | 関係】 | |
| 取組2 | 学校における業務を補助する人員配置の推進・拡充…………… | 【3分類 | 7 | 9 | 17 | 19 | 関係】 |
| 取組3 | コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進 …… | 【3分類 | 4 | 関係】 | | | |
| 取組4 | 給食費の公会計化…………… | 【3分類 | 3 | 関係】 | | | |
| 取組5 | 学校における業務改善に係る取組を家庭・地域に周知 | | | | | | |
| 取組6 | 教育委員会発出文書の全体量に係る縮減…………… | 【3分類 | 6 | 関係】 | | | |
| 取組7 | 研修等の見直し | | | | | | |
| 取組8 | 学校閉庁日等における家庭・地域からの電話対応等 | | | | | | |
| 取組9 | 放課後や夜間等における関係機関と連携した生徒指導対応… | 【3分類 | 2 | 関係】 | | | |
| 取組10 | メンタルヘルス対策の推進…………… | 【3分類 | 5 | 関係】 | | | |

取組 1 GIGA スクール構想の下での校務 DX 推進

〈★具体的な取組★〉

- ・ 統合型校務支援システムの活用によって、教職員の勤務状況を客観的に把握するとともに、校務処理や事務処理等の効率化を図り、教職員の業務負担軽減を目指します。
- ・ 学校と保護者間の連絡手段の迅速化・効率化を進めるために導入した「高知市立学校家庭連絡システム」の活用により、学校からの連絡や文書の発信、アンケートの配付・回答自動集計の活用を進め、欠席連絡や健康連絡等の機能の活用促進を図ります。
- ・ 児童生徒のスタディログ（学びの記録）を自動的に集約・分析・加工して視覚的に分かりやすく一覧化した「高知家まなびばこ・スタディログダッシュボード」の運用などにより教員の負担を軽減しつつ、優れた指導方法等の共有化を図ります。
- ・ 統合型校務支援システムの活用や、クラウド環境の活用推進など、校務のデジタル化を推進します。
- ・ FAX・押印の制度・慣行の見直しを速やかに行います。
- ・ 学齢簿システムと就学援助システムの運用を見直し、学齢簿及び就学援助に係る学校事務における就学援助事務の負担軽減を図ります。

参 考

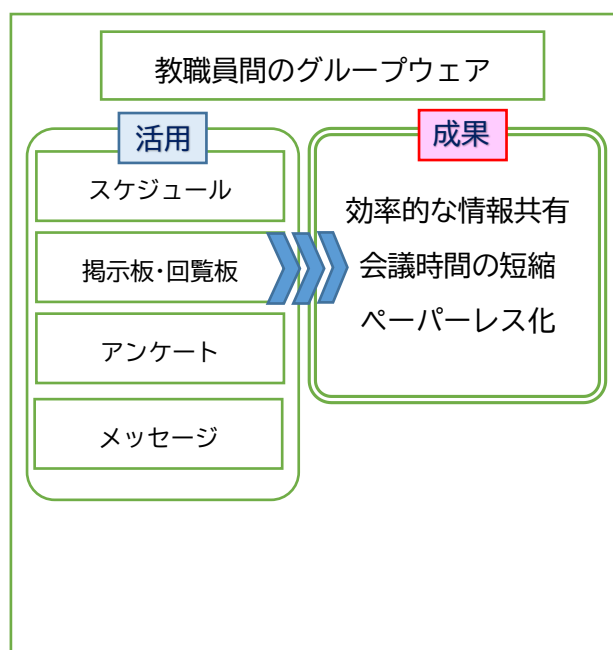
◎ 統合型校務支援システムの機能一例

【グループウェア機能】

- ・ メッセージ送受信、ファイル管理、掲示板、回覧板、勤務時間管理 等

【校務支援システム】

- ・ 成績処理・管理、指導要録作成、進路管理
- ・ 児童生徒情報管理、日常所見管理、出欠管理
- ・ 特別支援学級機能
- ・ 保健管理
- ・ 徴収金管理機能 等



取組 2 学校における業務を補助する人員配置の推進・拡充

〈★具体的な取組★〉

- ・ 各種支援員やカウンセラー等、学校における業務を補助するための支援員等の配置を推進するための予算確保に努めます。
- ・ 教職員の業務遂行力の向上を図るため、学力向上推進員等を派遣します。
- ・ 学校の施設・設備の管理については、プール清掃を民間事業者に委託するなど、学校の業務軽減に努めます。

令和7年度の取組

【学校へ配置する支援員等】

- 学校図書館支援員 ○教員補助員 ○特別支援教育支援員 ○部活動指導員（※）
- 教員業務支援員 ○放課後等学習支援員 ○校内サポートルーム支援員
- 学習チューター ○小1サポーター ○学力向上学習支援員

【学校へ派遣する支援員等】

- 学校カウンセラー ○スクールカウンセラー ○スクールソーシャルワーカー
- 外国語指導助手（ALT） ○教育情報化推進支援員 ○帰国・外国人児童生徒支援員

【学校へ派遣するアドバイザー等】

- 学力向上統括スーパーバイザー ○特別支援教育スーパーバイザー
- 学力向上推進員 ○生徒指導アドバイザー ○心の教育アドバイザー
- 情報教育学校支援アドバイザー ○外国語教育コーディネーター



（※）《国の「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」について》

スポーツ庁・文化庁・文部科学省は、持続可能な部活動と教師の負担軽減の両方を実現できる改革として、令和5年度以降、中学校における休日の部活動を段階的に地域部活動に移行することを推進しています。

高知県におきましても、中学校の合同部活動（運動部）や休日の地域部活動への移行について、高知県教育委員会と各市町村教育委員会や市町村教育委員会連合会、中学校体育連盟との協議・検討を始めているところです。高知市教育委員会では、「高知市持続可能なスポーツ・文化芸術活動のための部活動環境整備検討委員会」を令和5年度に立ち上げ、部活動の地域連携に係る検討を進めています。

今後、高知市立学校の生徒にとって望ましい部活動や地域部活動の在り方を検討していくようにしています。

取組3 コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進

〈★具体的な取組★〉

- ・ コミュニティ・スクール（※）と地域学校協働活動の一体的推進のために、その制度の周知と効果的な運用に向けた伴走的支援を行うとともに、市長部局等と連携を図り、地域学校協働活動の充実にに向けた支援を行います。
- ・ 学校運営協議会を通じて、保護者や地域住民に対する教職員の負担軽減に関わる理解が促進され、協議により教職員の学校業務の軽減化が図られることで、教職員が児童生徒に向き合う時間や教材研究の時間を確保できる等、児童生徒のための学校教育活動の充実が図られるよう支援を行います。

【学校運営協議会】

学校と保護者や地域住民等が、学校運営とそのために必要な支援等について協議する合議制の機関

【学校運営協議会の設置状況】

令和5年度 高知市立小・中・義務教育・特別支援学校の全てに設置

【地域学校協働活動】

地域と学校が相互にパートナーとして、連携・協働して行う様々な活動

【各学校での活動状況】

地域学校協働活動推進員が中心となり、地域人材の確保や連絡調整をしながら、授業補助や学校周辺の環境整備、学校行事支援、読み聞かせ、キャリア教育支援、部活動支援、登下校の見守り等を行っています。

また、総合的な学習の時間などの教育活動の中で、地域づくりに関する学習活動をより充実させるために地域の方に関わっていただいています。（郷土学習・地域行事への参画・まちづくり・防災学習等）

（※）《コミュニティ・スクールについて》

コミュニティ・スクールは、学校運営協議会を設置した学校です。学校運営協議会で学校・家庭・地域が目標やビジョンを共有し、地域学校協働活動につなげることで「子供の豊かな体験と学び」が可能になります。それぞれの地域には歴史、文化、産業、人、活動等があり、大人達が「子供の未来」のために協働することで、子供達は、地域にある資源に触れることができ、わくわくする体験や、教職員でも家族でもない様々な人との出会いが生まれます。学校と地域でつくる体験と学びの果たす役割は大きく、子供たちの学びをより確かなものにしてくれます。

取組 4 給食費の公会計化

〈★具体的な取組★〉

- ・ 小・中・義務教育・特別支援学校における学校給食費について、公会計化することを目指し、関係部署と協議を行いながら準備を進めます。
- ・ 公会計化に当たっては、学校給食費の徴収・管理業務を教育委員会でを行うことを基本とし、保護者の利便性向上や徴収・管理業務の効率化に留意して制度設計を行うとともに、学校現場との連携が必要な部分については、効率的に業務が行えるようにすることにより、教職員の業務負担の軽減を図ります。

取組 5 学校における業務改善に係る取組を家庭・地域に周知

〈★具体的な取組★〉

- ・ 教職員の業務について家庭・地域からの理解が得られるよう、「高知市立学校教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」の位置付けもある本プランや、本市の教職員の勤務状況や目標達成状況を公表し、学校における業務改善の取組の周知を図ります。
- ・ 業務改善の取組を進めていくためには、家庭・地域に十分に周知した上で、協力していただくことも重要となります。そのため家庭や保護者への周知に関して、教育委員会は本プランにおける取組について、例えば、本プラン「取組 2 長期休業中に少なくとも6日以上の学校閉庁日の設定及び積極的な休暇の取得」(PI0)について、高知市広報誌「あかるいまち」にて家庭や地域に向け情報発信するとともに、本プラン「取組 1 週当たり1日以上 of 定時退校日の設定」(P9)についてホームページで協力依頼します。
- ・ 高知市立小中学校PTA連合会、高知市町内会連合会及び青少年育成協議会等を通じて、教職員の働き方改革に係る実情や取組を積極的に情報発信します。



取組 6 教育委員会発出文書の全体量に係る縮減

〈★具体的な取組★〉

- ・ 教職員にとって負担感が強い業務の1つである「調査・統計への回答等」の改善のために、学校等への一律の依頼・配付について必要性を十分に考慮し、独自に実施する調査等の見直しを行うなど、負担軽減を図ります。
- ・ 併せて調査時期の分散化や、重複した内容の統合化を進め、学校における事務業務の負担を軽減します。
- ・ 事務職員等の文書処理にかかる負担を軽減するために導入しました統合型校務支援システム（文書収受機能等）について、今後も効果的な運用方法を検討してまいります。
- ・ 学校への各種様式の提供等、文書作成の負担軽減を図ります。



取組 7 研修等の見直し

〈★具体的な取組★〉

- ・ 業務遂行力を高めるために研修は重要と考えますが、日程の調整、統合・整理等を含め、縮減可能なものについては見直しを進めていきます。
- ・ 若年教員が増加していく中で、校内指導体制づくりやOJTの推進ができるよう、研修内容を工夫します。
- ・ 集合研修やオンライン研修など、それぞれの目的や内容、対象者の実態に合った研修となるように努めます。

取組 8 学校閉庁日等における家庭・地域からの電話対応等

〈★具体的な取組★〉

- ・ 長期休業中の学校閉庁日の実施期間は、家庭・地域からの緊急連絡を教育委員会が窓口となって対応し、各学校の管理職等へ取り次ぎます。
- ・ 各学校の留守番電話は、電話設備更新の際に設置を進めていきます。

取組 9 放課後や夜間等における関係機関と連携した生徒指導 対応

- 教育基本法第10条第1項においては、「父母その他の保護者は、この教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。」と規定されており、また、「学校と教師の業務の3分類」に基づく19の取組にて、「学校以外が担うべき業務」の中に、「②放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応」が示されています。

〈★具体的な取組★〉

- ・ 教育委員会は、子供たちの健全育成のため、「放課後や夜間等に問題行動に関わって、警察が児童生徒を補導した際、警察から保護者に連絡があること」及び「学校・警察連絡制度により、月に1回、学校と警察の間で児童生徒の問題行動に係る補導について情報共有が図られること」を今後も保護者や学校に周知を図っていきます。
- ・ 放課後から夜間等における見回りについては、地域や学校の実情に応じて、地域ボランティア等が中心となるよう地域学校協働本部や関係機関等と連携を図っていきます。

取組10 メンタルヘルス対策の推進

〈★具体的な取組★〉

- ・ メンタルヘルスの不調を未然防止することを目的に、ストレスチェックの機会を年1回以上設け、教職員自身のストレスへの気付きと職場環境改善を促進します。
- ・ ストレスチェックを実施した結果、「高ストレス」と判定された教職員のうち、面接指導を希望された教職員は、医師による面接指導を受けることができます。医師との面接を受けていただくため、面接指導医師の確保に努めます。
- ・ 労働安全衛生法に基づき、長時間労働者への面接指導を行うための産業医の確保に努めるとともに、教職員50人以上の学校に、産業医の選任や衛生委員会の設置など、学校における労働安全管理体制の整備を行います。
- ・ 高知市立学校総括衛生委員会において、教職員の健康障害を防止するための基本となる対策等を総合的に調査及び審議します。
- ・ 学校において、法律に基づく専門家の助言が必要な場合は、高知市教育委員会が法務相談につなげるなど、学校を支援してまいります。



5 業務改善ポリシー

以下の業務改善ポリシー（評価指標及び数値目標）に基づき、令和9年度の完全実施及び目標達成を目指します。

評価指標	実績	数値目標		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
定時退校日を、授業日において週当たり1日以上実施します。	設定日の定時に退校した教職員の割合			
	92.0%	92%以上	96%以上	100%
教職員の時間外在校等時間を、月当たり45時間以内にします。	年間における月平均45時間以内の教職員の割合			
	69.8%	78%以上	82%以上	85%以上
	年間における月平均80時間超過の教職員の割合			
	4.6%	3%以下	1.5%以下	0%
ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を10%未満にします。	高ストレス者の割合			
	15.0%	14%未満	13%未満	12%未満
	受検率 95.0%	ストレスチェック受検率 95%以上		
長期休業中に学校閉庁日を設定します。 ・小・中・義務教育・特別支援学校：6日以上 ・高等学校：4日以上	100%	・小・中・義務教育 ・特別支援学校：6日以上 ・高等学校：4日以上 } 高知市立学校 100%実施		
部活動休養日を、週2日（平日1日、土日1日）以上設定します。	100%	・週2日以上部活動休養日実施率 100% 【対象：中・義務教育・特別支援学校】		

6 年間行動計画

時期	取 組 内 容	
	学 校	教育委員会
4月		
5月		教育委員会報告 総合教育会議報告
6月	ストレスチェック受検	
7月		
8月	学校閉庁日	各校の取組進捗確認
9月		
10月		
11月	ストレスチェック受検	高知市立学校教職員の 働き方改革推進委員会開催
12月		定時退校日調査実施
	学校閉庁日	
1月		高知市立学校教職員の 働き方改革推進委員会開催
2月		教育委員会報告 総合教育会議報告
3月		校長会 ストレスチェック結果報告

週
1
回
以
上

定
時
退
校
日

毎
月
時
間
外
在
校
等
時
間
実
態
把
握
・
対
応

7 関連資料

- 資料1 《「1 プランの趣旨・目的」関連》令和7年9月26日 文部科学省
- 《「2 目標」関連》

公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針(改正)のポイント

概要

令和7年6月に成立した改正給特法に基づき、服務を監督する教育委員会は、文部科学大臣が定める指針に即して「業務量管理・健康確保措置実施計画」を定めることとされたことを受け、給特法第7条に基づき文部科学大臣が定める指針に、働き方改革の更なる推進に向けて、国として、教育委員会が計画を策定する際に踏まえるべき内容を新たに位置づけるもの。

改正のポイント

1. 働き方改革の目的や働きの観点の追加 進める上での基本的観念の追加

【働き方改革の目的】

- ・ 教育職員の「働きやすさ」と「働きがい」を両立し、子供たちによりよい教育を行うことが目的

【基本的観念】

- ・ 国、教育委員会、地方公共団体、学校、地域、保護者など教育に関わる全ての関係者が、その権限と責任に基づき連携・協働しながら取組を実施

2. 在校等時間や上限時間 ※改正なし

【在校等時間】

- ・ 「超勤4項目」以外の業務を行う時間も含め、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間を「在校等時間」とし、勤務時間管理の対象とする

【上限時間】

- ・ 1か月の時間外在校等時間について、45時間以内
 - ・ 1年間の時間外在校等時間について、360時間以内
- ※ 休憩時間や休日の確保等に関する労働基準法の規定を遵守

5. 留意事項等

- ・ 実際の時間より短い虚偽の時間を記録することはならない
- ・ 業務の持ち帰りを行わないことが原則。上限時間の遵守や計画目標の達成のみを目的として持ち帰り業務を増加させることは厳に避けつつしむ必要。仮に持ち帰りの実態がある場合、その実態把握とともに、縮減に向けた取組を進める
- ・ 学校運営協議会の設置及び活用の推進 ・都道府県教育委員会は市町村教育委員会に対して指導・助言等
- ・ 校長等の管理職は、業務の精選等、組織マネジメントを実施し、教育職員一人一人が働きやすい職場環境を構築
- ・ 管理職の人事評価の評価項目や研修内容に働き方改革に資するマネジメントを追加

3. 「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定

- 服務監督教育委員会は、本指針に即して「業務量管理・健康確保措置実施計画」(以下「実施計画」)を定める
- 実施計画、毎年の実施状況を公表。総合教育会議にも報告。地方公共団体との連携を図りつつ、取組の更なる改善につなげる

【目標】

- ・ 政府として令和11年度までに教育職員の1箇月時間外在校等時間を平均30時間程度に削減することを目標としており、時間外在校等時間が80時間を超え教育職員を早急になくす必要はないものとして、それぞれ以下の水準を満たしている必要

- ✓ 1箇月時間外在校等時間が45時間以下の教職員の割合 → 100%とすることを旨とする
 - ✓ 1年間における教育職員の1箇月時間外在校等時間の平均時間 → 平均で30時間程度となることを目指す
 - ✓ 1年間時間外在校等時間 → 360時間以下とすることを旨とする
- ※ 可能な限り、教育職員のワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標を、地方公共団体の実情に応じて設定

【内容】

- ・ 実施計画には、4.に掲げる措置に関する具体的な取組内容等を記載するものとする
- ※ 具体的な業務量管理・健康確保措置の実施内容及び実施方法は、地域の実情に応じて決めるもの

4. 服務監督教育委員会が講ずべき措置の内容等

- 教育職員の勤務状況等に関する状況を把握し、その状況を踏まえ、業務分担の見直しや適正化、必要な環境整備等の在校等時間の長時間化を防ぐための取組を実施

【学校と教師の業務の3分類】

- ・ 今日の学校や教師を取り巻く状況や、教師の負担・働きがいの観点を踏まえてアッパデートの上、本指針に位置づけ

- ① 学校以外が担うべき業務
- ② 教師以外が積極的に参画すべき業務
- ③ 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

- ・ 服務監督教育委員会は、学校運営協議会等での協議を経て、円滑に役割分担の見直しが行われるよう、地域の実情に応じた運用に努め、管理職や職員相互の連携・協働、事務処理の精選・効率化等のための共同学校事務室の設置等にも努める

【学校業務の適正化 等】

- ・ 標準を大きく上回る授業時数の指導体制に見合った見直しや、年間授業過数の実態に応じた1日及び1週間当たりの授業時数の平準化、学校行事の精選
- ・ 放課後の児童生徒の活動時間(補習、部活動を含む。)の、教育職員の勤務時間内での設定
- ・ デジタル技術を活用した校務の効率化
- ・ 勤務時間外の外部対応を抑制する環境整備(留守番電話の設置 等)
- 勤務間インターバルの確保や、早出遅出勤務、テレワーク等、柔軟な働き方の推進のための環境整備
- 計画の策定等に当たり人事委員会と認識を共有し、専門的な助言を求める等連携を図ること 等

○ 資料2 《「1 プランの趣旨・目的」関連》

《「2 目標」関連》 高知市立学校の管理運営に関する規則【抜粋】

「高知市立学校の管理運営に関する規則」（令和2年4月1日改正）には、教職員の時間外業務
従事時間の上限を定めています。

（教育職員の勤務時間の管理等）

第31条 教育委員会は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和
46年法律第77号）第2条第2項に規定する教育職員（以下「教育職員」という。）の健康及び
福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するよう、その所管に属する学校
の教育職員が業務を行う時間（同法第7条の指針に規定する在校等時間をいう。以下同じ。）か
ら所定の勤務時間（同法第6条第3項各号に掲げる日（代休日が指定された日を除く。）以外の
日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。）を除いた時間を次に掲げる時間の上限の範囲内
とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

（1） 1箇月について45時間

（2） 1年について360時間

2 教育委員会は、教育職員が児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加
等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、前項の規
定にかかわらず、教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次に掲げる時
間及び月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

（1） 1箇月について100時間未満

（2） 1年について720時間

（3） 1箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1箇月、2箇月、3箇月、4箇月及び5
箇月の期間を加えたそれぞれの期間において1箇月当たりの平均時間について80時間

（4） 1年のうち1箇月において所定の勤務時間以外の時間において45時間を超えて業務を行う
月数について6箇月

3 教育委員会は、教育職員の業務量の適切な管理を行うため必要なときは、個々の教育職員の出
勤、退勤等に関する客観的な記録を学校からの提出によらず、収集することができる。

4 前3項に定めるもののほか、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の
確保を図るために必要な事項については、教育委員会が別に定める。

○ 資料3 《「3 高知市立学校及び教職員一人一人における取組」

『取組3 週当たり2日以上の部活動休養日の設定』関連》

「高知市運動部活動ガイドライン」から【抜粋】

- ◎ スポーツ医・科学の見地から、トレーニング効果を得るために休養を適切にとることが必要であること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を、運動部活動指導者は正しく理解すること。
 - ◎ スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究も踏まえ、以下を基準とする。
 - ・ 週当たり2日以上休養日を設ける。
(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上。週末に大会参加等で活動した場合は、他の日に振り替える。)
 - ・ ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。
 - ・ 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(週末を含む)は3時間程度。
- ※ 高等学校は、「高知県運動部活動改革推進委員会」において検討される内容をもとに実施する。

学校の働き方改革を踏まえた部活動改革 概要



部活動の意義と課題

- ✓ 部活動は、教科学習とは異なる集団での活動を通じた**人間形成の機会**や、**多様な生徒が活躍できる場**である。
- ✓ 一方、これまで部活動は**教師による献身的な勤務**の下で成り立ってきたが、休日を含め、**長時間勤務の要因**であることや、**指導経験のない教師にとって多大な負担**であるとともに、**生徒にとっては望ましい指導を受けられない場合**が生じる。
- ✓ 中教審答申や給特法の国会審議において「**部活動を学校単位から地域単位の取組とする**」旨が指摘されている。

持続可能な部活動と教師の負担軽減の両方を実現できる改革が必要

改革の方向性

- ◆ **部活動は必ずしも教師が担う必要のない業務**であることを踏まえ、**部活動改革の第一歩**として、休日に教科指導を行わないことと同様に、**休日に教師が部活動の指導に携わる必要がない環境**を構築
- ◆ 部活動の指導を希望する教師は、引き続き**休日に指導を行うことができる仕組み**を構築
- ◆ 生徒の活動機会を確保するため、**休日における地域のスポーツ・文化活動を実施できる環境**を整備

具体的な方策

I. 休日の部活動の段階的な地域移行 (令和5年度以降、段階的に実施)

- **休日の指導や大会への引率を担う地域人材の確保**
(育成・マッチングまでの民間人材の活用の仕組みの構築、兼職兼業の仕組みの活用)
- **保護者による費用負担、地方自治体による減免措置等と国による支援**
- **拠点校(地域)における実践研究の推進とその成果の全国展開**

II. 合理的で効率的な部活動の推進

- 地域の実情を踏まえ、都市・過疎地域における他校との**合同部活動の推進**
- 地理的制約を越えて、生徒・指導者間のコミュニケーションが可能となる**ICT活用の推進**
- 主に**地方大会の在り方の整理** (実態の把握、参加する大会の精選、大会参加資格の弾力化等)

※ 以上の取組は、主として中学校を対象とし、高等学校においても同様の考え方を基に取組を実施。

※ 私立学校は、以上に示した公立学校の取組を参考に、教師の負担軽減を考慮した適切な指導体制の構築に取り組むことが望ましい。

○ 資料 4-1 《「3 高知市立学校及び教職員一人一人における取組」
『取組 4 学校と教師の業務の3分類』を踏まえた
業務の見直し・精選と組織的・計画的な取組』関連》

高知市立学校における教諭等の標準的な職務内容及び職務の遂行に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高知市立学校の管理運営に関する規則（昭和43年教育委員会規則第10号。以下「規則」という。）第18条の2の規定に基づき、教諭等（主幹教諭、指導教諭、教諭及び講師をいう。第6条において同じ。）の標準的な職務内容を明らかにすることを通じ、もってその専門性を発揮して職務を遂行できるようにすることを目的とする。

(主幹教諭の標準的な職務内容)

第2条 主幹教諭は、別表に掲げるもののほか、校長（副校長を置く学校にあっては、校長及び副校長。）及び教頭の職務を補佐すること及び命を受けて校務の一部を整理すること並びに教諭及び講師の資質の向上を支援することをその標準的な職務内容とする。

(指導教諭の標準的な職務内容)

第3条 指導教諭は、別表に掲げるもののほか、教諭及び講師の資質の向上を支援することをその標準的な職務内容とする。

(教諭の標準的な職務内容)

第4条 教諭の標準的な職務内容は、別表に掲げるとおりとする。

(講師の標準的な職務内容)

第5条 講師の標準的な職務内容は、教諭の標準的な職務内容に準ずる職務内容とする。

(教諭等の職務の遂行に係る留意事項)

第6条 校長は、教諭等の職務の遂行に際し、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 別表に掲げる標準的な職務内容は、校務の中で主として教諭等が行う職務の範囲を示したものであること。なお、各学校に所属する全ての教諭等が一律に担うことを想定したものではないこと。
- (2) 標準的な職務内容を参考に、校務分掌を定めるものとし、教諭等が職務を行うに当たっては、校務分掌に基づき教諭等の間で適切に役割が分担されるとともに、事務職員、専門スタッフ、外部人材等との連携、協力等が推進されるよう努めること。

なお、標準的な職務内容に具体的な職務として掲げていない職務であっても、学校規模、教職員の配置数及び経験年数並びに各学校、地域等の実情に応じて教諭等が担うことが必要であると認める職務については、校務分掌に位置付けることができること。その場合にあっては、標準的な職務内容に具体的な職務として掲げている職務を整理し、及び精選した上で実施すること。

- (3) 校務分掌を定める際には、学校規模、教職員の配置数及び経験年数並びに学校、地域等の実情を踏まえつつ、教諭等が担う職務の範囲が曖昧となり又は徐々に拡大することのないよう、できる限り具体的なものとすること。その際、校務分掌が細分化し、各教諭等が結果として校務分掌の大部分を担当することのないよう、主幹教諭及び主任等（規則第19条の2から第19条の8までに定める主任等をいう。）を中心として包括的及び系統的に校務分掌を定めること。なお、主任等を命じる際には、適材適所で命じること。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表

教諭等の標準的な職務

	区分	職務の内容	職務の内容の例
1	主として学校の教育活動に関する こと	教育課程及び学習指導に関すること	教育課程の編成及び実施並びにその準備(学校行事等の準備・運営を含む。) 児童生徒の学習評価及び成績処理
		生徒指導及び進路指導に関すること	生徒指導の企画及び運営 児童生徒への指導援助 いじめ、不登校等の生徒指導上の諸課題への対応及び指導 進路指導の企画及び運営 家庭、地域、他校種及び関係機関との連携及び調整 教育相談及び進路相談
		特別な支援を要する生徒のために必要な職務に関すること	個別の指導計画の作成及び活用 個別の教育支援計画の作成及び活用
2	主として学校の管理運営に関する こと	学校の組織運営に関すること	学校経営及び運営方針の策定への参画 各種委員会の企画及び運営 校務分掌に関する業務 学年、学級(ホームルーム)運営 学校業務改善の推進
		学校評価に関する こと	自己評価の企画及び実施 学校関係者評価等の企画及び実施 学校に関する情報の提供
		研修に関する こと	校内研修の企画、実施及び受講 法定研修その他の職務遂行のために必要な研修の受講
		保護者及び地域住民等との連携及び協力の推進に関する こと	関係機関や外部人材、地域、保護者との連絡及び調整
		その他学校の管理運営に関する こと	学校の保健計画に基づく生徒の指導 学校の環境衛生点検 学校の安全計画等に基づく児童生徒の安全指導及び安全点検

○ 資料 4-2 《「3 高知市立学校及び教職員一人一人における取組」
『取組 4 学校と教師の業務の3分類』を踏まえた
業務の見直し・精選と組織的・計画的な取組』関連》

高知市立学校における養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務内容及び職務の遂行に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高知市立学校の管理運営に関する規則（昭和43年教育委員会規則第10号。以下「規則」という。）第18条の4の規定に基づき、養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務内容を明らかにすることを通じ、もってその専門性を発揮して職務を遂行できるようにすることを目的とする。

(養護教諭の標準的な職務)

第2条 養護教諭の標準的な職務は、別表第1に掲げるとおりとする。

(栄養教諭の標準的な職務)

第3条 栄養教諭の標準的な職務は、別表第2に掲げるとおりとする。

(養護教諭及び栄養教諭の職務の遂行に係る留意事項)

第4条 養護教諭及び栄養教諭の職務の遂行に際し、校長が留意すべき事項は次に掲げるとおりとする。

- (1) 別表第一に掲げる養護教諭の標準職務及び別表第二に掲げる栄養教諭の標準職務は、校務の中で主として養護教諭及び栄養教諭が行う職務の範囲及びその職務に含まれる具体の業務を示したものであること。
- (2) 校長は、養護教諭及び栄養教諭の標準職務を参考に、校務分掌を定め、又は見直すこと。その際に、学校規模、教職員の配置数や経験年数、各学校や地域の実情等を踏まえつつ、養護教諭及び栄養教諭が担う職務の範囲が曖昧になったり、徐々に拡大したりしないよう、できる限り具体的に定めること。

養護教諭及び栄養教諭が業務を実施するに当たっては、校務分掌に基づき、教諭等や養護教諭、栄養教諭の間で適切に役割分担を図るとともに、事務職員や専門スタッフ、外部人材等との連携・協力等が求められること。

- (3) 養護教諭及び栄養教諭の標準職務に掲げていない職務であっても、学校規模、教職員の配置数や経験年数、学校や地域の実情等に応じて養護教諭及び栄養教諭が担うことが必要と校長が認めるものについては、校務分掌に位置付けることが可能であること。その場合には、養護教諭及び栄養教諭の標準職務に掲げている職務を整理又は精選した上で実施することを前提とすることが適切であること。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第 1

養護教諭の標準的な職務

	区分	職務の内容	職務の内容の例
1	主として 保健管理 に関する こと	健康診断、救急処置、 感染症の予防及び学 校環境衛生等に関す ること	健康診断の実施（計画・実施・評価及び事後措置） 健康観察による児童生徒の心身の健康状態の把握・分析・評価 緊急時における救急処置等の対応 感染症等の予防や発生時の対応及びアレルギー疾患等の疾病 の管理 学校環境衛生の日常的な点検等への参画
		健康相談及び保健指 導に関すること	心身の健康課題に関する児童生徒への健康相談の実施 健康相談等を踏まえた保健指導の実施 健康に関する啓発活動の実施
		保健室経営に関する こと	保健室経営計画の作成・実施 保健室経営計画の教職員、保護者等への周知 設備・備品の管理や学校環境衛生の維持をはじめとした保健 室の環境整備
		保健組織活動に関す ること	学校保健計画の作成への参画 学校保健委員会や教職員の保健組織（保健部）等への参画
2	主として 保健教育 に関する こと	各教科等における指 導に関すること	各教科等における指導への参画（ティーム・ティーチング、 教材作成等）

備考

- (1) 養護教諭は、教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百十七号）附則第十四項に基づき、当分の間、その勤務する学校において、保健の教科の領域に係る事項の教授を担当する教諭又は講師となることができるとされており、兼職発令を受けることにより、養護教諭としてではなく、教諭・講師として当該職務を遂行することが可能である。
- (2) 校長は、各学校や地域の実情等を踏まえ、上記に掲げていない職務であっても、教諭等の標準的な職務の内容及びその例並びに教諭等の職務の遂行に関する要綱の別表番号 2「主として学校の管理運営に関すること」に掲げるものを参考にした上で、養護教諭の職務とすることも可能である。

別表第2

栄養教諭の標準的な職務

	区分	職務の内容	職務の内容の例
1	主として食育に関するすること	各教科等における指導に関すること	食に関する指導の全体計画の作成 給食の時間における児童生徒への給食指導及び食に関する指導 上記のほか、各教科等における食に関する指導への参画（ティーム・ティーチング、教材作成等）
		食に関する健康課題の相談指導に関すること	食に関する健康課題を有する児童生徒への個別的な相談指導（実態把握、相談指導計画の作成、実施、評価等）
2	主として学校給食の管理に関すること	栄養管理に関すること	学校給食実施基準に基づく栄養管理（献立作成、栄養摂取状況の把握）
		衛生管理に関すること	学校給食衛生管理基準に基づく衛生管理（学校給食施設及び設備の衛生、食品の衛生並びに学校給食調理員の衛生の管理、学級担任等や学校給食調理員への指導・助言）

備考

校長は、各学校や地域の実情等を踏まえ、上記に掲げていない職務であっても、教諭等の標準的な職務の内容及びその例並びに教諭等の職務の遂行に関する要綱の別表番号2「主として学校の管理運営に関すること」に掲げるものを参考にした上で、栄養教諭の職務とすることも可能である。

○ 資料 4-3 《「3 高知市立学校及び教職員一人一人における取組」
『取組 4 学校と教師の業務の3分類』を踏まえた
業務の見直し・精選と組織的・計画的な取組』関連》

高知市立学校における事務職員の標準的な職務の内容及び職務の遂行に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高知市立学校の管理運営に関する規則（昭和43年教育委員会規則第10号）第18条3第1項の規定に基づき、事務職員の標準的な職務の内容を明らかにすることを通じ、校務運営により主体的・積極的に参画し、その専門性を発揮して職務を遂行できるようにすることを目的とする。

(事務職員の標準的な職務の内容)

第2条 事務職員の標準的な職務の内容は、別表第1に掲げるとおりとする。

(事務職員が他の教職員との適切な業務の連携及び分担の下、参画する職務の内容)

第3条 事務職員が他の教職員との適切な業務の連携及び分担の下、その専門性を生かして、積極的に参画する職務の内容は、別表第2に掲げるとおりとする。

(事務職員の職務の遂行に係る留意事項)

第4条 校長は、事務職員の職務の遂行に際し、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 別表第1に掲げる標準的な職務の内容は、校務の中で主として事務職員が担う職務の範囲を示したものであること。なお、業務の内容によっては、管理職や教諭等と連携及び協働しながら担う内容も含まれること。
- (2) 別表第2に掲げる職務の内容は、事務職員が他の教職員との適切な業務の連携及び分担の下、その専門性を生かして、積極的に参画する職務の内容を示したものであり、校長が校務分掌に位置付ける場合には、事務職員の職務段階及び経験年数並びに学校規模、地域等の実情を踏まえること。
- (3) 校長は、標準的な職務の内容を参考に、校務分掌を定めること。事務職員が、職務を実施するに当たっては、校務分掌に基づき事務職員と他の教職員間で適切に役割が分担されるとともに、専門スタッフ、外部人材等との分担、連携、協働等が推進されるよう努めること。
- (4) 標準的な職務の内容に具体的な職務として掲げていない職務であっても、事務職員の職務段階及び経験年数並びに学校規模、地域等の実情に応じて事務職員が担うことが必要と校長が認める職務については、校務分掌に位置付けることができる。その際、標準的な職務の内容に具体的に掲げている職務を整理及び精選した上で実施すること。
- (5) 校長は、学校組織で唯一の総務・財務等に通じる専門職である事務職員が、他の教職員との適切な業務の連携及び分担の下、その専門性を生かして学校の事務を一定の責任をもって自己の担任事項として取り扱うとともに、より主体的・積極的に校務運営に参画することを目指すこと。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1

事務職員の標準的な職務の内容

	区分	職務の内容	職務の内容の例
1	総務	就学支援に関すること	就学援助、就学奨励に関する事務
		学籍に関すること	児童生徒の転出入等学籍に関する事務 諸証明発行に関する事務
		教科書に関すること	教科書給与に関する事務
		調査及び統計に関すること	各種調査、統計、報告に関する事務
		文書管理に関すること	文書の収受、保存、廃棄に関する事務 校内諸規程の整備に関する事務
		教職員の任免、福利厚生に関すること	任免・服務に関する事務 給与、諸手当の認定に関する事務 旅費に関する事務 福利厚生、公務災害に関する事務
2	財務	予算・経理に関すること	予算委員会の運営 予算の編成、執行計画、執行に関する事務 契約、決算に関する事務 学校徴収金に関する事務 補助金等に関する事務 監査、検査に関する事務
3	管財	施設、設備に関すること	学校施設の維持管理に関すること 学校施設の貸与に関すること
		教材、教具及び備品に関すること	物品（ＩＣＴに関するものを含む。）の整備計画、維持、管理に関する事務 物品、財産の寄附受納等に関する事務
4	事務全般	事務全般に関すること	事務全般に係る提案、助言（教職員等への事務研修の企画、提案等） 学校事務の総括、企画、運営に関すること 共同実施組織の運営に関すること 事務職員の人材育成に関すること

別表第2

他の教職員との適切な業務の連携及び分担の下、その専門性を生かして、事務職員が積極的に参画する職務の内容

	職務の内容	職務の内容の例
1	学校の組織運営に関すること	学校運営への参画 学校経営方針の策定への参画 校内諸機関への参画、運営 業務改善による働き方改革の推進
2	教育活動に関すること	教育活動の推進に必要な資源等の調達 教育活動における I C T 機器の活用支援（環境整備を含む。） 学校行事等の準備、運営への参画
3	学校評価に関すること	学校評価等の企画、集計、結果分析等に関する事務
4	保護者、地域住民、関係機関等との連携及び協力の推進に関すること	学校と地域の連携、協働の推進（学校運営協議会への参画、地域学校協働本部等との連絡調整等） 学校施設の地域開放に関する事務
5	危機管理に関すること	コンプライアンスの推進 学校安全計画、学校防災計画等の策定及び検証 危機管理マニュアルの作成、改訂 安全点検の実施
6	情報管理に関すること	学校教育活動の広報、情報発信 情報公開に関する事務 個人情報保護に関する事務

高知市立学校教職員の働き方改革プラン(第3期)策定・改訂に関わって

高知市立学校教職員の働き方改革推進委員会委員

【令和5年度】

No.	氏 名	所属団体・役職名等
1	柳林 信彦	高知大学 副学長
2	市村 有生	高知市総務部 人事課長
3	斉木 邦政	高知市小中学校PTA連合会 会長
4	西田 尚弘	高知市立朝倉第二小学校長
5	溝渕 隆彦	高知市立愛宕中学校長
6	谷中 佳子	高知市立横浜小学校 教頭
7	藤本 正隆	高知市立朝倉中学校 教頭
8	溝渕由美子	高知市学校事務企画調整室 事務長

【令和6年度】

No.	氏 名	所属団体・役職名等
1	柳林 信彦	高知大学 副学長
2	市村 有生	高知市総務部 人事課長
3	斉木 邦政	高知市小中学校PTA連合会 会長
4	山本 儀浩	高知市立横内小学校 校長
5	梶原 将一	高知市立城北中学校 校長
6	中澤 悠子	高知市立高須小学校 教頭
7	立仙 暁子	高知市立義務教育学校土佐山学舎 教頭
8	溝渕由美子	高知市学校事務企画調整室 事務長

【令和7年度】

No.	氏 名	所属団体・役職名等
1	柳林 信彦	高知大学 副学長
2	森尾 祐二	高知市総務部 人事課長
3	正木 光広	高知市小中学校PTA連合会 会長
4	田中 美穂	高知市立横内小学校 校長
5	廣瀬 啓二	高知市立南海中学校 校長
6	岡崎 隆太	高知市立横浜小学校 教頭
7	立仙 暁子	高知市立義務教育学校土佐山学舎 教頭
8	大崎 由香	高知市学校事務企画調整室 事務長



高知市立学校教職員の働き方改革プラン

【 第 3 期 】

～高知市立学校教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画～

令和7年3月 策定

(令和8年2月 改訂)

高知市教育委員会

住所：〒780-8571 高知市鷹匠町2丁目1-43

《担当課:学校教育課》

TEL：088-823-9479

E-mail：kc-200300@city.kochi.lg.jp

HP：https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/77/

